資料２

平成２９年度文部科学省先導的大学改革推進委託事業

法科大学院進学希望者に対する法科大学院と法学部の連携に関する調査研究
報告書

平成３０年３月

慶應義塾

［目次］

概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

１　調査研究の目的・方法・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
１－１　調査研究の趣旨・目的
１－２　調査研究の方法
１－３　調査研究の実施体制
１－４　調査研究の内容

２　憲法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
２－１　憲法の教育課程の特色
２－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
２－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
２－４　モデル・カリキュラム案（憲法）

３　民法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
３－１　民法の教育課程の特色
３－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
３－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
３－４　モデル・カリキュラム案（民法）

４　刑法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
４－１　刑法の教育課程の特色
４－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
４－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
４－４　モデル・カリキュラム案（刑法）

５　商法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
５－１　商法の教育課程の特色

５－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
５－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
５－４　モデル・カリキュラム案（商法）

６　民事訴訟法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
６－１　民事訴訟法の教育課程の特色
６－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
６－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
６－４　モデル・カリキュラム案（民事訴訟法）

７　刑事訴訟法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３４
７－１　刑事訴訟法の教育課程の特色
７－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
７－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
７－４　モデル・カリキュラム案（刑事訴訟法）

８　行政法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３
８－１　行政法の教育課程の特色
８－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準
８－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題
８－４　モデル・カリキュラム案（行政法）

概要

○　本調査研究は、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成することにより、法曹等の専門職を志望する法学部生に充実した教育を行うとともに、法科大学院の入学者選抜等の在り方等について検討を深めることに資するという観点から、①法科大学院（既修者コース）への進学を希望する法学部生が、法学部段階において履修すべき法科大学院の法律基本科目に相当する科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法）（以下、「法律基本科目」という）に係る知識・能力の水準と学修すべき内容、②上記①の教育課程における法律基本科目に係るカリキュラム編成方針を明らかにすることを目的として実施された。

○　法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、法学部を４年で修了して法科大学院既修者コースに進学することになるが（以下、「４年＋２年コース」という）、当該課程の法学部生が早期卒業、飛び級等の制度を活用して実質３年間の在籍の後に法科大学院既修者コースに進学することも想定されるため、本調査研究では、法学部を実質３年で修了する教育課程（以下、「３年＋２年コース」という）を導入した場合、法律基本科目について法学部段階で十分な履修が可能か、明らかにした。

○　本調査研究は、法科大学院において法律基本科目を構成する７科目を取り上げ、各科目について、法科大学院コア・カリキュラム（www.lskyokai.jp/info/info20101018.html）の内容を法学部のカリキュラムに割り当てる作業を実施した。法科大学院における各科目の到達目標はさしあたり維持し、これを前提に、法科大学院既修者コースへの進学を希望する法学部生が法学部段階で履修すべき法律基本科目の内容・水準を具体的に明らかにした。

○　法科大学院コア・カリキュラムは、法科大学院で学修すべき内容について体系的な項目が提示されるとともに、項目ごとの到達度がグレード分けされて記載されている。本調査研究では、科目ごとのコア・カリキュラムの性格の違いにも留意しつつ、法学部レベルで当該科目のどの「項目」につきいかなる「到達度」が求められるか、対象の「広さ」と内容の「深さ」に十分意を払った上で、法科大学院既修者コースへの進学を希望する法学部生が法学部で履修・修得すべき内容・水準を示した。

○　法学部生の進路は多様であることから、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編

成する場合においても、法学部段階では「初歩」を学ぶという考え方をとるべきでなく、法学部に固有の教育ニーズに応えるカリキュラム編成が必要とされた。

○　憲法・民法・刑法の３科目は、実定法教育全体の基盤となるものであり、法学部１年次・２年次に各科目の全体の内容を理解・修得させる必要がある。そのため、これら３科目は、「４年＋２年コース」、「３年＋２年コース」のいずれにおいても、基本的には法学部１年次・２年次に配当すべきと考えられ、そこで履修すべき内容・水準も両コースで本質的な差異はないと考えられる。もっとも、これら３科目について、法学部３年次以降、発展科目・演習等を配当する必要性が示された。また法学部段階において、法科大学院の授業形式（少人数・双方向）を先取りした授業、法律を「使う」能力を養う演習形式の授業等を工夫する必要性が指摘された。

○　商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の４科目は、カリキュラム編成上、憲法・民法・刑法の履修が一定程度進んだ段階に配当されるべきであり、法学部と法科大学院を一貫する教育課程においても、基本的には、法学部３年次以降に配当されるべきである。このため、「３年＋２年コース」を想定した場合、本来は法学部３年次～４年次で履修・修得すべき内容・水準について、法学部３年次でどのように履修・修得するかが課題となる。これらの科目の履修を法学部２年次に「前倒し」することも考えらえるが、法学部１年次・２年次では憲法・民法・刑法につき充実した学修をすべきこと、それら以外の科目も含めた法学部カリキュラム全体に影響を及ぼすおそれがあることから、単純な「前倒し」には多くの課題がある。また、「３年＋２年コース」のカリキュラム編成については、法学部３年次に法科大学院の入学試験を受験することを考慮する必要がある。

○　上記を踏まえ、法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき各科目の内容・水準の要点は、以下のとおりである。

○　憲法は、基本的人権及び統治機構に関する判例・学説の基本的知識と思考方法を修得するため、コア・カリキュラム中に「具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる」とある点を、法学部段階では「法科大学院での学修に耐えうる基礎の確立と実務法曹教育への架橋という観点からの判例理解」として割り当てるという前提に立ち、「４年＋２年コース」では、法学部１年次・２年次において、憲法総論（２単位）、人権総論（２単位）及び人権各論（４単位）、３年次に統治機構（２単位）を配当し、「３年＋２年コース」では、法学部１年次・２年次において、憲法総論・人権総論（２単位）、人権各論（４単位）及び統治機構（２単位）を配当する案が提示された。

○　民法は、法学部段階において、コア・カリキュラムの項目をひととおり学修すべき（法科大学院との差異は理解の「深さ」にある）との前提に立ち、１年次前期に基礎的体系を学修する民法総論（４単位）を配当した上で、２年次後期までに、契約法（２単位）、損害賠償法（２単位）、担保法（２～４単位）、家族法（２単位）を配当する案が提示された。上記提案は、「３年＋２年コース」を念頭に置いたものであり、「４年＋２年コース」でも基本的に同一とされた。

○　刑法は、法学部段階・法科大学院段階とも、科目編成として、刑法総論・刑法各論の２分野から構成される一方、各分野の履修内容の「広さ」と「深さ」が異なり、両分野の科目を複数回繰り返して学修する必要があるとの前提に立ちつつ、法学部段階で学修すべき内容・水準について、学修すべき項目ごとに、学修内容を段階付けする作業を行なった。その上で、「４年＋２年コース」、「３年＋２年コース」とも、法学部１年次に刑法総論（４単位）、２年次に刑法各論（４単位）、３年次に刑法総論発展（２単位）及び刑法各論発展（２単位）を配当する案が提示された。

○　商法は、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」で、法学部段階で学修すべき内容が変わるとの認識に立ち、「４年＋２年コース」では、法学部３年次に会社法（４単位）及び手形・小切手法（有価証券法。４単位）、４年次に商法総則・商行為法（４単位）及び応用商法（２単位）を配当する案、「３年＋２年コース」では、一案として、法学部２年次に会社法（４単位）及び手形・小切手法（有価証券法。４単位）、３年次に商法総則・商行為法（４単位）及び応用商法（２単位）を配当する案、二案として、法学部３年次に会社法（４単位）及び手形・小切手法（有価証券法。４単位）を配当する案が、それぞれ提示された。上記一案は、会社法と手形・小切手法（有価証券法）を法学部２年次に「前倒し」するものであるが、２年次のカリキュラム編成につき課題が生じることが指摘された。上記二案は、法学部３年次に会社法をひととおり学修させる一方、手形・小切手法（有価証券法）は法科大学院入学試験に課さないことを前提とすることが指摘された。

○　民事訴訟法は、訴訟手続を扱う科目であり、法科大学院ではその全般にわたり実務の現場で訴訟手続に関与し、そこで起こりうる各種の問題に対応する実践的な応用力を身につけることが目標となる一方、法学部段階では民事訴訟手続の流れ、基本的な概念とその相互関係、法解釈上問題となる重要な事項等の理解が目標となるとの認識に立ち、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」で、法学部段階において履修・修得すべき内容・水準は基本的に同一であるとされ、法学部３年次（ないし４年次）に民事訴訟法（４～６単

位）を配当する案が提示された。「３年＋２年コース」では、法科大学院入学試験の時期との関係で、法学部のカリキュラムとして３年次前期までに配当とするか、法科大学院の入学試験の科目から外した上で入学直前の時期に認定試験等を行なうか、いずれかの対応が必要であることが示された。

○　刑事訴訟法は、法学部段階において、捜査から裁判までの手続の流れを理解し、捜査・公訴提起・公判・証拠・裁判の各領域における重要な論点を判例・学説に言及しながら説明できることを学修すべきとの認識に立ち、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」で、法学部段階において履修・修得すべき内容・水準は基本的に同一であるとされ、法学部３年次に刑事訴訟法（４単位）を配当する案が提示された。「３年＋２年コース」では、法科大学院入学試験の時期との関係で、法学部のカリキュラムとして３年次前期までに配当することが望ましいが、法科大学院の入学試験の科目から外した上で入学直前の時期に認定試験等を行なうこともあり得ることが示された。

○　行政法は、法学部段階において、行政組織法の一部、行政作用法及び行政救済法の基礎的概念及び重要法律の仕組み・趣旨を学修すべきとの前提に立ち、法学部３年次・４年次に行政法総論（４単位）及び行政救済法（４単位）を配当する案が提示された。「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」で履修・修得すべき内容は基本的に同一であるが、「３年＋２年コース」の場合、法科大学院の入学試験等で何らかの対応が必要になることが示された。

○　法学部のカリキュラムは各大学により多様であること、本調査研究は法学部と法科大学院を一貫する教育課程に係る何らかの具体的な制度設計を前提とするものではないことから、本調査研究は、上記教育課程に係る一個の具体的なカリキュラム案を提示するものではないが、上記教育課程の制度設計につき議論が深められる際に、本調査研究で得られた成果が議論全体の土台として活かされることが期待される。

１　調査研究の目的・方法・内容

１－１　調査研究の趣旨・目的

本調査研究は、法学部と法科大学院の間で一貫した教育課程を編成することにより、法曹等の専門職を志望する法学部生に充実した教育を行うとともに、法科大学院の入学者選抜等の在り方等について検討を深めることに資するという観点から、①法科大学院（既修者コース）への進学を希望する法学部生が、法学部段階において修得すべき法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法）に係る知識・能力の水準と学修すべき内容、②法学部と法科大学院を一貫する教育課程において、法学部段階において履修・修得されるべき法律基本科目の内容及びこれらの科目に係るカリキュラムを編成しようとする際にとられるべき基本的な方向性について、明らかにすることを目的とする。なお、一般に法学部生の進路は多様であるところ、本調査研究を実施するに当たり、その一部に法科大学院と連携した教育課程を組み込むことから生じる課題について、留意することとした。

平成１６年に法科大学院を中心としたプロセスとしての法曹養成制度が創設されて以来、すでに２万人を超える法科大学院修了生が司法試験に合格し、次世代を担う法曹として社会の様々な領域の第一線で活躍している。このように、法科大学院による教育の成果は、確実に社会に浸透してきたと評価することができるが、他方で、その開設当初と比較すると、法科大学院進学希望者数の減少傾向が指摘される。平成２７年６月の法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、各法科大学院において自主的な見直しや教育の質の向上に向けた取組みがなされてきたものの、全体として法科大学院進学希望者数の減少傾向に明確な歯止めをかけるには至っておらず、法学部教育も視野に入れた上で、法科大学院を中心とした法曹養成制度の抜本的な改善・充実が求められている。折しも、第９期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会では、法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた２つの基本的な方向性として、一方で、法科大学院未修者コース入学者に対する教育の更なる改善を目指すとともに、他方で、法学部との連携を強化し、法学部に「法曹コース（仮称）」を設置して、法学部と法科大学院との体系的・一貫的な教育課程の編成を目指すべきであるとの議論がなされている。本調査研究は、上記の２つの基本的な方向性のうち第２のもの（法学部と法科大学院の体系的・一貫的な教育課程の編成）を念頭に置き

つつ、当該方向性に関する議論に係る基礎的な資料となるべきものを提供するべく、文部科学省の先導的大学改革推進委託事業として実施された。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、そこでの選択肢のひとつとして、法学部に「法曹コース（仮称）」を設置したうえで法科大学院との体系的・一貫的な教育課程の編成を行うことが想定されるが、本調査研究は、このような想定をした場合に、法律基本科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法）に関して、法学部及び法科大学院（既修者コース）のそれぞれにおいてどのような教育が行われるべきか、特に法科大学院既修者コースへの進学を希望する者に対して行われるべき法学部教育の内容・水準がいかにあるべきかを明らかにしようとするものである。また、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成した場合、法曹コース（仮称）の法学部生が早期卒業、飛び級等の制度を活用して実質３年間の在籍の後に法科大学院既修者コースに進学することも想定される。本調査研究では、現行制度において法曹資格を得るまでに要する時間的・経済的負担が法曹志望者減少の一因との指摘があることを踏まえ、優れた資質と明確な志望を有する者については、早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化することが重要であるとの認識に基づき、法学部３年間と法科大学院（既修者コース）２年間の計５年間で修了できる一貫した教育プログラムを導入する可能性を模索することに意を払っている。すなわち、法学部と法科大学院を一貫する教育課程において、法学部における教育期間を実質３年とする場合でも、法律基本科目について法学部段階で十分な履修が可能な分量・内容であるか明らかにするよう努めることとした。

なお、法学部での人材養成が法曹に限定されたものではないことは論を俟たないところであり、本調査研究においては、法学部生の進路の多様性を踏まえた法学部教育のあり方にも留意することとした。加えて、法科大学院において、様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を養成する趣旨から、社会人や法学部以外の他学部出身者に対する法科大学院未修者コースが設けられていることから、本調査研究においては、法科大学院未修者コースでの３年間の教育のあり方にも留意することとした。

本調査研究の趣旨・目的は、上記のとおりである。このような趣旨・目的に照応し、本調査研究は、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成した場合、法科大学院既修者コースへの進学を希望する法学部生が、法律基本科目につき法学部段階で履修・修得すべき内容・水準を示すとともに、そこで想定されるモデル・カリキュラム案を提示し、上記の教育課程を設けた場合に生じる可能性がある課題や問題点を指摘した。もとより、現在

の大学法学部のカリキュラムは多様であり、また、本調査研究において上記教育課程の編成に係る具体的な制度設計を前提するものではないため、法学部と法科大学院を一貫する教育課程におけるカリキュラム編成等について、一個の具体的な成案を提示しようとするものではないが、今後、広く各方面において上記の教育課程の編成・その仔細にわたる制度設計につき議論が深められる際に、本調査研究で得られた成果が議論全体の土台として活かされることを期待するものである。

１－２　調査研究の方法

本調査研究は、慶應義塾大学法科大学院を幹事校（受託者は慶應義塾）としつつ、慶應義塾大学を含む７つの大学（東京大学、京都大学、一橋大学、神戸大学、早稲田大学、中央大学及び慶應義塾大学）の法科大学院又は法学部の教員を構成員とする検討会議を設けた上で、同会議を３回にわたって開催して集中的な審議を行なった。同会議には、毎回、文部科学省担当者もオブザーバーとして議論に参加した。同会議の審議内容を踏まえつつ、調査研究担当者が報告書案を作成し、これを基に、慶應義塾大学法科大学院を中心に更に議論を深めた上で、報告書の取りまとめが行われた。

本調査研究では、法科大学院における実定法に係る法律基本科目（必修科目）の中心となる７つの科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政法）を取り上げ、それらの科目を担当する調査研究担当者を科目ごとに２名ずつ指名した。調査研究担当者は、各検討会議において、中間報告案（第１回及び第２回の検討会議）及び最終報告案（第３回検討会議）を事前提出した。これらを基に、各回の検討会議において出席者全員での審議・検討が行われ、その内容につきブラッシュアップを重ねて報告書の取りまとめに至った。

本調査研究において、直接の対象を上記７科目としたのは、これら７科目が、法科大学院における実定法教育の基幹となる法律基本科目であることに加えて、司法試験法３条１項各号及び同条２項１号～３号に定める司法試験の試験科目としての「公法系科目」、「民事系科目」及び「刑事系科目」の内容を構成するものであることを考慮したものである。これら７科目は、法律基本科目として法科大学院既修者コースにおける履修内容の中核を成すと同時に、既修者コースに入学する者はそれら７科目の基本的内容についてひととおり学修済みであることが制度的に予定されるものである。法学部と法科大学院を一貫する教育課程におけるカリキュラム編成の基本的方向性について、その在るべき姿を明らかにしようとする本調査研究の趣旨・目的に照らし、これら７科目を調査研究の対象とすることには、合理的な根拠が認められる。

また、本調査研究では、対象とする７つの法律基本科目をそれぞれ異なる７つの法科大学院に所属する調査研究担当者に割り当てた上で、調査研究担当者が各科目の中間報告案・最終報告案を作成する方法を採用した。これにより、ひとつないし少数のみの法科大学院における学修上の知見・教育上の経験のみにたよることなく、７つの法科大学院の知見を

総合することを通して、各科目に関する教育内容・教育課程の編成に関してより総合的・多面的観点からの検討をすることができた。法学部と法科大学院を一貫した教育課程の編成に際して、ひとつの法分野・科目のみに偏った議論では不十分であることは論を俟たないところ、７つの科目、７つの法科大学院のそれぞれから調査研究担当者を任じ、これに慶應義塾大学法科大学院の各科目担当教員及びオブザーバーを加えて全体的な討論を深めるという方法は、各科目を履修する法学部生・法科大学院生の負担にも配慮し、全体としての整合性をはかり、各科目が有機的に一体となって学修の効率・成果を高めたカリキュラム編成の方向性を導き出すことに寄与するという点で、本調査研究の趣旨・目的にかなうものである。

本調査研究では、対象となる７科目のそれぞれについて、各法科大学院で広く用いられているコア・カリキュラムの項目・内容を踏まえ、法学部と法科大学院を一貫する教育課程において法科大学院既修者コースへの進学を希望する法学部生に対して当該法学部が提供すべき学修内容（カリキュラム）に「割り当てる」ことを、基本的な作業の方針とした。すなわち、上記の教育課程において、ある法律科目のある項目について、法学部で履修すべき部分と、法科大学院（既修者コース）で履修すべき部分とを切り分け、それぞれに「割り当てる」ことが共通する基本的方針とされた。

本調査研究において、コア・カリキュラムとは、「法科大学院における共通的到達目標（第二次案修正案）」をいう。これは、平成２０年度及び同２１年度の文部科学省「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」に基づく「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」研究班が、同調査研究の成果として策定した「法科大学院における共通的到達目標（コア・カリキュラム）モデル案（第一次案）」について、その後各方面から寄せられた意見を取り入れて修正を施し、平成２２年３月に同調査班と法科大学院協会が開催した合同シンポジウムで公表された文書である。コア・カリキュラムは、当該科目について、広く各法科大学院に共通する「到達目標」とされ、各法科大学院は、コア・カリキュラムを基に自主的・自律的に固有の到達目標を設定することが求められている（具体的内容について、www.lskyokai.jp/info/info20101018.html を参照）。

このように、コア・カリキュラムは、法科大学院教育における共通的な到達目標として、法科大学院において履修・修得されるべき各科目の内容・水準に係る標準的指標ということができる。コア・カリキュラムには、各科目について、法科大学院で学修すべき内容が体系的な項目として提示されるとともに、それらの項目ごとに、①理解している（制度の

趣旨や、要件等について、その基本的な内容を抽象的・一般的に認識している)、②概要を説明することができる（基本的な内容について、どのようなものであるかを概括的に自分の言葉で表現できる)、③説明することができる（問題点や主要な考え方、要件や効果についての主要な点を表現することができる）等のグレードにより到達度が表記されている。さらに、コア・カリキュラムでは、上記のグレードについて、(a)「条文を参照して」、「条文を参照しながら」等、(b)「具体例を挙げて」、「事例を挙げて」等、 (c)「具体例に即して」、「事例に即して」等、 (d)「判例・学説を踏まえて」等 のバリエーションを付加した表現により、項目ごとの到達度が具体化されている。

本調査研究では、法律基本科目を構成する７つの法律科目ごとに、コア・カリキュラムの内容を法学部で学修されるべき内容・水準に割り当てることを基本とする作業を行なったのであるが、上記のように、コア・カリキュラムは学修すべき「項目」と項目毎の「到達度」を具体的に提示しており、本調査研究において法学部カリキュラムへの割り当て作業をするに当たり、学部レベルで当該科目のどの「項目」につきいかなる「到達度」が求められるべきか、対象・内容の両面に十分意を払うこととした。また、調査研究に当たり、法律基本科目のそれぞれについて、法学部段階での学修が求められる「基礎的な部分」と、法科大学院教育の中心となる「応用的・塗り重ね的な部分」とがあるとの共通認識の下、それぞれの法律基本科目を構成する項目ごとに、可能な限りそれらを切り分けて提示することを念頭に置くこととした。なお、コア・カリキュラムは、法科大学院における各科目の「到達目標」であり、単純に法学部と法科大学院とに割り振りできるものではなく、また、コア・カリキュラム自体が科目ごとに内容・性格において異なる部分があり、７科目すべてにおいて同一の視座により法学部レベルと法科大学院レベルとに切り分けられるものでもない。本報告では、これらの点を十分に考慮し、科目ごとに最善と考えらえる方法で、コア・カリキュラムに照応させた論述をするものとした。

なお、コア・カリキュラムは、平成２６年度以降、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会のもとに設けられた「共通到達度確認試験システムに関するワーキング・グループ」により試行試験が実施されている「共通到達度確認試験」においても、その出題範囲の重要な拠り所とされている。同ワーキング・グループが平成２９年７月２１日に提示した「第４回共通到達度試験試行試験実施要綱」には、「試験科目・出題範囲・出題方針」として、憲法、民法及び刑法の３科目を出題範囲と定めたうえで、「『共通的な到達目標モデル（第二次案修正案)』の記載の範囲内から、２年までの学修を通じて修得すべき問

題を偏りなく出題する」と記載されている。「共通到達度確認試験」は、法学未修者の教育の質の保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために、既修者にも活用できるものとして実施されている。このように、法科大学院において当然に修得すべき内容を確認する「共通到達度確認試験」において、コア・カリキュラムがその制度的基盤として用いられていることは、法学部と法科大学院の連携・一貫した教育課程の構築に向けた基本方針を明らかにしようとする本調査研究において、コア・カリキュラムを基準とすることが合理的であることを示している。「共通到達度確認試験」は、法科大学院における未修者コースにおける学修到達度の指針とされていることに照らすと、「共通到達度確認試験」の標準として用いられているコア・カリキュラムを基準として法学部（法曹コース）と法科大学院（既修者コース）の学修内容の割り当てを行うという本調査研究が採る方法は、法科大学院における未修者コースにおける３年間の教育のあり方にも配慮するという本調査研究の趣旨を具体化するものとして適切と考えられる。

上記のように、本調査研究は、法科大学院のコア・カリキュラムを基準としつつ、法学部と法科大学院を一貫する教育課程において法科大学院既修者コースへの進学を希望する法学部生に対して当該法学部が提供する法律基本科目の内容・水準を提示しようとするものであるが、上記の教育課程について、法学部を４年で修了した後に法科大学院既修者コースに進学する標準的なモデル（便宜上、「４年＋２年コース」という）の他に、法学部での学修を実質３年で終えて法科大学院既修者コースに進学するモデル（便宜上、「３年＋２年コース」という）の可能性が模索されるべきことは、本報告書１－１で述べたとおりである。後者のモデルによる場合には、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の中で、法学部３年次のいずれかの時点で法科大学院（既修者コース）の入学者選抜試験を受けることが想定される。このことにより、本調査研究で法学部のモデル・カリキュラム案を検討する場合、早期卒業・飛び級等の制度の活用により法学部を実質３年間で終えて法科大学院既修者コースに入学する学生について、３年次のどの時点までに何をどこまで学修すべきか、という課題（そもそも、「３年＋２年コース」によって教育・学修することが可能ないし望ましいかという課題を含む）の検討が、重要なテーマとなる。より一般的にみても、法学部を実質３年で修了して法科大学院（既修者コース）に進学する場合において、本来は４年間である法学部の学修期間が短縮されることから生じる制度上・学修上の課題が想

定される。本調査研究では、これらの課題についても、幅広く検討した上で、それらを解決すべき方向性を示すこととした。

１－３　調査研究の実施体制

本調査研究は、慶應義塾が受託し、慶應義塾大学法科大学院が実施・遂行したものであるが、調査研究にあたって、先導的法科大学院懇談会（ＬＬ７）の枠組みを活用した。

先導的法科大学院懇談会とは､法曹養成に実績をあげている７つの先導的法科大学院（東京大学、京都大学、一橋大学、神戸大学、慶應義塾大学、中央大学及び早稲田大学）のコンソーシアムである。先導的法科大学院懇談会は、これら７つの先導的法科大学院が連携し、在るべき法科大学院教育の実践例について、その実像と魅力を総合的に発信するプラットフォームとして積極的に活動している。本調査研究は、上記のような活動実績のある先導的法科大学院懇談会の枠組みを用い、委託事業の受託者である慶應義塾大学法科大学院（平成２９年度及び同３０年度の先導的法科大学懇談会の幹事校である）を取りまとめ役としながら、同懇談会を構成する７つの法科大学院の協力により実施された。

具体的には、慶應義塾大学から憲法、一橋大学から民法、早稲田大学から刑法、神戸大学から商法、京都大学から民事訴訟法、東京大学から刑事訴訟法、中央大学から行政法について、それぞれ２名ずつ、当該科目を担当する調査研究担当者を選出した。これらの調査研究担当者は、それぞれが所属する大学の法学部ないし法科大学院に所属する専任教員らの協力も得ながら、７つの法律科目に係る中間報告案・最終報告案の作成を担った。調査研究担当者の一覧は、次のとおりである。

慶應義塾大学（憲法担当）	山元一　大学院法務研究科教授
同	小山剛　法学部教授
一橋大学（民法担当）	滝沢昌彦　大学院法学研究科教授
同	石田剛　大学院法学研究科教授
早稲田大学（刑法担当）	甲斐克則　大学院法務研究科教授
同	杉本一敏　大学院法務研究科教授
神戸大学（商法担当）	志谷匡史　大学院法学研究科教授
同	榊素寛　大学院法学研究科教授
京都大学（民事訴訟法担当）	笠井正俊　大学院法学研究科教授
同	山田文　大学院法学研究科教授
東京大学（刑事訴訟法担当）	川出敏裕　大学院法学政治学研究科教授

同	成瀬剛　大学院法学政治学研究科准教授
中央大学（行政法担当）	土田伸也　大学院法務研究科教授
同	徳本広孝　法学部教授

加えて、慶應義塾大学法科大学院（大学院法務研究科）は、事業全体の管理・運営、７つの法律科目を総合的・有機的に関連付けて調査研究の全体をまとめる作業を遂行するため、北居功教授（民法）・片山直也教授（民法）・和田俊憲教授（刑法）・橋本博之教授（行政法）の４名から構成される調査研究事業運営委員会を設けた。これに加え、慶應義塾大学法科大学院の専任教員から、横大道聡准教授（憲法）、久保田安彦教授（商法）、芳賀雅顯教授（民事訴訟法）、佐藤隆之教授（刑事訴訟法）、笹倉宏紀教授（刑事訴訟法）の５名も参画し、慶應義塾大学として計９名（７つの法律科目の専攻を全て含む）、上述した憲法に関する調査研究担当者２名を含めると慶應義塾大学として計１１名の体制をもって、本調査研究業務を遂行した。なお、本調査研究に係る事業遂行の連絡調整及び報告書とりまとめ作業の責任者は、橋本博之教授がこれを担った。

上記の実施体制をとることにより、本調査研究において、法曹養成に実績の認められる法科大学院・法学部の知見を集約し、７つの法律科目それぞれに関する学問的水準・教育経験において高いものを確保すると同時に、教育課程編成の際に生じる諸課題につき科目横断的に総合的な検討を十分に深めることができた。

１－４　調査研究の内容

１－４－１　総論

本調査研究では、現在の法科大学院におけるコア・カリキュラムを踏まえつつ、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成の在り方・方向性につき検討するという方法がとられている（１－２を参照)。ゆえに、本調査研究は、原則として、コア・カリキュラムに示された到達目標を共通の基盤とする現在の法科大学院で学修されるべき各科目の内容・水準を前提とするものである。もっとも、コア・カリキュラムそれ自体が平成２２年に策定・公表されたものであり、その後、各法科大学院がコア・カリキュラムを踏まえた独自の到達目標を設けて教育経験を積んでいることから、検討会議では、一部構成員から、コア・カリキュラムを再検討する必要性について指摘された。この点、法令・判例の変更への対応も含め、コア・カリキュラムの内容をブラッシュアップする必要性は認められるものの、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成に係る基本的方向性を検討する本調査研究では、基本的にコア・カリキュラムを前提とすることとされた。すなわち、本調査研究では、「４年＋２年コース」ないし「３年＋２年コース」において学修されるべき７つの法律科目の内容・水準、上記教育課程における法学部段階でのモデル・カリキュラム案等を検討する際、法科大学院既修者コースにおける当該科目の到達目標は基本的に維持されることを前提とし、法科大学院既修者コースにおける各科目の到達目標についてその抜本的な変更等につき議論する必要はないとの考え方が共通認識とされた。

他方、本調査研究の検討会議では、コア・カリキュラムの性格が７つの法律科目ごとに同一でないという認識が共有された。７つの法律科目は、いずれも法学部と法科大学院を一貫する教育課程における基本科目であるが、それぞれの科目の位置付けや特質に照応して、到達目標の設定に係る基本的な考え方に差異が認められる。例えば、民法のコア・カリキュラムについては、民法の全分野にわたって網羅的に項目を示すという性格が強く、ある項目を前提に別の項目を履修するという「積み上げ」型の構成ではないため、コア・カリキュラムの内容を法学部段階と法科大学院既修者コース段階とに単純に割り振ることには馴染まず、法学部段階でもコア・カリキュラムの項目はすべて履修すべきである（法学部と法科大学院とで異なるのは理解の「深さ」である)、と指摘されている。また、例えば、商法（会社法）では、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成を念頭に法学部

段階で学修すべき内容・水準を設定する際、基礎レベルと応用レベルの両方を含むものが見られるコア・カリキュラムの項目を、逐一法学部と法科大学院とに割り振ることは不適切との認識に立ってモデル・カリキュラム案が検討されている。本調査研究は、コア・カリキュラムを所与のものとする方法により遂行されたため、以下に記述する成果についても、科目ごとのコア・カリキュラムの形式・性格の相違に由来する特徴が派生することが避けられない（むしろ、各科目の特徴が正しく反映されることが、成果の意義を高めるものと評される）。このことを踏まえ、本調査研究では、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する際の基本的方向性を検討するに当たり、コア・カリキュラムに示された事項・項目を表面的にとらえるのではなく、各科目で学修すべき事項・項目にはそれらの内容面での「広さ」と「深さ」があることに特に留意することが共通認識とされた。

７つの法律科目の中でも、憲法・民法・刑法の３科目は、実定法教育全体の基盤となるべきものであり、法学部と法科大学院を一貫した教育課程の編成をする場合に、法学部における早い段階で科目を構成する内容の全体を理解･修得させ､それ以降の教育課程では、そこで理解・修得した内容を基盤としてより深く厚い内容につき「塗り重ね」的に学修を深めるとともに、履修に係る内容及び方法（演習等を含む）の両面でより応用的・発展的なものに進んでゆくことが望ましいと考えられる。さらに、憲法･民法･刑法の３科目は、商法･民事訴訟法･刑事訴訟法･行政法をはじめとする他の法律科目を履修する際の基盤･前提であるという性質上、カリキュラム上もこれらの科目に先行するかたちで配当する必要がある。法学部と法科大学院を一貫する教育課程のうち､「４年＋２年コース」､「３年＋２年コース」のいずれにおいても、憲法・民法・刑法の３科目は、原則として法学部１年次～２年次に履修が必要な科目として配当されるべきと考えられる。これら３科目につき法学部段階で履修すべき内容･水準については､「４年＋２年コース」､「３年＋２年コース」のいずれかにより本質に関わる差異を設けるべきではなく、履修に係る時間的余裕に差があることから単位数の増減・履修内容の厚さについて若干の調整はあり得るものの、基本的に同一とする考え方がとられた。

もっとも、このことは、憲法・民法・刑法の各科目について、法学部段階で「初歩」ないし「基礎」､法科大学院段階で「応用」ないし「発展」を学修すべきとかたちで単純な「切り分け」ないし「棲み分け」をしようとするものでは決してない。法学部段階における学修は、法曹志望でない学生の教育を視野に入れるならばもちろんのこと、法曹志望の学生に対するものであっても固有の意義を有することが留意されるべきである。

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の４科目は、カリキュラム編成上、憲法・民法・刑法の履修・修得が一定程度進んだ段階に配置されるべきであり、法学部と法科大学院を一貫した教育課程の編成を念頭に置いても、基本的には、法学部３年次以降に配置されるものと考えられる。このため、「３年＋２年コース」を想定した場合、本来は法学部の３年次～４年次で履修・修得すべき内容・水準について、法学部３年次において何をどこまで、どのように履修・修得すべきかが課題となる。これらの科目を法学部２年次に「前倒し」することも考えられるが、そうすると、法学部１年次～２年次において憲法・民法・刑法につき充実した履修・修得をすべきという要請と抵触することとなり、また、それら以外の科目も含めた法学部カリキュラム全体に影響を及ぼしかねないことから、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の法学部における履修・修得を単純に「前倒し」することには多くの課題があると指摘された。また、「３年＋２年コース」を想定した場合、法学部３年次の在籍中に法科大学院の入学試験を受験することとなり、その時期によって、当該コースの法学部３年次の前期・後期においてこれらの科目につき何をどこまで履修済みであることを求めるかが課題であることが共通認識とされた。これらのことから、商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法の４科目については、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」との相違点に特に留意しつつ、法科大学院既修者コースへの進学を希望する者が法学部段階で履修・修得すべき内容・水準を、コア・カリキュラムと関連付けるかたちで具体的に明らかにした。

商法については、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」とで、法学部段階で学修すべき内容が変わるとの認識に立ち、「３年＋２年コース」を編成するとした場合、会社法と手形・小切手法（有価証券法）を法学部２年次に「前倒し」する案（さらに法学部３年次に商法総則・商行為法及び応用商法を配当する）と、法学部３年次に会社法と手形・小切手法を配当する案（それ以外は法学部段階では学修しない）の両案が提示された。

民事訴訟法・刑事訴訟法については、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」で履修・修得すべき内容・水準は基本的に同一であるとの考え方がとられたが、「３年＋２年コース」では、後述する法科大学院の入学試験の時期との関係で、法学部のカリキュラムとして３年次前期までの配当とするか、法科大学院の入学試験の科目から外した上で入学直前の時期に認定試験等を行なうか、課題があることが認識された。

行政法についても、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」で履修・修得すべき内容は基本的に同一であるとの考え方がとられたが、「３年＋２年コース」の場合、法学部３

次の配当科目となることから、法科大学院の入学試験等で何らかの対応が必要になることが認識された。

上記のように、本調査研究の対象とした７科目は、それらの位置付けや性格に相違があり、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成に係る基本的方向性を検討する際に、その差異を十分に踏まえて履修・修得すべき内容・水準を設定し、カリキュラムを構築する必要があることが示された。

次に、本調査研究において、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する際の一般的課題として指摘された事項について、その要点を記しておく。

「４年＋２年コース」及び「３年＋２年コース」のいずれにおいても課題として指摘されるのは、以下の諸点である。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する際に、法学部段階において法曹コース（仮称）に特化した講義を展開するか、それ以外の通常のコースと共通の講義とするかという課題がある。これは、上記の教育課程の制度設計に係る課題として本調査研究の範囲を超えるが、当該教育課程におけるカリキュラム編成の方向性を検討する際に重要な要素となるとの指摘がなされた。

本調査研究で前提としたコア・カリキュラムは、法科大学院の授業内容を設定したものではなく、各科目につき学生の「自習」等を含むトータルな学修の結果としての「到達目標」である。コア・カリキュラムの内容を法学部において履修・修得すべき各科目の内容に割り当てた場合にも、法学部段階における７科目の授業内容それ自体ではなく、法学部生の「自習」等を含んだ「到達目標」の提示であることに変わりはない。このことから、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する際に、各科目につき法学部生の「自習」等に委ねるべき内容をどのように設定すべきか、という課題があることが指摘された。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合においても、法科大学院の入学試験に関する開放性に照らし、ある大学の法学部から異なる大学の法科大学院に進学することはできるものと考えられる（もっとも、制度設計の問題は本調査研究の対象外である）。このことから、別の大学の法科大学院に進学する、あるいは、別の大学の法学部の出身者を受け入れることが円滑に行なわれ、学生に対する教育効果を損なわないよう十分に配慮すべきであるとの指摘がなされた。

法学部と法科大学院を一貫した教育課程においては、法曹に必要な法文書作成能力の養成をはじめ、当該教育課程の全体を通した継続的な学修が必要であることから、法学部段

階で法科大学院教育を先取りした少人数･双方向の授業を用意すべきとの指摘がなされた。

法科大学院のコア・カリキュラムの内容を法学部に割り振る作業を行なった場合、法学部の教育内容が「初歩」であることが過度に強調されることは誤りであり、法学部と法科大学院の学修について、一方が「初歩」で一方が「発展」であるという固定的観念をもって受け取られないよう十分留意すべきとの指摘がなされた。

「３年＋２年コース」を想定する場合に、特に課題として指摘されるのは、以下の諸点である。

法学部３年次に法科大学院既修者コースの入学試験を受験する場合に、入学試験の時期に応じて、受験科目ないし各科目の試験範囲に配慮が必要ではないか、という指摘がなされた。法学部３年次に履修を終えることが可能な科目であっても、法科大学院入学試験の時期との関係では、３年次前期までに履修を終える必要がある。このような場合については、カリキュラム上の配当を「前倒し」するのみではなく、入学試験において当該科目を課さないものとし、法科大学院既修者コースへの入学前の時点（法学部３年次の講義が終了した後の時点）において、当該科目について既修者としての認定試験を実施する等の方策があり得るとの指摘がなされた。

法学部を実質３年で修了することを制度化した場合に、法学部３年次～４年次に配置されることが多く、法学部における教育・学修上重要な意味を持つ「ゼミ」が十分に履修できないこととなるため、法学部において「ゼミ」と同等の教育効果を有する授業の展開を工夫すべきであるという指摘がなされた。

１－４－２　科目ごとの内容

本調査研究の科目ごとの成果・内容は、本報告書２～８に記載されている。以下には、各科目に係る成果の要点を記すとともに、特に法学部を実質的に３年で修了して法科大学院既修者コースに進学する「３年＋２年コース」を設けることを仮定した場合、各科目について法学部段階で履修・修得することが求められる内容・水準と、その場合に想定されるモデル・カリキュラム案の要点を示しておく。

（１）　憲法

憲法は、一般に、法学部１年次当初から履修する科目である。憲法教育では、法学部の新入生に「基礎的な社会的教養としての憲法」と「実定法学としての憲法」との内容の違いについて理解を促す必要がある。また、日本国憲法の立脚する根本原理である「基本的人権の尊重」原理と「国民主権」原理は、他のすべての法分野の法的基礎を構成するのであり、憲法という科目には、他の法律科目の履修の前提という性格が認められる。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、憲法教育でも「実務との架橋」を強く意識することとなるが、裁判実務で争点となり得る問題だけを扱えば事足りるわけではない。憲法教育では、裁判での争点となりにくい問題を扱う必要があるし、統治機構の領域では憲法附属法（内容面では国家の組織と運営に関する基本的な規範を含むが、形式的には法令として存在している規範）の履修も必要である。さらに、憲法教育では、既成の発想にとらわれることなく、創造的な解決策を示し得るだけの柔軟さをもつ法的思考力を訓練する必要がある。憲法教育では、コア・カリキュラムの事項・内容について、法学部では「基礎」、法科大学院では「応用」をそれぞれ学修するという単純な区分けをしたのでは不十分であり、法学部段階・法科大学院段階それぞれに対応した履修すべき内容・水準の設定が必要である（詳細は２－２に記載している）。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、「４年＋２年コース」によるなら、モデル・カリキュラム案として、例えば、法学部１年次で憲法総論（２単位）・人権総論（２単位）、法学部２年次で人権各論（４単位）、法学部３年で統治機構（２単位）を配当することが考えられる。これに加えて、法学部の３年次～４年次に憲法演習（２単位）、さらに法学部在学中に憲法と関連する科目群を選択して履修することが期待される。

他方、「３年＋２年コース」とする場合、「４年＋２年コース」と比較して履修期間が短縮されることから、モデル・カリキュラム案として、例えば、法学部１年次で憲法総論・人権総論（２単位）・統治機構（２単位）、法学部２年次で人権各論（４単位）を配当することが考えられる。憲法総論・人権総論（２単位）について、「４年＋２年コース」では４単位が想定されるところ、基礎的な部分の学習を必要最小限度の精選された内容に限定することにより、２単位とすることが考えられる。この点も踏まえ、「３年＋２年コース」とする場合、法科大学院進学後に、「法思想史」「比較憲法」「アジア法」「政治思想史」「法哲学」「情報法」「医事法」「立法政策学」などの選択科目を履修することが期待される。さらに、法学部と法科大学院を一貫する教育課程における憲法教育では、民事・刑事・行政事件の訴訟として憲法上の論点が争われることにかんがみ、訴訟法の知識を習得することも

重要となるが、「３年＋２年コース」において法学部在学中にそのすべてをまかなうことは難しいため、これらの知識については法科大学院進学後の授業科目で補う必要が生じると考えられる。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定される憲法のモデル・カリキュラム案は、次のようなものである（各科目の内容は２に記載している）。

（ア）憲法総論・人権総論　２単位（１年次に配当）
（イ）統治機構　２単位（１年次に配当）
（ウ）人権各論　４単位（２年次に配当）

（２）民法

民法について、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、「４年＋２年コース」では、基本的に従来の法学部教育と異なった教育をする必要は認められない。ゆえに、「３年＋２年コース」を仮定し、法学部の実質３年間で学修すべき民法教育の内容に焦点を当てる必要がある。「３年＋２年コース」を前提とするなら、民法教育にかける時間数は、（従来に比べて）増加させることはできず、むしろ減少させる工夫が必要となる。

民法の特徴として、「契約に基づく物権の移転」に関する法理論が全体として一つの体系をなしている点が挙げられる。これに対し、上記の体系に直接は関係しない他の諸分野、すなわち、（物権を移転する契約以外をも含む契約についての一般論としての）契約法、不法行為法（事務管理や不当利得をも含む法定債権に関する法）、債権担保法（担保物権や連帯債務・保証など）及び家族法は、上記の体系からは比較的独立した「トピック」と考えることができる（これらについても、上記の体系の知識は不可欠の前提となる）。民法の全体構造は、（比較的完結した）取引の基礎理論（契約に基づく物権の移転）と、それに密接に関連する幾つかのトピック（契約、不法行為、債権担保及び家族）により構成されるものと考えることができる。

他方、民法教育において、法曹として法律を「使う」能力を養うためには、事例等を用いた反復練習が不可欠である。民法教育では、①全体を（講義形式で）体系的に学び、②

（演習形式で）法の適用に熟練させる、という２つの方法が必要であるところ、法学部では上記①が中心になり、法科大学院では上記②に重点が置かれる。もっとも、法学部段階での反復練習や演習も重要であり、例えば、講義の中で部分的に演習形式を採用する、事例問題による試験やレポートを課す等の工夫が必要である。

民法のコア・カリキュラムは、民法全分野を網羅するが、難易度の異なる項目を積み重ねる（ある項目の理解を前提として別の項目を積み重ねる）構成ではない。民法のコア・カリキュラムの項目は、法科大学院修了までに修得すべき項目というより、従来から法学部で講義されていた項目と評される。民法教育について、法学部と法科大学院との違いは、各項目の理解の「深さ」と考えられる。本報告書では、コア・カリキュラムの項目を、法学部段階と法科大学院段階とに割り振るのではなく、基本的にはすべて法学部で学修されるべきものという前提で検討する（下記の案１・案２）。ただし、履修時間の制約上、コア・カリキュラムの内容の一部を法科大学院に割り当てる、又は（学生の）自習に委ねる案も検討した（下記の案３）。

本報告書は、「３年＋２年コース」を仮定した場合において、法学部段階の民法カリキュラムの編成について、＜案１＞「民法総論」を土台とする積み上げ方式、＜案２＞民法総則を土台とする積み上げ方式、＜案３＞縦割り方式、の３案を提示する。

＜案１＞は、上述した基礎的体系とトピックからなる民法の構造にかんがみ、民法総論（４単位・１年次前期に配当）を履修した上で、契約法（２単位・１年次後期に配当）、損害賠償法（２単位・１年次後期に配当）、担保法（２単位・２年次後期に配当）及び家族法（２単位・２年次前期に配当）を「積み上げ」方式で編成する（計１２単位）。担保法については、必ずしも法曹志望ではなく、金融関係等に就職を希望する学生にとっても重要であるので、比較的詳しく学修させるために４単位とすることも考えられる（計１４単位）。

＜案２＞は、民法総論という新しい科目を新設するのではなく、民法総則（４単位）の内容を工夫した上で、民法総則を土台としてトピック科目を「積み上げ」てゆく方式である。カリキュラム編成は、＜案１＞に準じる。

＜案３＞は、従来の講義の体系を維持したまま、コア・カリキュラムの項目の全部を法学部で講義することはせず、民法の基本的な体系の理解には重要ではない事項については省略して、民法の講義の時間数（単位数）を削減する方式である。法学部で省略した項目については、法科大学院での何らかのかたちで補充することが望まれる。

上記３つの案の詳細は３－２に記載されるが、「３年＋２年コース」を仮定する場合、「民

法総論」を土台とする「積み上げ」方式が望ましいこと、さらに、民法が他の法律科目全体の土台となり早い時期の履修が望ましいことから、＜案１＞に基づくモデル・カリキュラム案を提示している。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定される民法のモデル・カリキュラム案は、次のようなものである（各科目の内容は３に記載している）。

（ア）民法総論（４単位・１年次に配当）
（イ）契約法（２単位・１年次に配当）
（ウ）損害賠償法（２単位・１年次に配当）
（エ）家族法（２単位・2 年次に配当）
（オ）担保法（２単位又は４単位・2 年次に配当）

（３）刑法

刑法の学修内容は、講学上「刑法総論」、「刑法各論」の２つの分野に分けられ、法学部及び法科大学院における刑法の科目編成もこの区別に従うのが通常である。刑法総論は、刑法典第１編に置かれた規定の解釈論、及び刑法典各則に置かれた各種犯罪規定に共通する部分の解釈論を扱う分野であり、刑法各論は、刑法典第２編に置かれた各種犯罪規定、及びそれらの規定に基づいて構成・観念される一定の犯罪類型ごとに、それぞれの犯罪規定・犯罪類型に固有の解釈論的問題を扱う。そして、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成をする場合、当該教育課程で刑法科目が取り扱うべき分野は、「刑法総論」と「刑法各論」の２つの分野によって全てカバーされているといってよい。しかし、学修対象となる科目が２種類に限られる一方、それぞれの科目・分野において取り扱われる解釈論的問題は多岐にわたり、また、そこには高度に理論的な問題も数多く含まれる。さらに、刑法における思考法の特徴として、ある特定の条文に関わる解釈問題が問われている場合であっても、常に犯罪論体系に則って考え、他の問題領域との間での理論的な整合性を意識しなければならない、という点（体系的思考が重視されるという点）が挙げられる。

以上から、刑法教育の対象は「刑法総論」、「刑法各論」の２分野に限定されるものの、

それぞれの分野がその内部において「広さ」と「深さ」を持ち、その教育課程の編成において、学修者がこの両分野に関わる科目を複数回繰り返し履修し、そのプロセスを通じて各分野の内部に広がった様々な問題領域を網羅し、徐々に高度に理論的な問題にまで理解を及ぼすことが不可欠である。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、上記のような刑法科目の特色を踏まえる必要がある。本報告書では、刑法科目の学修内容を、①刑法・刑罰に関する基礎的事項、②刑法の思考方法を構成する事項、解釈論的検討のための前提知識に属する事項、③解釈論上の重要論点に関する基本的事項、④解釈論上の重要論点に関する発展的事項、⑤事例検討に際して付随的に必要とされる基本的知識に属する事項、⑥事例検討に際して必ずしも必要とされない基本的知識に属する事項、⑦周辺的知識に属する事項、に分類した上で、法学部では、解釈論上の重要論点に関する学識の修得につき①②③、刑法的知識の修得につき⑤、刑法判例の検討につき②③⑤に関する判例を、法科大学院既修者コースでは、解釈論上の重要論点に関する学識の修得につき④、刑法的知識の修得につき⑥、刑法判例の検討につき④⑥⑦に関する判例を、それぞれ学修すべきとの提案を行なった（詳細は４－２に記載している）。

刑法科目は刑法総論と刑法各論の２種類に限られつつそれぞれの内部に「広さ」と「深さ」を持つという特徴があり、他方、法学部で学修されるべき刑法科目は１年次～３年次に配当することが可能なため、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」とで異なったカリキュラム編成をとる必要性は認められない。具体的には、法学部において、（ア）刑法総論に関する基本的な講義科目（４単位）、（イ）刑法各論に関する基本的な講義科目（４単位）、（ウ）刑法総論に関する応用・発展的な（講義）科目（２単位）、（エ）刑法各論に関する応用・発展的な（講義）科目（２単位）、の４科目を設けることが考えられる。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定される刑法のモデル・カリキュラムの案は、次のようなものである（各科目の内容は４に記載している）。

（ア）刑法総論基礎（４単位・法学部１年次に配当）
（イ）刑法各論基礎（４単位・法学部２年次に配当）
（ウ）刑法総論発展（２単位・法学部３年次に配当）
（エ）刑法各論発展（２単位・法学部３年次に配当）

（４）商法

商法の教育課程は、①会社法、②商法総則・商行為法・有価証券法、③それ以外（金融商品取引法、保険法等）に大別される。このうち、③はコア・カリキュラム外であり、本報告書の検討対象から外れる。

会社法は､法学部において大学ごとに単位数･カリキュラム編成に大きな違いが見られ、３年次前期に配当している大学が多いものの、２年次に会社法（商法）の入門科目を配置する、あるいは、２年次から会社法を展開する大学もある。会社法には最低４単位が与えられ、大学によりその単位数を上乗せするカリキュラムが編成されている。法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成を念頭に置くと、法学部において最低４単位相当で会社法全般の教育を行い、その全範囲について満遍なく学修することを求めること、法科大学院既修者コースの入学試験では会社法全般を対象とすることが基本となる。

有価証券法については、法学部・法科大学院の教育の現実にかんがみ、法科大学院修了時点で学生が到達すべき内容の一部を法学部に割り振ることは現実的ではなく、学生の自習に委ねる部分を含め、法科大学院既修者コースに配当する科目として教育を考えるべきである。商法総則・商行為法についても、法学部と法科大学院との教育ニーズの差異にかんがみ、法学部と法科大学院の間での役割分担という視点から、コア・カリキュラムの内容の一部を法学部に割り振ることは望ましくない。

以上のように、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成という視点では、会社法について、法学部と法科大学院の教育の棲み分け・連続性を考えることが有意義である。会社法について､法科大学院既修者コースへの進学を希望する学生が法学部において履修･修得すべき内容・水準として、①法学部の教育では会社法全体を満遍なく学修し、そこでは会社法の仕組みや重要最高裁判例の学修に重きを置く一方、近時の下級審の紛争や事例の分析といった発展的な内容を法科大学院において二段構えで重ね塗りする教育モデルと、②法学部段階では学修難易度が高く別の科目として切り出されている項目（組織再編や資金調達）を主として法科大学院で教育する項目と位置付ける教育モデルのいずれかを前提とすることが考えられる。両者いずれにしても、会社法の発展的な部分に何が該当するかは各法科大学院の教育方針に依拠するものであり、コア・カリキュラムの会社法の項目の

逐一を法学部と法科大学院に割り振ることは不可能と考える。法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合に、法学部段階で学修が求められる会社法（４単位）の内容・水準は、会社法全般をひととおり扱うものということになる（詳細は５－２に記載している）。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定され商法のモデル・カリキュラム案（２案を示す）は、次のようなものである（各科目の内容は５に記載している）。

＜案１＞　法学部段階で商法全体を学修するイメージ
（ア）会社法（４単位・２年次に配当）
（イ）手形法・小切手法（４単位・２年次に配当）
（ウ）商法総則・商行為法（４単位・３年次に配当）
（エ）応用商法（２単位・３年次に配当）

＜案２＞　法学部で会社法全体と有価証券法のみを学修するイメージ
（ア）会社法（４単位・３年次に配当）
（イ）手形法・小切手法（４単位・３年次に配当　入学試験には課さない）

※　＜案１＞のメリットは、「３年＋２年コース」を構成する際、商法の配当を単純に１年前倒しして、従前の法学部教育が予定していたカリキュラムを法曹志望者以外への教育に影響を与えることなく完了できることである。＜案１＞の課題は、学部２年次から商法の履修を進めて学修効果が上がるか、とりわけ、民法や民事訴訟法との関係の強い会社法以外の諸分野の学修効果が上がるかという点にある。加えて、商法以外の科目も同様の前倒しを行った場合には、法学部段階全体としての教育効果が問題となる。

＜案２＞は、法科大学院既修者コースの入学試験の試験科目の内容が会社法に限られることを前提とし、また、会社法が法学部３年次後期に配当される場合は法科大学院側にさらなる対応が必要となる。また、＜案１＞の（ウ）（エ）に相当する科目等につき法科大学院での履修、自習に委ねる等の対応が必要となる。

（５）民事訴訟法

民事訴訟法は、多くの法学部において、４単位又は６単位の科目として、法学部３年次及び４年次の学生を対象に実施されている。民事訴訟法は、訴訟の手続を取り扱うという科目の性質上、法科大学院においては、民事訴訟手続の全般にわたって、具体的な事例を素材として判例や学説について理解を深め、実務の現場で訴訟手続に関与し、そこで起こり得る各種の問題に対応するための実践的な応用力を身に付けることが目標となる。これに対して、法学部においては、民事訴訟手続の流れ、基本的な概念とその相互関係、法解釈上問題となる重要な事項等について理解を得ることが目標となる。そのため、法学部の授業では、基本的な事項や重要な事項を中心に取り扱うことになり、具体的な事例や判例・学説の状況は、基本事項や重要事項の確実な理解に資する限度で扱えば足りる。法学部段階の民事訴訟法教育は、対象の「広さ」及び理解の「深さ」の双方において法科大学院の授業とは差異がある。ただし、法科大学院既修者コースへの進学を予定する者は、法科大学院での授業を受講する前提として、民事訴訟法に係る基本的な事項や重要な事項について確実な理解を得ておく必要がある（詳細は７－２に記載している）。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成を念頭に置くと、法学部における民事訴訟法を４単位で展開する場合と６単位で展開する場合とでは、民事訴訟法の科目において取り扱うべき項目の取捨選択や内容の深さに差異が生ずる。そのため、ある法学部から別の大学の法科大学院に入学する学生にとっては、法学部でも法科大学院でも授業で取り扱われない項目や内容が生ずる可能性がある。これらについては、法学部・法科大学院での各授業のほか、法学部での自習、法科大学院既修者コースの入学試験のための勉強、法科大学院での自習を含めた学修プロセスの中で、各学生が身につけることが期待される。

「３年＋２年コース」を仮定した場合でも、法学部３年次までに民事訴訟法（４単位）の履修を終えることは可能であるが、法科大学院既修者コースの入学試験との関係では、３年次前期までに民事訴訟法の授業を終えていない可能性があり、試験科目として民事訴訟法を課さず、入学直前に認定試験を実施する等の対応も必要と考えられる。法学部で民事訴訟法（６単位）を展開するケースでは、２年次から履修を始めることが必要と考えられるが、その場合、民事訴訟法の学修には民法に関する一定の知識が前提となること、３年次以降の配当が多いとみられる行政法、商法、刑事訴訟法との関係につき十分な調整が

必要である。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定される民事訴訟法のモデル・カリキュラム案は、次のようなものである（科目の内容は７に記載している）。

（ア）民事訴訟法（４～６単位　３年次に配当）

（６）刑事訴訟法

刑事訴訟法は、一般に、法学部の３年次又は４年次に、４単位科目として配当されている。４単位という単位数は、捜査の領域における議論がわずかであった旧刑事訴訟法の時代から変わっておらず、そのため、捜査法の比重が著しく拡大した現在では、手続全体を満遍なく扱うことは事実上困難となっている。こうした時間的制約から、法学部における刑事訴訟法の授業は、捜査から裁判までの手続の流れを示すとともに、捜査、公訴提起、公判、証拠、裁判のそれぞれの領域における重要な問題（論点）を、関連する判例・学説に言及しながら説明するというものとなっている。

他方、刑事訴訟法は、その履修者に着目すると、その多くは将来法曹になることを目指している学生であり、法学部での教育も、その後の法科大学院での教育を見据えた内容にしやすいという特色がある。実際、法科大学院既修者コースでの刑事訴訟法の授業は、法学部の教育において、基本的な手続の流れと重要な論点を理解していることを前提に、それぞれの論点につき、判例を素材にして掘り下げた検討を行うかたちがとられている。

以上から、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、刑事訴訟法について、法学部の段階で４単位の履修がなされているのであれば、「４年＋３年コース」のみならず、「３年＋２年コース」であっても、現在の法学部における教育内容を変更する必要はない。コア・カリキュラムの中で、手続の基本的な流れにつき、「条文に則して説明することができる」とされている部分は、法学部での履修内容についてもそのまま妥当する。これに対し、捜査、公訴提起、公判、証拠、裁判のそれぞれにおける重要な論点につき、「判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる」とされている部分については、法学部での履修内容としては、判例の立場及び主要な考え方を理解していれば十分で

ある（詳細は７－２に記載されている）。

「３年＋２年コース」を仮定した場合、法科大学院既修者コースの入学選抜試験の試験科目として刑事訴訟法を課すことを前提とすれば、法学部３年次前期までに刑事訴訟法（４単位）の履修を終えることができるよう配当する必要がある。もっとも、そのためには他の科目についても前倒しが必要になるため、それが現実的に可能かどうかには疑問もある。「３年＋２年コース」の学生については、入学試験では刑事訴訟を課さず、別途、認定試験を行うという方法も考えられる。その当否は、「３年＋２年コース」の枠組みを法曹養成の中でどのように位置付けるかにかかることになる。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定される刑事訴訟事法のモデル・カリキュラムの案は、次のようなものである（科目の内容は７に記載している）。

（ア）刑事訴訟法（４単位・３年次に配当）

（７）行政法

行政法の教育課程には、一般的に、次のような特徴がある。第１に、法学部では、最小限、行政法総論（４単位）及び行政救済法（４単位）が展開され（これら以外に地方自治法や行政組織法など行政法関係の科目が設置される）、法科大学院では行政法の必修科目として４～６単位が配置される。第２に、行政法は、法律基本科目の中では応用的・発展的性格を有するため、カリキュラム上、他の法律基本科目を学修した後に、あるいは他の法律基本科目と平行して履修するものとされる（多くの法学部では行政法は３年次以降に配当される）。第３に、法学部において、行政法科目は公務員志望の学生も相当数受講しており、このことを一定程度意識したカリキュラム編成が行われている。第４に、法科大学院既修者コースの入学者選抜試験で行政法を課していないものが相当数あり、その場合には、法科大学院既修者コースにおいて行政法の基礎を学ぶための何らかの配慮がされている。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、法科大学院既修者コースへの進学を希望する者が法学部において履修・修得すべき行政法の分野は、行政作用法、行政

救済法及び行政組織法の一部（具体的には行政機関概念を中心とした行政組織法の一般理論の部分）と考えられる。これらの各分野には、それぞれ多くの学修項目が含まれるのであるが、それらの多くは法学部と法科大学院既修者コースのどちらかに完全に振り分けられるべきものではなく、法学部では行政法上の基礎的概念や重要法律の仕組み・趣旨等の行政法の基礎体力を養うために必要な学修項目が扱われる一方、法科大学院既修者コースでは法学部で得た基礎的理解を踏まえて個別事例の検討を行うなどの応用力を養うために必要な学修項目が扱われるべきであり、その意味では重層的な学修が望まれる。これらのことから、行政法について、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合に法学部で履修・修得すべきと考えられるのは、行政法総論（４単位）・行政救済法（４単位）の計８単位と考えられる（詳細は８－２に記載している）。

「４年＋２年コース」によるなら、法学部の３年次ないし４年次において、行政法総論（４単位）及び行政救済法（４単位）を履修・修得することになる。他方、「３年＋２年コース」によるなら、上記と同一内容の行政法総論及び行政救済法を法学部の３年次で履修・修得する必要がある。「３年＋２年コース」を仮定したとしても、法学部の行政法について、上記８単位を超えて圧縮することは適切でない。行政法について、行政手続法、行政情報公開法の制定や、行政事件訴訟法、行政不服審査法の改正等により学修上必要な項目が増えており、また、行政法の学修は公務員や一般企業を志望する学生のためにも必要と考えられるからである。なお、「３年＋２年コース」において、法学部における行政法科目を２年次配当とすることも考えられなくはないが、法学部２年次では行政法を理解するうえで必要となる他の法律基本科目の基礎的理解が十分得られないと考えられるのであり、行政法の応用的・発展的性格に照らし慎重な配慮が必要である。

「３年＋２年コース」を仮定する場合、行政法について、法科大学院既修者コースの入学試験との関係が問題となる。行政法を法科大学院既修者コースの入学試験の試験科目とした場合、３年次前期までに行政法総論・行政救済法の計８単位の履修が必要となるが、そうでないカリキュラム編成を前提とするなら、入学試験では試験科目とせず、既修者コースの入学直前に認定試験等を実施することが考えられる。「３年＋２年コース」では法学部段階で行政法の履修を求めないと割り切ることも考えられるが、法科大学院既修者コースで法曹に必要な応用力まで身につけることできるかという課題があること、行政法８単位の履修を前提としたカリキュラム編成による法科大学院への進学を希望する者があると考えられることから、法学部３年次で行政法８単位を履修させる必要がある。

「３年＋２年コース」を編成する場合に、法学部段階で想定される行政法のモデル・カリキュラムの案は、次のようなものである（各科目の内容は８に記載している）。

（ア）行政法総論（４単位・３年次に配当）
（イ）行政救済法（４単位・３年次に配当）

２　憲法

２－１　憲法の教育課程の特色

日本の最高法規たる憲法は、法学部の新入生が入学の当初から履修する科目である。憲法は他の法分野とは異なり、小学校における社会科、中学校における社会科の公民分野、高校における現代社会および政治経済などの学修を通じて、一定の予備知識が身についているだけに、逆に、基礎的な社会的教養としての憲法と実定法学としての憲法との学修内容の大きな違いについての理解を促す必要が生じる。他方、日本は裁判所による違憲立法審査制を備えた国であるから、日本国憲法の立脚する根本原理であるところの「基本的人権の尊重」原理と「国民主権」原理は、他の法分野にとっての法的基礎を構成する。それゆえ、これらの原理についての十分な理解なくしては、他の法分野の修得もほとんど無意味なものとなりかねない。多くの大学の法学部で憲法の科目が１、２年次に配当されているのは、かかる事情に基づいている。したがって、この２つの点に留意しつつ、法学部において履修・修得すべき内容・水準および法科大学院既修者コースにおける教育内容について、切り分ける必要がある。

また、ここで検討すべきは将来法律実務家になるべき者に対する憲法の教育であるから、「実務との架橋」を強く意識する必要があることは当然であるが、裁判実務で争点となり得る問題だけを扱えば憲法教育は事足りるというわけではない。例えば、憲法９条問題や天皇制など、裁判での争点となりにくい問題についても授業で扱う必要があるし、とりわけ統治機構の領域では、憲法典や判例とともにその国の憲法秩序を形成している憲法附属法（内容面では国家の組織と運営に関する基本的な規範を含むが、形式的には法令として存在している規範）についての学修も必要である。さらに、グローバル化の進展する日本社会においては、常に新たな法的問題が生じ、時代の変化に対応した視点からの解決が求められることにも注目しなければならない。そこでは、既成の発想にとらわれることなく、創造的な解決策を示し得るだけの柔軟さをもつ法的思考力を訓練する必要があることも忘れてはならない。

このような点を踏まえて、法学部と法科大学院既修者コースで学修すべき内容・水準を区分することが求められるのであり、法学部では「基礎」を、法科大学院では「応用」を、

といった単純な区分けでは不十分であるというのが、本調査研究の基本的なスタンスである。

２－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準

２－１－１　各コースについて

（1）　「３年＋２年コース」の場合

法学部を実質３年で修了するコースにおいて、法学部で履修・修得すべき内容・水準は、基礎的な社会的教養としての憲法とははっきりと区別される実定法学としての憲法、すなわち、基本的人権および統治機構に関する判例・学説の基本的知識と思考方法の習得にふさわしいものとすることが必要である。ここでは、典型的な憲法教科書の全体的な学修が行われることになるが、それにより、法科大学院既修者コースでの学修に耐えうる基盤の確立がなされることになる。その際、実務法曹教育への架橋という観点から、判例理解にも重点を置き、憲法の体系の骨格をつかむと同時に、その中に重要判例をもらさず位置づけることができるような学力を獲得させ、法実務の現場での「導きの糸」となるような人権理念・憲法感覚の素地の涵養が試みられる。

もっとも、本コースにおいては、法学部で４年間学修するコースと比較して学修時間に余裕がないことから、判例・学説の基本的知識と思考方法の鍛錬において、基礎的な部分の学修は必要最小限度の精選された内容に限定される。本コースを選ぶ学生も法律実務家として十分な内容と水準の憲法についての知識が獲得するようにさせることは、いうまでもないが、法科大学院進学後に、「法思想史」「比較憲法」「アジア法」「政治思想史」「法哲学」「情報法」「医事法」「立法政策学」などの選択科目を履修することが期待される。さらに、憲法訴訟に限って用いられる特別の訴訟手続が用意されておらず、民事・刑事・行政事件の訴訟のなかで憲法上の論点が争われるという日本の制度に鑑みると、訴訟法の知識を習得することも重要となるが、法学部在学中にそのすべてを賄うことは難しいと思われる。法科大学院進学後の授業科目で補う必要が出てくる部分もあろう。

（2）　「４年＋２年コース」の場合

このコースにおいても、法学部において履修・修得すべき内容・水準は、基本的人権および統治機構に関する判例・学説の基本的知識と思考方法の習得にふさわしいものとすべ

きことにいささかの違いもない。ここでも、到達目標としては、法科大学院既修者コースの学修に耐えうる基礎の確立におかれる。実務法曹教育への架橋という観点からの判例理解に重点を置き、憲法の体系の骨格をつかむと同時に、その中に重要判例をもらさず位置づけることができる学力を獲得させ、法実務の現場での「導きの糸」となるような人権理念・憲法感覚の素地の形成が試みられる。

本コースにおいては、学修時間に余裕があることから、判例・学説の基本的知識と思考方法の鍛錬において、基礎理論的な部分の学修により多くの時間を割くことができる。具体的には、憲法の基礎理論（主権や憲法制定権力、人権の理念的考察など)、憲法史・憲法思想史などの歴史的知識、英米独仏などの西欧諸国やアジア諸国の憲法の特徴について、「法思想史」「比較憲法」「アジア法」「政治思想史」「法哲学」などの科目を幅広く学修することを通じて、より強固な憲法的思考の基盤を獲得することが期待される。

また、基本的人権をめぐる判例・学説・制度は近年益々多様化しあるいは膨大化している。そこで人権の一部特定領域については、法学部在学中に、例えば「情報法」「医事法」「教育法」などの選択科目として学修することが期待される。また統治機構に関連して、「政治学」「立法政策学」「行政学」「司法制度論」を学修することが期待される。
さらに、憲法訴訟に関連する訴訟法関連科目については、法学部在学中に「民事訴訟法」「刑事訴訟法」「行政救済法」等の科目を、憲法と関連付けながら履修することも忘れてはならない。

２－２－２　コア・カリキュラムとの関係

以上の観点から、大まかな方針としては、コア・カリキュラム中に「具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる」とある点を、法学部での「法科大学院での学修に耐えうる基礎の確立と実務法曹教育への架橋という観点からの判例理解」、法科大学院での「具体的事例に対する判例を踏まえた考察及びその表現」として割り当てる。

法科大学院教育については従来通り、法科大学院既修者コースにおいて、「実務との架橋を強く意識した憲法教育」が行われる。すなわち、実務を視野に入れ、裁判例や実務上の先例に内在する論理やその射程などを的確に理解させることに重点が置かれる。そしてその趣旨を実現するため、憲法が解釈・適用される実際的場面を常に明確に意識させ、実務における法の機能を学修者に把握・体得させるものとし、かつ、授業の内容は、特に学修

が進むにつれて各法分野を横断する統合的・総合的な要素を含むようにすることも、求められる。

以上を前提に、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成した場合に、憲法について、法学部において履修・修得すべき内容・水準につき記述する。

（ア）憲法総論（「４年＋２年コース」では２単位・「３年＋２年コース」では（イ）の内容とあわせた全体で２単位）

憲法総論では、憲法学の対象である「憲法」の概念をはじめ、国家及び国民概念、主権概念、立憲主義、法の支配、憲法の成立・変遷・改正など、憲法を学ぶにあたっての基礎的な諸概念を学ぶほか、天皇制や平和主義、国際協調主義など日本国憲法に固有の規定を、憲法学の体系との位置づけを含めて学ぶ。

憲法総論は国家学や政治思想などを含む長大な学問伝統の上にある。それゆえ、学理的な側面が強く、法曹実務家にとり必須の知識とまではいえない部分も少なくない。しかし、そもそも憲法とは何なのか、人権が対峙する国家とは何なのかを理解していなければ適切な法的主張をすることも困難であろう。また、法曹実務家は程度の差はあれ現実の政治社会において様々な立場から意見を求められるところ、昨今の政治社会情勢を鑑みるに、天皇制、平和主義、憲法改正についての的確な法的理解なしにかかる役割を十分に担うことはできない。さらに、グローバル化がなおも進展し、インターネットなどの諸技術の発展により国境を超えた事案の解決が法曹実務家にも求められている現在においては、日本国憲法と世界との結節点たる国際協調主義について理解することも必要であろう。

以上の諸点に鑑みると、法学部を４年で卒業するかどうかにかかわらず、法曹として学ぶべき科目であることに変わりはない。もっとも、法学部を実質的に３年で修了する場合には、時間的制約があることから、適宜、その「学びの厚さ」を調整する必要がある。例えば、「憲法」「立憲主義」などの基礎的概念については、その発生の歴史という時間的比較及び諸外国という地域的比較を詳細に学ぶことが本来であれば望ましいが、時間的制約の中でその全てを学ぶことは困難であろう。天皇制などの日本国憲法固有の問題であっても、その来歴や現実の諸制度の詳細を事細かに学ぶことまでは困難である。法曹実務との架橋という観点からすれば、諸概念の内容とそれらが有する歴史の概要を適切に理解し、またはそれら諸制度の根本的理念を理解して憲法の諸条文の意義を理解することが必要最

低限といえよう。

以上を踏まえて、憲法総論で学ぶべき内容をコア・カリキュラムに照らして述べる。

憲法の諸観念及びその法的諸性質について適切に理解するとともに、憲法学を学ぶ上での基礎概念（国民主権、立憲主義、権力分立、法の支配、法治国家など）の内容や形成・発展について理解する必要がある。また、憲法を国の最高法規としてとらえる考え方の歴史的成立やその比較憲法的意義、その根拠づけにかかわる議論についても理解する。日本国憲法における前文の意義とその法規範性及び裁判規範性について、可能であれば比較憲法的に見た憲法前文の位置づけとともに理解する。憲法における法源論の意義、その歴史的性格についての理解を踏まえた上で、憲法慣習及び憲法判例の法源としての性格についても理解することが望ましい。（コア・カリキュラム１－１）

憲法制定権力論の歴史的意義と構造について理解する必要がある。また、憲法改正権の法的性質にかかわる議論を、憲法制定権力論や主権論との関係で理解するとともに、憲法９６条が定める憲法改正手続について、「日本国憲法の改正手続に関する法律」の基本的仕組みとともに理解する。さらに、憲法改正限界論の憲法理論的意義を理解し、日本国憲法の解釈論としての「改正の限界」論について、その具体的内容も含めて理解すべきである。加えて、憲法変動論における憲法改正と憲法変遷の意義、日本国憲法の下における憲法変遷の規範的意義について理解することが求められる。（コア・カリキュラム１－２－１）。

立憲主義思想と憲法保障の関係について理解した上で、憲法の保障に関する制度について理解する。憲法９９条の定める憲法尊重擁護義務の意義を踏まえた上で、主体、内容及び違反に対する制裁などについて理解する。また、抵抗権及び国家緊急権の内容、意義及び問題点についても理解することが望ましい。（コア・カリキュラム１－２－２）

憲法前文及び憲法９条に示されている国際平和希求の意義について、制定の経緯と歴史的背景を踏まえて理解する。その際、比較憲法的観点から、世界の主要な憲法における平和主義条項の歴史的発展や、国際社会における戦争観の変化についても理解することが望ましい。憲法９条に関しては、その法規範性及び裁判規範性の有無について理解した上で、憲法９条の各文言の意味について、判例及び学説を理解する必要がある。その際、個別的自衛権及び集団的自衛権の意味を説明し、日本国憲法が各自衛権ないし自衛隊の存在を認めているか、駐留米軍が憲法９条２項の「戦力」に該当するか否か、文民統制の意義及び日本における文民統制のあり方とその問題点についても、判例及び学説上の議論を理解することが求められる。関連して、イラク特措法や日米安全保障体制などの現実の諸制度に

ついて理解し、その運用について憲法上どのような問題があるか、また武力攻撃事態法など、有事に関する立憲主義的な規律の基本的なあり方について理解することが望ましい。さらに、９条に関連して主張される平和的生存権の法規範性及び裁判規範性の有無について理解することが求められる。（コア・カリキュラム１－３－１）

国際協調主義について、 憲法９８条２項の定める「条約及び確立された国際法規」の遵守義務について理解した上で、グローバル化の進展に伴い生じる種々の法的問題について理解することが求められる。また、日本が締結している主要な国際人権条約の内容とそれが日本の人権保障に与えた影響を理解することが望ましい。（コア・カリキュラム１－３－２）

「主権」の概念について、歴史的沿革を踏まえた主要な意味を理解した上で、日本国憲法の定める国民主権にいう「国民」及び「主権」の概念について、相互の関連に留意して理解する必要がある。また、国民主権原理が憲法解釈において果たす役割と問題点について、ナシオン主権論とプープル主権論との対立を軸とする「国民主権」論争を踏まえた上で理解することが望ましい。国民主権に関連して、国民が有権者として国政に関与する権能について理解するとともに、憲法制定権力についても、その歴史的沿革を踏まえて、その内容、意義及び問題点を理解することが求められる。また、国家法人説については、その内容及び問題点を理解することが望ましい。（コア・カリキュラム１－４－１）

天皇制について、天皇が日本国及び日本国民統合の「象徴」であって、この地位が「主権の存する日本国民の総意」に基づくものであることの意義を、大日本帝国憲法と比較して理解することが必要である。その上で、刑事及び民事の裁判権が及ばないことなど、天皇の地位に基づく法的特例について理解すべきである。また、天皇の国事行為の内容及び法的性質、天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認の意義及び手続について学説の対立を踏まえながら理解することも必要である。国会開会式の「おことば」や外国元首の接受など、天皇が国事行為以外の公的行為を行うことができるか否か、その根拠、範囲及び責任の所在について理解することも求められる。その上で、国事行為の摂政による代行及び国事行為の委任についても理解すべきである。また、皇位が世襲であり、国会の議決する皇室典範の定めるところにより継承されること、皇室財産の帰属、皇室経費及び皇室財産の授受に関する憲法上の規律についても理解する。（コア・カリキュラム１－４－２）

以上に加え、日本の憲法史として、大日本帝国憲法の基本原理とその問題性、及び日本国憲法の制定過程について理解する必要がある。関連して、明治維新以降の歴史的事実及

び学説史を理解することが望ましい。

（イ）人権総論（「４年＋２年コース」では２単位・「３年＋２年コース」では（ア）の内容とあわせて２単位）

人権総論では、人権の歴史、人権享有主体性や人権の適用範囲、「公共の福祉」など、人権全体にかかわる事柄を学ぶ。人権各論はこれらの学修内容を前提として展開されることから、いずれも重要な内容を含むことは言うまでもない。もっとも、人権の歴史的展開やそれを踏まえての各国法の人権史上ないし憲法規定上の相違及び国際的展開については、他の科目（例えば比較憲法、各国法、国際人権法など）でも学ぶ機会のある内容であり、３年で卒業する場合の時間的制約に鑑みればその学修の程度は調整される余地がある。

以上を踏まえて、人権総論で学ぶべき内容をコア・カリキュラムに照らして述べる。

日本国憲法における人権保障の特色について、人権思想の歴史的展開、並びに各国の憲法、国際法及びわが国の法律における人権保障との比較を踏まえて理解する。この点については、可能であれば、詳細に理解することが望ましい。（コア・カリキュラム３－１）

国籍は、国家の構成員としての資格であるとともに、国家において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付などを受ける上で意味を持つ重要な法的地位であること及び国籍の得喪に関する要件が法律によって定められるべきことを理解する必要がある。また、天皇及び皇族、法人・団体、外国人などの基本的人権の享有主体について、判例を踏まえて、理解する必要がある。さらに、未成年者の基本的人権が、成人の場合とは異なる特別の制約に服するのか否かについて、パターナリズムの概念及び関連する判例を踏まえて、その根拠を理解し、その制約の限界について、判例及び学説上の議論を理解することも求められる。（コア・カリキュラム３－２）

伝統的な特別権力関係の理論と問題点を理解する必要がある。その上で、公務員、受刑者及び未決拘禁者の人権が、特別の制約に服するか否かについて、その憲法上の根拠及び判例を理解する。また、団体とその構成員の間の紛争において人権侵害の主張がなされた場合に、法的解決のためには、どのような論理構成をとるべきかについて、判例を理解する必要がある。さらに、人権の私人間効力という問題について、その意味を理解し、法的解決のためにいかなる論理構成をとるべきかについて、判例及び学説を踏まえて、理解することが求められる。国や地方公共団体の私法上の行為によって人権が侵害されたという

主張がなされた場合に、法的解決のためには、どのような論理構成をとるべきかについて、判例を理解することが望ましい。（コア・カリキュラム３－３）

人権の制約に関して、人権は無制約ではないということの意味を、絶対無制約とされる特定の基本的人権の存在に留意して理解する必要がある。その際には、人権を制約するには法律の根拠が必要であることも理解する。また、「公共の福祉」規定の法的性格について、判例・学説の変遷（一元的外在制約説、内在・外在二元的制約説、一元的内在制約説）を理解し、批判的に再構成することが求められる。さらに、その内実として、最小限度の性道徳の維持、及び本人の客観的利益の保護（パターナリズム）など、基本的人権の制約事由として考えられる具体例を挙げ、それが憲法上正当な制約事由といえるか否かについて、理解している必要がある。いわゆる「二重の基準論」について、判例を理解することも求められる。なお、近年ドイツ憲法学説を参考にした三段階審査論が有力化しているが、これと「二重の基準論」との関係を理解し、これらの関係を踏まえた判例の再定位について理解することが望ましい。（コア・カリキュラム３－４）

（ウ）人権各論（４単位）

憲法の機能が、国家活動を制約し種々の人権を保護する点にある以上、いずれの立場に立つとしても、人権各論が法曹実務家にとり重要な位置を占めることは明らかである。そのため、いずれの学修内容も同程度の重要性を有していることは言うまでもない。もっとも、人権各論において学ぶべきことは非常に多く、その全てを同程度に学ぶことは非常に困難である。また、人権の中には、生存権や刑事手続に関する諸規定、労働基本権など、むしろ他の科目（例えば、刑事訴訟法、社会保障法、労働法など）においてその具体的な在り方を重点的に学ぶことになる規定も存在する。そのため、限られた時間の中での法曹実務家との架橋を念頭に置いた教育ということを考えると、これらの規定の具体的な在り方は各法での学びを以て代え、憲法としては、原則として憲法上の規定の在り方に絞って学修することになろう。また、人権各論については、法曹実務家にとって憲法を学ぶ最重要分野であることから、４年で卒業するか否かにかかわらず同程度の内容を志向すべきであるが、諸外国において様々な判例上ないし学説上の議論について時間的制約の中でその全てを詳細に取り扱うことは困難であるため、この点は考慮の余地がある。

以上を踏まえて、人権各論で学ぶべき内容をコア・カリキュラムに照らして述べる。

憲法１３条前段の定める個人の尊重及び憲法２４条２項の定める個人の尊厳の意義を、その思想的系譜と人権体系上の位置付けを踏まえて理解する必要がある。加えて、生命に対する権利、名誉に対する権利、プライバシー権利、自己決定権利、環境権利の内容と法的効果及び制約について、判例及び学説上の議論を理解する。近年の情報環境におけるプライバシーの諸問題について理解していることが望ましい。（コア・カリキュラム３－５）

平等などの観念の歴史的及び現代的意義、その保障内容について理解する必要がある。その際、どのような区別が合理的な根拠に基づくものではなく、法の下の平等などに反するかについて判例及び学説上の議論を理解する。また、租税法ないし選挙制度における平等の在り方、アファーマティブアクションなどについて、判例及び学説上の議論を理解することも求められる。（コア・カリキュラム３－６）

思想及び良心の自由の保障の歴史的沿革、内容及び範囲、その制約について、判例（特に、君が代関連訴訟）及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－７）

信教の自由の歴史的沿革、内容及び範囲、その制約について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－８）

政教分離制度の歴史的沿革や根拠について理解し、政教分離の意義について、信教の自由と関連付けて理解する。政教分離に違反するか否かを判断するために判例が用いる目的効果基準について、その意義、根拠及び問題点、さらには学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－８－２）

学問の自由の歴史的沿革、内容及び範囲、その制約について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。大学の自治の意義及び法的性格及びその保障の内容、その制約について、判例及び学説上の議論を理解する。可能であれば、最先端技術との関係などの具体的場合において学問の自由と大学の自治につきいかなる憲法上の問題が生じるかを理解していることが望ましい。（コア・カリキュラム３－９）

表現の自由を保障する意義について、人格価値、真理の探究及び民主制、思想の自由市場論などと関連付けて、理解する必要がある。また、「知る権利」が表現の「受け手」の自由として保障されることを、憲法２１条が表現の自由を保障する意義などに照らして理解する必要もある。さらに、報道の自由及び取材の自由の意義、内容及び保障の根拠について、表現の自由との関係や相違点などの点も含め、判例及び学説上の議論を理解していることも求められる。他方、言論を助成する場面における給付国家としての国家の性格を理

解し、その制約について適切に理解している必要もあろう。具体的な表現との関係では、わいせつ表現、営利的表現などその他の表現行為について、判例及び学説上の議論を理解していることも必要である。以上の諸議論の基礎として、表現の自由に対する制約について、制約態様や審査基準について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。また、近年のヘイトスピーチに関する議論を理解することが望ましい（コア・カリキュラム３－１０）

集会の自由の根拠、保障内容、制約について、パブリックフォーラム論も含め、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－１１－１）

立憲主義における団体の位置付けに関する考え方を理解し、「結社」の意味及び結社の自由を保障する意義、そしてその内容及び制約について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。加えて、団体と個人の自由との関係について理解することが求められる。（コア・カリキュラム３－１１－２）

通信の秘密を保障する意義及び「通信」の意味、通信の秘密の制約について、プライバシーの権利などと関連付けて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。各種の通信事業において通信の秘密を保障する基本的仕組みについても理解することが望ましい。（コア・カリキュラム３－１２）

職業選択の自由を保障する意義、保障内容及びその制約について、判例及び学説上の議論を踏まえて、人格的側面及び経済的側面から理解する必要がある。また、規制目的二分論について、近年の学説上の議論を理解することが望ましい。（コア・カリキュラム３－１３）

財産権の意義について、財産権の社会的性格が強調されるに至った歴史的経緯を踏まえて理解した上で、憲法２９条１項の財産権の保障の意味、その制約について、私有財産制度に関する側面と個人が有する財産に関する側面に留意して判例及び学説を理解する必要がある。損失補償に関する憲法上の諸問題について、判例及び近時の学説上の議論を理解することも求められる。（コア・カリキュラム３－１４）

憲法１８条の保障内容について理解するとともに、憲法１８条が私人間において直接適用されるか否かについて理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－１５）

居住及び移転の自由を精神的側面及び経済的側面から理解し、その制約について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－１６）

なぜ手続の適正が権利として憲法上保障されるかも含め、刑事手続（及び行政手続）に

関して、憲法上の適正手続がどのような意味を有するかについて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。関連して、広範性の区別や、明確性が要求される程度は制限される基本権の特質や法分野によって異なりうること、そして合憲限定解釈と明確性の関係について、それらの概要を理解することが求められる。（コア・カリキュラム３－１７）

憲法上の刑事手続に関する諸規定について、その意味、保障内容、刑事訴訟法との関係について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－１８）

生存権について、社会国家思想の発展及び日本国憲法における社会権保障の意義を踏まえ、その法的性質を理解する必要がある。その上で、生存権の実現について、立法及び行政の広汎な裁量を認めるという立場を理解するとともに、その裁量の限界について判例及び学説上の議論を理解することが求められる。（コア・カリキュラム３－１９）

教育を受ける権利の意義、主体及び内容について理解する必要がある。関連して、教育基本法及び学校教育法などの日本の教育制度の基本的仕組みについて理解することが望ましい。また、「教育権」の所在に関する学説の対立及び憲法２３条・２６条との関係について、判例及び学説上の議論を踏まえた上で、「学修権」の観念とともに理解する必要がある。初等中等教育機関における教師の「教育の自由」について、それが認められるか、その内容はどのようなものかを、大学における教授の自由と比較しつつ、理解する必要がある。学修指導要領の法的性質について、判例及び学説上の議論を理解することも求められる。（コア・カリキュラム３－２０）

労働権基本権の意義、内容及び法的性格、さらにその保障の限界について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。公務員の労働基本権に関連して、それをめぐる判例の展開に加え、その制限についての学説を理解する必要がある。また、労働組合の統制権について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－２１）

参政権の意義及び内容、また選挙権の性格および保障内容について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。選挙権及び公務就任権の制約について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。外国人に関する諸問題につき、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム３－２２）

裁判を受ける権利の歴史的意義及び内容を具体的に理解した上で、憲法上の諸問題について、判例及び学説上の議論を踏まえながら理解する必要がある。併せて、訴訟の非訟化現象について理解することが望ましい。（コア・カリキュラム３－２４）

国家賠償法の基本的な内容について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コ

ア・カリキュラム３－２５）

その他、請願権、刑事補償請求権、国民の義務について、それらの歴史的意義、内容などにつき、判例及び学説上の議論を理解することも求められる。（コア・カリキュラム３－２３、３－２６、３－２７）

（エ）統治機構（２単位）

統治機構では、権力分立といった統治の基本原理のほか、国会・内閣・裁判所などの統治機構の具体的な権限や組織の在り方について学ぶ。統治機構の学修内容が法曹実務家の諸活動と直接結びつくことは多くはないものの、司法権の概念や財政上の規律、地方自治で学ぶことの一部は実際に訴訟を提起する法曹実務家としては欠かせない内容である。また、法律や政令ないし規則、そして条例の諸関係を知らなければ、適切な法令解釈をすることもままならないであろう。他方で、いかなる原理原則の下で国家の諸機関が活動しているかについては、法学部を卒業したものとして知っておくべきとはいえ、法曹実務家としてその現実の運営の在り方の細部に至るまで知るべき内容とまでは言えないであろう。そのため、特に統治機構の権限や組織の在り方については、その憲法上の規定に関して、その概要を理解していれば足り、その具体的ないし現実の運営の在り方を詳細に知っている必要は必ずしもないと思われる。

以上を踏まえて、統治機構で学ぶべき内容をコア・カリキュラムに照らして述べる。

国会、各議院の組織や権限、議員の地位及び諸特権、国会中心立法の原則及び国会単独立法の原則といった諸概念、その他国会に関する憲法上の基本的諸問題について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。「全国民の代表」について、法的代表、政治的代表、社会学的代表、純粋代表及び半代表などの観念を踏まえて理解することが望ましい。多数代表制、少数代表制及び比例代表制について、それぞれの特徴を理解する必要がある。その際、選挙制度に関する憲法の規定の内容、現行の衆議院議員及び参議院議員の選挙制度の基本的仕組みについて理解することも求められる。議会制民主主義における政党の役割及び政党の憲法上の位置づけについて理解する必要がある。その際、公職選挙法、政治資金規正法及び政党助成法による政党の法的取扱いについて、政党の法的性格と関連付けて理解することも求められる。（コア・カリキュラム２－１）

内閣の組織や権限、内閣総理大臣の地位や権限、各大臣の地位や権限など、その他内閣

に関する憲法上の基本的諸問題について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム２－２）

「司法権」の意味について、「法律上の争訟」に関する判例及び学説上の議論を理解した上で、具体的事件・争訟及び「法律上の争訟」の概念と関連付けて理解する必要がある。いわゆる統治行為論の意義と問題点、いわゆる部分社会の法理の意義と問題点について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。その他、司法権に関する憲法上の基本的諸問題について、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。裁判所の組織や権限、裁判官の独立などに関する憲法上の基本的諸問題について、判例及び学説上の議論を理解することも求められる。（コア・カリキュラム２－３－１）

違憲審査制の意義と類型について理解する必要がある。その際、違憲審査制が憲法保障の制度として重要な役割を果たすようになった歴史的沿革（１－２－２）のほか、比較憲法史的観点から、アメリカ・ドイツ・フランスなどの国々における違憲審査制度の展開とその運用について理解することが望ましい。いわゆる司法積極主義及び司法消極主義の意義について理解することも望ましい。他方、抽象的違憲審査制と付随的違憲審査制の基本的仕組みと特質について違憲判決の効力などと関連付けて理解し、憲法８１条の定める違憲審査制が抽象的違憲審査制又は付随的違憲審査制のいずれであるかなどについて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。その際、裁判において憲法上の争点を提起する適格、文面審査や適用審査などの違憲審査の方法、法令の全部又は一部違憲、適用違憲などの違憲判断の方法、違憲審査の必要性の原則及び憲法判断回避の準則、違憲判断の効力、立法事実及び司法事実の意義など憲法訴訟論の基本的事項について、判例及び学説上の議論を理解することも求められる。また、違憲審査の対象について、条約、立法の不作為、並びに国及び地方公共団体の私法上の行為などが対象となるかについて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。さらに、国会議員の立法行為（立法不作為）が、どのような場合に国家賠償法１条１項の適用上違法の評価を受けるかについて、違憲審査制と絡めて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。その際、合理的期間論について理解することも求められる。（コア・カリキュラム２－３－２）

財政上の規律について、財政国会中心主義や租税法律主義といった基本的概念の意義を理解した上で、日本国憲法の基本的仕組みについて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。（コア・カリキュラム２－４）

地方自治体の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する必要がある。

（コア・カリキュラム２－５）

（オ）憲法演習（２単位）

実務法曹教育への架橋という観点から、法学部においても判例理解を深め、具体的な事例について判例を踏まえて考察する能力を鍛えることが非常に重要である。そこで、憲法総論の諸論点について（コア・カリキュラム第１章)、人権総論及び人権各論の諸論点について（コア・カリキュラム第３章)、さらには統治機構の諸論点について（コア・カリキュラム第２章)、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、考察することができる能力を修得することが必要である。

２－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題

法学部と法科大学院を一貫する教育課程においては、法学部段階で双方向的な教育を意識した授業（憲法演習など）を開設して、法科大学院志望者に法文書作成能力等を継続的に修得させる必要がある。

また、憲法をはじめ、一般に法学部ゼミは３、４年次に配当されるが、法学部を実質３年で修了する場合、ゼミでの学修機会が限定される。ゼミは、教員と学生との間の垂直的な双方向授業ではなく、学生間の水平的な双方向性を有しており、法と論理と使いこなすことが求められる法律実務家にとって重要な学修機会である。そのことにも留意しながら、法科大学院志望者に提供する授業を考える必要があろう。

２－４　モデル・カリキュラム案（憲法）

○「４年＋２年コース」の場合

＜法学部１年次～２年次＞

（ア）憲法総論　２単位

・憲法の諸観念及びその法的諸性質について適切に理解する。

・立憲主義、法の支配及び法治国家の諸概念について理解する。

・憲法改正及び憲法の保障について理解する。

・憲法９条について、諸判例及び学説上の議論を理解する。

・国際協調主義について理解する。

・国民主権の概念を理解する。

・天皇制について、大日本帝国憲法と比較しながら理解する。

（イ）人権総論　２単位

・日本国憲法における人権保障の特色について、人権思想の歴史的展開、並びに各国の憲法、国際法及びわが国の法律における人権保障との比較を踏まえて、理解する。

・基本的人権の享有主体について、判例及び学説上の議論を理解する。

・基本的人権の適用範囲について、特別な法律関係や私法上の関係についての判例及び学説上の議論を理解する。

・「公共の福祉」の法的性質及び内容などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

（ウ）人権各論　４単位

・憲法上の各権利の歴史、保障内容及び制約について、判例及び学説を踏まえて、理解する。

・国家賠償法の基本的な内容について、判例及び学説上の議論を理解する。

・刑事補償請求権の内容について、判例及び学説上の議論を理解する。

・国民の義務。

＜法学部３年次～４年次＞

（エ）統治機構　２単位

・国会の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

・内閣の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

・裁判所の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

・財政上の規律について、判例及び学説上の議論を理解する。

・地方自治体の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

（オ）憲法演習　２単位

・憲法総論の諸論点について、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、考察することができる。

・人権総論及び人権各論の諸論点について、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、考察することができる。

・統治機構の諸論点について、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、考察することができる。

※　以上の他に、法学部１年次～４年次において、法思想史／法哲学／比較憲法／各国法／政治思想史などの科目を通して、より強固な憲法的思考の基盤を獲得するべきである。さらに、情報法／医事法／教育法／政治学／立法政策学／行政学／司法制度論などの科目を履修し、近年の基本的人権をめぐる問題の多様化・肥大化について理解し、また統治機構についての理解を深めるべきである。

○「３年＋２年コース」の場合

＜法学部１年次～２年次＞

（ア）憲法総論・人権総論　２単位

・憲法の諸観念及びその法的諸性質について適切に理解する。

・立憲主義、法の支配及び法治国家の諸概念について理解する。

・憲法改正及び憲法の保障について理解する。

・憲法９条について、諸判例及び学説上の議論を理解する。

・国際協調主義について理解する。

・国民主権の概念を理解する。

・天皇制について、大日本帝国憲法と比較しながら理解する。

・日本国憲法における人権保障の特色について、人権思想の歴史的展開、並びに各国の憲法、国際法及びわが国の法律における人権保障との比較を踏まえて、理解する。

・基本的人権の享有主体について、判例及び学説上の議論を理解する。

・基本的人権の適用範囲について、特別な法律関係や私法上の関係についての判例及び学説上の議論を理解する。

・「公共の福祉」の法的性質及び内容などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

※　履修項目は「４年＋２年コース」の憲法総論２単位・人権総論２単位の計４単位と同一であるが、授業の対象を精選する等の工夫することにより、全体で２単位とする。

（イ）統治機構　２単位

・国会の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

・内閣の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

・裁判所の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

・財政上の規律について、判例及び学説上の議論を理解する。

・地方自治体の組織や権限などについて、判例及び学説上の議論を理解する。

（ウ）人権各論　４単位

・憲法上の各権利の歴史、保障内容及び制約について、判例及び学説を踏まえて、理解する。

・国家賠償法の基本的な内容について、判例及び学説上の議論を理解する。

・刑事補償請求権の内容について、判例及び学説上の議論を理解する。

・国民の義務。

＜法学部３年次＞

（エ）憲法演習　２単位

・憲法総論の諸論点について、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、

考察することができる。

・人権総論及び人権各論の諸論点について、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、考察することができる。

・統治機構の諸論点について、具体的事例において、判例に対する深い理解を踏まえて、考察することができる。

※　「３年＋２年コース」であっても、法学部在籍中に「４年＋２年コース」と同様の関連する科目（※１に記載したもの）を履修することが望ましい。

調査研究担当
山元一（慶應義塾大学）
小山剛（慶應義塾大学）

３　民法

３－１　民法の教育課程の特色

３－１－１前提

（１）「３年＋２年コース」における時間数

本報告書では、とりあえず法学部と法科大学院を一貫する教育課程（法曹コース）のうち「３年＋２年コース」を想定して、その前半である学部３年間で学ぶべき内容について検討する。「４年＋２年コース」ならば従来の学部教育と異なった教育をする必要はないので、特に、この調査研究で検討する意味に乏しいからである。もっとも、大学によっては「３年＋２年コース」の実現は困難であるかも知れないところ、その場合でも、本報告書による提案は、法学部でのあるべき民法教育を考える際の参考になると思われる。
さて、「３年＋２年コース」を前提とするなら、（大雑把に言えば）従来４年間で学んでいた内容を３年で終わらせる必要があることになる（法科大学院で補充する可能性はあるにせよ）。他方で、（特に法科大学院既修者コース進学を予定している）学生は民法だけを学修しているわけではなく、他にも多くの科目を履修する必要がある。したがって、「３年＋２年コース」の下で民法そのものにかける時間数は（従来に比べて）増加させることはできないばかりか、むしろ、多少でも減少させる工夫が必要となる。

（２）法学部と法科大学院を一貫する教育課程での講義のあり方

また、本報告書では、とりあえずは、法科大学院に進学することを前提とする法曹コースを（通常の法学部生のためのコースとは別に）法学部に置くことを想定して検討する。しかし、どの大学でもマンパワーの不足に悩んでいる状態であり、法曹コースのみを担当する教員を配置することは困難であろう。したがって、大学の負担を軽減するためにも、通常のコースと共通の講義として開講する方式が望ましい。

３－１－２民法の学修方法

（１）民法の構造（基礎的体系とトピック）

民法の大きな特徴として、少なくとも「契約に基づく物権の移転」に関する法理論は全体として一つの体系をなしている点が挙げられ、したがって、一部のみの「つまみ食い」では、この体系についてすら充分な理解をすることは困難となる。例えば不動産売買を例にとるなら、不動産所有権の概念や所有権移転の理論（不動産登記の法的効力（対抗力）なども含む）は物権法で講義されるが、売買契約については、契約の成立過程や契約違反の効果（契約解除や損害賠償）などは債権法で扱われるのに対して、契約の有効性（契約が有効であるか無効であるか）に関する諸規定（能力や錯誤・詐欺等の意思表示理論）のみは民法総則に置かれている。しかも、債権法で扱われる契約の成立過程や契約違反の効果（契約解除や損害賠償）についても、契約の成立過程や契約解除は債権各論（契約総論）で講義されるが、損害賠償は債権総論の課題とされている。また、売買契約の詳細（例えば引渡しや代金支払の時期など）に関する規定は、債権各論（契約各論）にある。
このように、「不動産の売買契約を締結して所有権を移転し登記および引渡しをする」という一連の取引（契約に基づく物権の移転）に関する法理論は、総則、物権および債権のそれぞれ（の一部）にまたがっており、上記各分野（物権・総則・債権）を横断する知識がなければ、この体系の理解はできない。物権法のみ学んだのでは、例えば、どのような場合に売買契約が無効となるのかについての知識（これは総則の問題である）は得られないし、他方、債権法しか知らない学生には（物権法の課題である）不動産登記の法的意味（対抗力）は分からない。また、さらに細かく契約法を見るなら、履行の強制（４１４条）および損害賠償（４１５条）については債権総論に規定されており、同時履行の抗弁権（５３３条）および契約解除（５４０条以下）については債権各論で扱われているが、これらは、契約違反に対する対抗手段という意味では同一の機能を果たす法理論であり、元来は一括して教えるべきものなのである（例えばウィーン条約４５条参照）。したがって、この体系の一部のみを「つまみ食い」して学修したのでは実務家に求められる役割を果たせないどころか、そもそも、民法についての一応の理解をしているとすら言えない。

これに対して、上記の体系（契約に基づく物権の移転）に直接は関係しない他の諸分野、すなわち、（物権を移転する契約以外をも含む契約についての一般論としての）契約法、不

法行為法（事務管理や不当利得をも含む法定債権に関する法）、債権担保法（担保物権や連帯債務・保証など）や家族法は、上記の体系からは比較的独立した「トピック」と考えることはできる。しかし、それでも、上記の体系の知識が不可欠の前提となっている。例えば、不動産の二重売買において第二の買主が（第一の買主より）先に登記をした場合に第二の買主が第一の買主に対して（所有権侵害または債権侵害を理由として）損害賠償の義務を負うかという問題（これは不法行為法の問題である）を考える際には、不動産登記の効力（対抗力）の知識が必要である。また、（契約の有効性の問題である）未成年者や高齢者の取引能力の問題（これは上記の体系の問題である）は、未成年者や高齢者保護のための家族法上の制度（親権や後見など）の一環として考察しなければならない。このように、民法の全体像は、（比較的完結した）取引の基礎理論（契約に基づく物権の移転）と、それに密接に関連する幾つかのトピック（契約、不法行為、債権担保および家族）により構成される構造をしていると理解できる。

（２）反復練習の必要性

単に法律を知るだけではなく、実務家に要請される法律を「使う」能力を養うためには、事例等を用いた反復練習が不可欠であることはいうまでもない。したがって、①まずは、全体を（講義形式で）体系的に学び、②その後に、（演習形式で）法の適用に慣れさせることになるところ、法学部では上記①が中心になり、法科大学院では上記②に重点が置かれることになろう。そこで、法学部では、とりあえず民法の全体系を効率よく講義することが必要になる。なお、検討会議においては、法学部においても反復練習をする必要があることが指摘された。もっともな指摘であるが、これについては、本報告の最後（３－３－２）で言及する。

（３）民法コア・カリキュラムの性格

法科大学院において修得すべき共通的な到達目標であるコア・カリキュラムも、分野によって性格が異なっているように思われる。分野によってはコア・カリキュラムが詳細で、かつ、段階的に積み上げるように構成されていることもあるが、民法のコア・カリキュラムは民法全分野にわたり網羅的ではあるが、各項目については制度・条文の簡単な説明を

求めたり、基礎的な判例・学説の知識と理解を問うたりするものが多く、また、難易度の異なる項目を積み重ねるような構成にはなっていない（ある項目の理解を前提として別の項目を積み重ねているわけではない）。たしかに、コア・カリキュラムは（元来は）法科大学院修了までに修得すべき共通的な到達目標として構想されたものではあるが、民法のコア・カリキュラムについて言えば、法科大学院修了までに修得すべき項目というよりは、従来からも法学部で講義されていた項目なのである。法学部学生と法科大学院生との違いは、各項目の理解の深さであろう。

そこで、本報告書では、コア・カリキュラムの内容を、法学部向けの項目と法科大学院向けの項目に「振り分ける」ことはせず、基本的にはすべて法学部で講義されるべきものという前提で検討する（案１・案２）。ただし、時間の節約のために、コア・カリキュラムの内容の一部を法科大学院に割り当てる、または（学生の）自習に委ねることも考えられるかも知れない。これについては、案３として考察する。

３－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容

３－２－１　案１:「民法総論」を土台とする積み上げ方式

（１）伝統的な講義の割り振り

伝統的には、民法は「総則」（４単位)、「物権」（４単位)、「債権総論」（４単位)、「債権各論」（４単位）および「家族」（４単位または２単位）に分けて講義されていたが（計１８単位または２０単位)、最近では、効率化のため、「総則・物権総論」（４単位)、「債権各論」（４単位)、「担保物権・債権総論」（４単位）および「家族」（４単位または２単位）とする方法もある(計１４単位または１６単位)。従来の物権を物権総論と担保物権とに分け、前者（物権総論）と民法総則とを組み合わせ、後者（担保物権）を債権総論と合わせて講義することにより、若干時間数を減らすことができるからである。また、これには、債権総論では連帯債務や保証が扱われるところ、それなら、物権のうちの担保物権と（債権総論とを）組み合わせて講義をすれば、機能的に類似（債権担保）する制度をまとめることになるので、学生の理解に資するであろうという配慮もある。

（２）積み上げ方式の提案

さて、これよりもさらに効率化を図り、かつ、前述したような（基礎的体系とトピックからなる）民法の構造に鑑みれば、もはやパンデクテンに基づく「縦割り」方式ではなく、語学のように（初級編・上級編のイメージで)「積み上げ」方式の方が良いのではないかと思われる。例えば、まず、「民法総論（民法全分野を横断的に概観して上記の基礎的体系を講義するが、能力者・法人・物権変動（対抗力・公信力等）に重点を置き、また、不法行為等の法定債権にも多少は言及する)」（４単位）を学修させ、その後に学ぶべきものとして、「契約法」（２単位)、「損害賠償法（不法行為の他に事務管理および不当利得も)」（２単位)、「担保法（担保物権の他に保証や連帯債務等も)」（２単位）および「家族法」（２単位）のようにトピック毎に科目を編成することが考えられる（計１２単位)。もっとも、担保法については、(法律実務家になるわけではないが）金融関係などに就職を希望する学生にとっても重要であるので、比較的詳しく学修させるために４単位とすることも考えられ

る（計１４単位）。

トピック別科目は民法をトピック毎に再編成するものであるから、その内容は、全体を概観する「民法総論」と多少は重なる。例えば、能力者制度は、民法総論で講義するのが相応しいと考えられるが、契約法においても言及しないわけにはいかない。この場合、契約法の講義では、能力者制度については民法総論で既に学修済みであることを前提にして簡単に触れれば良いであろう。もっとも、他方で、民法全体の体系性を学生に意識させるためにも、契約法の講義において能力者制度に全く言及も指摘もしないのは望ましくない。

（３）民法総論の講義の体系

なお、民法総論については、条文順に（パンデクテン体系にしたがって）に講義することも考えられるが、そうすると、契約の有効性を扱う意思表示理論を先に講義した後に（物権についての議論を挟んで）、損害賠償、契約の成立および契約解除の順で講義をすることになる。これでは、契約に関する法理論がバラバラになってしまうので、契約に関する規定は、契約の成立・有効性・契約違反（契約解除および損害賠償）の順にまとめる方が学生の理解にも資するであろう。そこで、民法総論の中では条文の順にこだわらずに、むしろ（インスティチオーネン風に）、①（取引の主体である）人および法人、②（取引の客体である）物・物権変動、③（取引行為である）法律行為（契約の成立・有効性・契約違反（契約解除および損害賠償））、さらに④（取引以外の法律関係である）不法行為や不当利得等の法定債権の順の方が学生には分かりやすいと思われる。テキストとしては、民法全体を概観する著書（潮見佳男・入門民法（全）（有斐閣）等幾つかある）を、教員が適宜補充しつつ使用すればよい。

本報告書が構想する「民法総論」とは以下のようなものである。コア・カリキュラムとの対応関係を明記したうえで記す。

（ア）民法総論（４単位・１年次前期に配当）

１　序　　（コア・カリキュラム第１編序章・第１章）

２　人

⑴能力者制度　（コア・カリキュラム同編第２章、同編第５章第４節）

⑵法人制度　（コア・カリキュラム同編第３章）

３　物

⑴物権の効力　（コア・カリキュラム同編第４章、第２編第１章第１節、同編第２章・第３章および（所有権以外の）物権の各類型について簡単に説明（第４章から第９章まで、第１０章第１節））

⑵不動産の物権変動：不動産登記、対抗力・公信力等　（コア・カリキュラム第２編第１章第２節１および２）

⑶動産の物権変動　　コア・カリキュラム第２編第１章第２節３（および４）

⑷債権譲渡　　コア・カリキュラム第３編第１部第４章

４　法律行為

⑴契約の成立　　コア・カリキュラム第３編第２部第１章第１節・第２節

⑵契約の有効性：意思表示論　　コア・カリキュラム第１編第５章第１節・第２節　第３編第２部第１章第３節

⑶契約の効力：同時履行・履行強制・解除・損害賠償　コア・カリキュラム第３編第１部第２章第１節から第４節まで、同編第２部第１章第４節・第５節

⑷代理制度　　コア・カリキュラム第１編第５章第３節

５　不法行為他の法定債権　コア・カリキュラム第３編第３部

６　時効（もっとも初学者には難解なので、債権管理の一環と位置付けて担保法に移すことも考えられる。特に時効の援用権者の範囲の議論は、債権担保についての知識が必要だからである）　コア・カリキュラム第１編第７章

この場合、トピック別科目については、以下のようになる。

（イ）契約法（２単位・１年次後期配当）

１　契約総論

契約の成立・有効性・効力→民法総論と重なる部分は簡単でよい。むしろ債権の目的（特定物・種類物・金銭）について説明　（コア・カリキュラム第３編第１部第１章）

弁済の一般論　（コア・カリキュラム同編第１部第５章１から３まで）

２　契約各論　（コア・カリキュラム第３編第２部第２章から第９章まで）

（ウ）損害賠償法（２単位・１年次後期配当）

１　不法行為の一般理論　（コア・カリキュラム第３編第３部第３章第１節・第２節・第４節）
２　特殊な不法行為　（コア・カリキュラム同編第３部第３章第３節・第５節）
３　事務管理・不当利得　（コア・カリキュラム同編第３部第１章・第２章）

（エ）担保法（２単位又は４単位・２年次後期に配置）
１　担保物権　（コア・カリキュラム第２編第６章から第１１章まで）
２　保証・連帯債務・債務引受　（コア・カリキュラム第３編第１部第３章、第４章第２節）
３　その他：相殺・弁済による代位・代物弁済等（債権者代位権・詐害行為取消権もここで）（コア・カリキュラム第３編第１部第２章第５節、同編第５章第１節３および４、第３節から第５節まで）

（オ）家族法（２単位・２年次前期に配置）
１　親族　（コア・カリキュラム第４編）
２　相続　（コア・カリキュラム第５編）

そして、（法律実務家を目指すわけではない）法曹コース以外の学生については、民法総論のみを全員必修とすればよいであろう。これは、法曹コース以外の学生（さらには法学部以外の学生）にとっても、民法全体を概観する「民法入門」的な役割を果たすし、この講義の受講者から、法曹を目指す学生が出ることも期待できる。その他のトピック別科目については、法曹コース以外の学生は、各自の関心にしたがって２または３科目を選択すればよいのではないか。もちろん、法律実務家を目指すわけではないが、例えば金融関係への就職を考えている学生などは（自主的に）全部を履修するであろう。

他方、法曹コースの学生は全部を履修するべきであるし、しかも、民法は他の科目（商法や民事訴訟法など）の前提とされていることを考えるなら、なるべく早い段階で（２年次までに）すべて履修することが望ましい。そのためのモデル・カリキュラムは、３－４に示してある。

３－２－２　案２：民法総則を土台とする積み上げ方式

（１）案１のデメリット

案１の難点は、「民法総論」という新しい科目を新設しなければならないところ、これに慣れていない教員がいるかもしれないことである。なお、これ（民法総論）以外の科目について言えば、契約法などのトピック別科目は従来の講義の体系（３－２－１（２）を参照）を大きく崩すものではないので、伝統的な割り振りにしたがって講義を担当していた教員にとっても講義が困難となることはないはずであると考えられる。具体的には、家族法は従来からもこの単位で（家族法として）講義されていたし、契約法と損害賠償法は、従来の債権各論を担当していた教員なら容易にそれぞれを教えることができる（債権各論を２分すればよい）。また、担保法も、従来の物権法の一部である担保物権と債権総論を組み合わせただけとも言える。これに対して、民法総論は、民法総則、物権および債権から、それぞれの一部を取り出して一つのストーリー（契約に基づく物権の移転）にまとめ上げたものであるから、伝統的な割り振りにしたがって講義を担当していた教員はやや面食らう可能性もあるし（もっとも「民法概説」のような科目を有する大学も多いところ、その担当者なら「民法総論」を講義することは難しくはないはずであるが）、適当なテキストを探すのに苦労するかもしれない。

（２）民法総則を土台とする積み上げ方式の提案

そこで、民法総則を膨らませて、案１における民法総論の役割を担わせることも考えられる（４単位）。この構想を具体的に敷衍するなら、通常の民法総則（民法第１編）は、通則（第１章）、人（第２章）、法人（第３章）、物（第４章）、法律行為（第５章）、期間の計算（第６章）および時効（第７章）の順に講義されるところ、物の項（第４章）で物権変動論にも触れ、法律行為の項（第５章）で契約（契約の成立や契約違反の効果（契約解除や損害賠償など））にも言及するなら、かなり広く民法全体について概観することが可能となる（上に指摘した「契約に基づく物権の移転」というストーリーを体系的に理解させることができる）。

また、この方が、民法総則そのものの理解をも容易にするであろう。例えば、物権変動論を学んだ後の方が、９４条２項の類推適用も分かりやすい。また、法律行為論として講

義される９０条以下では法律行為が有効であるか無効であるかのみが扱われているところ、その前に（法律行為論を学ぶ前に）、法律行為の典型例である契約についての予備知識（契約の成立や契約違反の効果（契約解除や損害賠償など）についての知識）があれば、９０条以下の理解にも資するであろう。

この構想をより明確にするために、一つの例として、同様の発想の下に執筆された民法総則のテキストの目次を掲げる。

例：滝沢昌彦『民法がわかる民法総則』（弘文堂）

序　第１節　民法の歴史

　　第２節　民法の構成

第１章　人　第１節　能力者制度

　　第２節　不在者財産管理制度

第２章　法人制度

第３章　物　第１節　序

　　第２節　権利および権利変動の公示　１　不動産登記制度

　　２　動産に関する権利の公示

　　３　不動産登記の公信力

　　４　明認方法

　　５　債権譲渡

　　第３節　従物および果実

第４章　法律行為

　　第１節　契約　１　契約の成立

　　２　契約の内容

　　３　契約違反

　　第２節　法律行為

　　第３節　意思表示

第５章　代理

第６章　無効および取消し

第７章　条件および期限

第８章　時効

第９章　まとめ（民法の基本原則）

上記の構想にしたがって民法総則以外の領域に言及しているのは第３章第２節（物権変動論）と第４章第１節（契約理論の概略）のみであり、残りはいわゆる民法総則を普通に解説したものである。したがって、案２にしたがって民法総則を講義する教員は、通常の民法総則のテキストを使用し、物権変動論および契約理論の概略（契約の成立・内容・契約違反ーー伝統的な割り振りなら契約総則および（債権総論のうち）債務不履行に相当）のみ何らかの形で補充すればよい。

この場合も、法曹コース以外の学生については民法総則（４単位）のみを必修とし、その他のトピック別科目（２単位）は（２または３科目程度）選択させればよいであろう。

３－２－３　案３：縦割り方式

案１にせよ案２にせよ、従来の講義の体系（３－２－１（２）を参照）を大なり小なり崩すことになる。この点でこれらの案に抵抗感を感じる教員もいるかもしれないし、また、適切なテキストを探すのが難しい可能性もある。他方、前述したように民法の講義時間数を減らす必要があるので（３－１－１（１）を参照）、従来の講義科目を、時間数をそのままにして３年次までに「詰め込む」ことは望ましくない。そこで、あくまで従来の科目編成を維持するなら、コア・カリキュラムの全部を学部で講義することはせず、（契約に基づく物権の移転という）民法の基本的な体系の理解には重要ではない事項については省略して、民法の講義の時間数を削減することも考えられる（ちなみに一橋大学の法科大学院の未修者コースでは「総則・物権総論」を３．５単位、「債権各論」を３．５単位、「債権総論」を４単位そして「家族」を１単位（計１２単位）で教えている）。

もっとも、前述（３－１－２（３）を参照）したように、民法のコア・カリキュラムは、基礎的なものではあるが民法の全分野を網羅的に扱ったものであり、しかも、従来なら学部で扱っていた程度の内容であるので、全く不要となる項目はない。ただ、条文やテキストを読めば容易に理解できる項目については学生の自習の委ねてもよいのではないかという趣旨である（もっとも、後述するように、債権者代位権と詐害行為取消権は（比較的）独立性があり難易度も高いと言えるので、これらについては法科大学院で教育することも考えられる）。この場合、どの事項について学部では省略するかについては法科大学院間で

（ある程度）共通の理解がある方が、法科大学院入学試験等で好都合である。したがって、案３にしたがって学部で教えるべき内容を削減する場合には、最終的には各法科大学院にアンケート等をとって決めることが望ましい。ここでは、とりあえず、コア・カリキュラムを基にして、学部では省略できる項目について一応の仮案を述べる（章立てはコア・カリキュラムのそれによる）。

第１編　民法総則

第２章（人）の第１節では、同時死亡の推定は省略して学生の自習に委ねてもよいのではないか。

また、第３節も、失踪宣告を中心に講義することとし、住所や不在者の財産管理は概略のみ講義して、詳しくは学生の自習に委ねることができよう。

第５章（法律行為）の第１節（総則）のうち、慣習については省略できる。

また、　第５節（条件及び期限）についても、期限の利益以外は省略できるのではないか。

第６章（期間の計算）も学生の自習に委ねればよい。

第２編　物権

第３章（所有権）の第２節（相隣関係）は省略して学生の自習に委ねる。

第１０章（抵当権）の第４節のうち、共同抵当は簡単に講義するに留める。

第３編　債権

第１部（債権総則）第２章（債権の効力）の第５節（責任財産の保全（債権者代位権・詐害行為取消権））については、法科大学院でキチンと教えるなら（後述するように「上級民法」のような科目を置くことも考えられるし、または演習の中で解説してもよい）、学部では省略できるのではないか（民法の基礎的な体系の理解に支障はない）。

第３章（多数当事者の債権債務関係）の第１節（分割債権・分割債務、不可分債権・不可分債務）は、それぞれの概念の簡単な解説に留める。

第５章（債権の消滅）の第４節（その他の債権消滅原因）については省略して学生の自習に委ねることができよう。

第２部（債権各則⑴－－契約）では、契約各論（第２章以下）については、第３章（売買）・第６章（賃貸借）を中心に講義し、その他の契約類型については簡単な説明に留めること

ができる。特に無償契約（第２章（贈与）や第５章（消費貸借））については省略して、学生の自習に委ねてもよいであろう。
第３部（債権各則⑵ーー法定債権関係）の第３章（不法行為）の第５節（主要な事件類型）は、コア・カリキュラムが挙げる類型をすべて学部で講義する必要はなく、一部のみ取り上げて残りは学生の自習に委ねることができる。

家族法（第４編（親族）・第５編（相続））については従来通り４単位または２単位の１コマ授業が適切である。

以上のような工夫をして、例えば、「総則・物権総論」・「債権総論」・「債権各論」を各３．５単位、「家族」を２単位で講義するなら、民法全体を１２．５単位でカバーできることになる。そして、法曹コース以外の学生については、「総則・物権総論」のみを必修とし、その他の科目については２科目程度を選択させることも考えられよう。

この場合、法学部で省略した項目については、法科大学院での演習等で意識的に取り上げる（必須ではないが）ことにより補充することが望ましいであろう。あるいは、上に示唆したように、債権者代位権・詐害行為取消を法科大学院で教えることにするなら、これを中心にして、法学部では充分には教えられなかった項目（特に共同抵当などのような担保の詳細や時効の援用権者（これは債権担保の知識が必要である）に関する議論）をまとめた「上級民法」のような科目を法科大学院に置くことも考えられる（本報告書の範囲を超えるので、その内容の詳細までは検討しない）。この場合には、法科大学院を目指さない法学部学生であっても、例えば金融関係への就職を希望している学生には、法科大学院に設置されている「上級民法」の履修を認めてもよいであろう（そうでないと、法学部教育が、このような学生のニーズに応えた内容を有しないことになる可能性がある）。

３－３　法学部と法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題

３－３－１　総論（積み上げ方式の提案）

冒頭（３－１－１（１）を参照）でも述べたが、「３年＋２年コース」の下では、民法そのものにかける時間数を（従来に比べて）多少でも減少させる工夫が必須である。そして、繰り返しになるが、民法の学修においては、「契約に基づく物権の移転」が基礎的な土台となる体系を形作っていると思われるところ、これは、従来の講義体系では、総則・物権・債権の（それぞれの）一部にまたがっており別々に講義されてきた。そこで、これを有機的に一つの体系として関連づけ、しかも、早い段階で修得することが、民法の効率的な学修につながるであろう。そこで、本報告では、そのような基礎的な体系（案１なら民法総論、案２なら民法総則）を土台（４単位）とし、その他（契約法・損害賠償法・担保法・家族法）をトピック別科目（各２単位）として、（基礎的体系である）土台に乗せる「積み上げ方式」を提案した。

いうまでもなく民法は膨大な法律であり、初学者にとっては、次から次へと雑多な諸制度を（相互の関連が不明確なままに）覚えなければならないので途方に暮れることになりがちである。本報告の提案による講義体系なら、学生は、早い段階から、「契約に基づく物権の移転」というストーリー（基礎的体系）にしたがって諸制度を有機的に結びつけて理解することができる。また、これ以外の諸分野（契約法、不法行為法、担保法や家族法）についても、それぞれのトピックとしての共通性（特に担保物権、保証や相殺は、従来は別個に講義されていたが、機能的には債権担保として一括できる）を意識しつつ、なお、上記の基礎的体系との関連性にも注意を払って学修するなら、民法全体の構造が見えてきやすいであろう。「３年＋２年コース」に相応しい効率的な（したがって少ない時間で効果を挙げうる）民法学修の方法として提案する次第である。

３－３－２　なお検討すべき課題

（１）反復練習（演習）の必要性

実務家に要請される法律を「使う」能力を養うためには事例等を用いた反復練習が不可

欠であるので、民法の学修は、①まずは全体を（講義形式で）体系的に学び、②その後に（演習形式で）法の適用に慣れさせるという段階を経ることになろう。本報告では、学部では上記①が中心になることを前提に、とりあえず民法の全体系を（効率よく）講義する提案を試みた。しかし、前述したように、検討会議では、学部においても演習形式の反復練習が必要ではないかとの指摘もあった。また、法科大学院への推薦入学などの可能性を考えると、推薦に値する学生を選別する基準としても、演習の履修の有無が有効な考慮要素となろう。

もっともな指摘であり、しかも、本報告書でも、法曹コースと通常のコースとに共通して開講する講義を前提としているところ（３－１－１（２）を参照)、それなら、学部の授業のみでそれなりに完結している内容が必要であり、その意味でも、学部段階での反復練習や演習も重要である。本報告自体は民法の効率的な講義の提案に終わったが、例えば、講義の中で部分的に演習形式を採用したり、または、事例問題による試験やレポートなどを課したりすることにより、法の適用に慣れさせる工夫が必要であろう。

（２）配当年次

民法は他の科目（特に商法や民事訴訟法）の前提にもなるのであるから、早い段階で修得することが望ましく、本報告書のモデル・カリキュラムは、これを前提とした提案である。これに対しては、最初に（１年次に）民法総論を学んでしまうと、(進級するうちに)基礎的な土台を忘れてしまうのではないかとの懸念もあり得ないわけではない。しかし、前述したように、契約法や担保法のようなトピック別科目も基礎的体系（民法総論）に密接に関連するのであるから、トピック別科目を学修する際には絶えず民法総論に立ち戻る必要がある。例えば、契約法を学ぶ際には、必然的に能力者制度の復習が不可欠となろう。したがって、トピック別科目の学修によって民法総論の理解が深まることこそあれ、民法総論を忘れる危険は少ないと思われる。ただし、これは、学生が、意識的に民法総論を適宜復習することを前提としているし、教員の側も、このような復習をするべき旨を学生に注意喚起する必要がある。

（３）法科大学院既修者コースの入学試験との関係

繰り返しになるが、案３による場合、コア・カリキュラムの一部を法学部では扱わないことになるので、法科大学院入学試験との関係が問題となる。もっとも、その大部分については学生の自習に委ねる趣旨であったので(詳細は３－２－３参照)、これらについては、あえて入学試験範囲から外す必要はない(学生が自習したことを前提にしてよい)。しかし、例えば、債権者代位権・詐害行為取消権や担保法や時効法の詳細などについては学部で扱わずに法科大学院で教育することにするなら（案３における法科大学院に「上級民法」を設置する提案)、これらについては法科大学院入学試験の対象としない旨の（法科大学院間の）合意が必要となろう。

３－４　モデル・カリキュラム案（民法）

本報告書の提案１に基づいた講義をする場合、民法は他の科目（商法や民事訴訟法など）の前提にもなることをも考慮して、なるべく早い段階で（２年次までに）民法の学修を完成させるためのモデル・カリキュラムとして、以下のようなものが考えられる（なお、各科目の詳しい内容およびコア・カリキュラムとの対応については２を参照）。法曹コース以外の学生については、民法総論のみを全員必修とし、それ以外のトピック別科目については２または３科目を選択させる（選択必修）とすればよいと思われる。

○「３年＋２年コース」の場合　（「４年＋２年コース」も基本的に同じ）

＜１年次・２年次＞

（ア）民法総論（４単位・１年次前期に配当）

１　序

２　人　⑴能力者制度

⑵法人制度

３　物　⑴物権の効力

⑵不動産の物権変動：登記の対抗力等

⑶動産の物権変動

⑷債権譲渡

４　法律行為　⑴契約の成立

⑵契約の有効性：意思表示論

⑶契約の効力：解除・損害賠償等

５　不法行為他の法定債権

６　時効

（イ）契約法（２単位・１年次後期配当）

１　契約総論：契約の成立・有効性・効力

２　契約各論

（ウ）損害賠償法（２単位・１年次後期配当）

1　不法行為の一般理論

2　特殊な不法行為

3　事務管理・不当利得

（エ）家族法（２単位・２年次前期に配置）

1　親族

2　相続

（オ）担保法（２単位又は４単位・２年次後期に配置）

1　担保物権

2　保証・連帯債務

3　その他：相殺・債権者代位権・詐害行為取消権

調査研究担当

滝沢昌彦（一橋大学）

石田剛（一橋大学）

４　刑法

４－１　刑法の教育課程の特色

４－１－１　刑法の教育課程の対象分野

刑法の学修内容は、講学上「刑法総論」、「刑法各論」の２つの分野に分けられており、法学部、法科大学院における刑法の科目編成もこの区別にしたがっているのが通常である。「刑法総論」は、刑法典の「第１編 総則」に置かれた規定の解釈論、及び刑法典各則に置かれた各種犯罪規定に共通する部分の解釈論を扱う分野であり、「刑法各論」は、刑法典の「第２編 罪」（各則）に置かれた各種犯罪規定、及びそれらの規定に基づいて構成・観念される一定の犯罪類型ごとに、それぞれの犯罪規定・犯罪類型に固有の解釈論的問題を扱う分野である（両分野には立法論的な検討課題も含まれるが、特に法曹養成という観点では、解釈論的な問題に第一義的な重要性が認められるといえよう）。

法学部と法科大学院を一貫する教育課程において、刑法科目が取り扱うべき分野は、「刑法総論」と「刑法各論」の２つの分野によって全てカバーされているといってよい。そのため、多くの法学部、法科大学院における科目編成においても、必修科目（またはそれに準ずる重要科目）としての扱いがなされている刑法科目は「刑法総論」、「刑法各論」の２種類に限られている。しかし、このように、学修対象となる科目が２種類に限られている一方で、それぞれの科目・分野において取り扱われる解釈論的問題は多岐にわたり、また、そこには高度に理論的な問題も数多く含まれている。さらに、刑法における思考法の特徴として、ある特定の条文に関わる解釈問題が問われている場合であっても、常に犯罪論体系に則って考え、他の問題領域との間での理論的な整合性を意識しなければならない、という点（体系的思考が重視されるという点）が挙げられる。

以上のような特徴からすれば、刑法の学修対象は、「刑法総論」、「刑法各論」の２分野に限定されているものの、それぞれの分野がその内部において「広さ」と「深さ」を持っているのであり、その教育課程のあり方を考えるにあたっては、学修者がこの両分野に関わる科目を複数回（最低でも２回）繰り返し履修し、そのような段階的な学修を通じて各分野の内部に広がった様々な問題領域を網羅し、徐々に高度に理論的な問題にまで理解を及

ぼしていく、というプロセスを想定することが不可欠であると考えられる。そのような刑法科目の特色から、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を想定し、それぞれの段階において学修すべき内容を考えるにあたっては、「刑法総論」、「刑法各論」の内部において、具体的な個々の領域・テーマをそれぞれあるべき学修段階に配置する、という作業が必要となる。

４－１－２　刑法の学修上の重要事項

法曹養成という教育目標との関係で考える場合、刑法の学修において求められる重要な事項として、次の諸点を挙げることができる。

第１に、刑法の基本的・根本的な原理、解釈態度、論理の運び方を身につけることである。これは言い換えれば、刑法的な「ものの考え方」－刑法総論・各論上のあらゆる解釈論的問題を検討するにあたり、その根幹において常に働いている思考方法－を体得することである。これが身についていなければ、およそ解釈論上の問題を「刑法的に」検討することはできない。この刑法的な思考方法は、短時間の暗記作業によって修得できる知識の類ではなく、具体的な解釈論上の論点・問題を検討する中で、その意義を再確認する作業を通じて次第に身につけられるものだといえる。

第２に、具体的な事例を検討するに際して、その事例の処理・解決にとって「必要な」法解釈論を「精確に」展開できるようになる、ということが求められる。問題の事例とは事案を異にする判例や、問題の事例において問われている事柄とは関係のない理論を持ち出したとしても、そのような論拠は、当該事例の解決・処理にとって意味を持ち得ない。問題の事例の処理・解決にとって必要な論拠が何かを精確に見定めるためには、１つ１つの判例について判示内容及び射程を精確に理解しておくこと、また、関係する主要な刑法理論（学説）についてもその主張内容を精確に理解しておくことが必要不可欠である。また、刑法の「判例」と一言でいっても、問題となっている論点の性質や、前提となっている事実関係等との関係で、「先例」としての意義が認められる範囲（当該判例の「射程」）は判例ごとに異なる。もっぱら当該事案の事実関係に即して判断が下された事例判例もあれば、同種事例に対して類型的に適用されることが当然に想定されるような判例もある。重要判例の学修にあたっては、問題の判例がどのような射程を持っている（持つべきである）か、という点を精確に掴んでおくことも必要である。

第３に、具体的な事例の処理を問われた際に、その事例の事実関係を妥当な形で把握・整理でき、ひいては事例解決の結論の妥当性を確保できる、ということである。もちろん、このような能力は、法学部及び法科大学院の学修だけで十分に修得できるものではなく、実際の実務経験を経て初めて完全な形で身につけられる、という性格のものであることも否定できないだろう。しかし、法科大学院を修了した段階でも、事実関係の中からクローズアップすべき部分を適切に拾い出し、「筋のよくない」事実構成を避ける、といった能力や感覚は、必要最小限ながら要求されるものと言わなければならない。

第４に、刑法総論・各論分野の一定の「知識」を修得している、ということである。上記第２に挙げた、「事例解決に必要な法解釈論の展開」を可能にするためには、当然ながらその前提として、一定の刑法的知識を身につけている必要がある。刑法総論の分野においていえば、例えば正当防衛の要件に関する基本的な知識がなければ、正当防衛の要件論をめぐって展開されている判例や学説の意義を理解することはできないし、刑法各論においても、各犯罪規定に定められた当該犯罪の成立要件に関する基本的な知識がなければ、その要件をめぐる判例や学説の議論を理解することはできない。これらの基本的な知識は、学修において、最初に身につけておかなければならないものである。

それとは別個に、解釈論上の重要論点となっている事柄とは直接の関連性を持たないような（その意味で「周辺的な」）事項に関する知識も、一定程度において、法曹になるための基礎的素養として身につけておくことが要求される。これらの知識は、司法試験においては特に短答式試験の中で問われている。例えば、刑罰の種類・制度に関する一定の知識、解釈論上の重要論点を含まないような刑法各則の（条文）知識などが、そのような知識として挙げられるだろう。

以上、刑法の学修上求められる重要な事項として、さしあたり４点を挙げることができる。これらの諸点の相関関係は次のように考えられる。第１点として挙げられた「刑法的な思考方法」と、第４点として挙げられた「基本的な知識」の修得は、解釈論的な問題の検討のための基礎・土台をなしている。これらの基礎・土台の上において初めて、第２点の「必要な法解釈論の展開」、第３点の「適切な事実構成・結論の妥当性の確保」が可能になる。そして、それらとは別個に、第４点の中で言及した「基礎的素養として身につけておくべき（周辺的）知識」の修得が求められることになる。

以上のことを前提とした上で、次章において、学修内容の分類とその段階付けを試み、法学部において履修・修得すべき内容・水準について検討を加えることとする。

４－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準

４－２－１　学修内容の分類・段階付け

（1）　学修内容の分類

上　記で確認された学修上の重要事項（４点）を基に、コア・カリキュラムに挙げられている学修項目をいくつかのグループに分けるならば、以下のような形での分類（①～⑦）が可能であると考えられる。

（なお、以下では、コア・カリキュラムに示されている各項目を、それが記載されている順番を表す「番号」で表記する。コア・カリキュラム〔刑法分野〕の項目は、冒頭に「○」を付した箇条書きで示されているので、例えば、「第１編 総則 第１章 刑法の基礎理論 第１節 総説」における３番目の「○」で始まる項目は、以下では「１－１－１－３」と表記される。）

①　刑法・刑罰に関する基礎的事項

例えば、「刑罰の目的に関する主要な見解」や「刑の種類・内容」（コア・カリキュラム１－１－１）は、解釈論上の重要論点において、そこで用いられるべき解釈論や下されるべき結論を直接左右するようなものではないが、刑法の学修において初めに知っておくべき事項である。また、例えば「法令行為が違法阻却事由とされる趣旨」や「正当業務行為の諸類型」（コア・カリキュラム１－３－２）は、現在、刑法の解釈論上の重要論点を構成しているものとはいえないが、そのような制度（刑法３５条）の存在、犯罪論体系におけるその意義・位置付けは知っておかなければならない。また、例えば「心神喪失、心神耗弱の意義及び判断方法」（コア・カリキュラム１－４－２－２）に関していえば、法科大学院修了の段階で、具体的な事例において心神喪失・心神耗弱を判定する能力を求められるわけではないが、心神喪失・心神耗弱の概念・定義内容は、およそ刑法３９ 条の解釈論を展開するにあたってその出発点にしなければならない前提知識である。

刑法各論の分野においても、例えば「人の始期及び終期の意義と概要」（コア・カリキュラム２－１－１－１－１）などに関しては、それをめぐる様々な議論や見解の詳細を知っていることまでは要求されないが、通説的見解（一部露出説、三徴候説）が示す定義内容についての知識は、解釈論上の重要論点（例えば胎児性致死傷、堕胎手術によって母体外

に排出された子を殺害した場合、脳死患者からの人工呼吸器の取り外しの罪責）を検討するにあたって暗黙の前提知識として要求される。

以上で例示したようなタイプの項目は、刑法総則・各則上の基本概念や、刑罰制度に関する基礎的事項であり、刑法の学修において最初の段階でその概要に触れておくべき事項である。もっとも、これらの事項に関わる議論は、本来的には高度に学術的・専門的な性格を持っているため、その議論に深く入り込んでその詳細を知るというところまでは要求されない。必要最小限のラインとして求められるのは、問題の概念や制度の内容に関して、いわば「一行」で回答できるような知識が身についていることである（それ以上の知識は、学修者各自がその関心や学修進度に合わせて任意に修得すべき事柄であろう）。

② 刑法の思考方法を構成する事項、解釈論的検討のための前提知識に属する事項

次に、例えば「犯罪論の体系」（コア・カリキュラム１－１－３）や、「行為の客体と保護法益の違い」（コア・カリキュラム１－２－３－１）のように、それ自体が解釈論上の重要論点を構成するものではなく、解釈論上の重要論点を検討するためにその準備段階で身についていることが求められるような、刑法的な「思考方法」に関わる事項がある（１－２で述べた、学修上の重要事項の第１点に関わる事項である）。これは、刑法的な「ものの考え方」として、解釈論上の問題を検討する際に常にその背後で働いている一種の作法であり、学修の最初の段階でその概要に触れた上で、その後の学修においてもそのつど「反芻」しながら身につけていくことが求められる性格のものである。

また、これとは性格を若干異にするが、刑法各論で登場する基本概念に関する知識も、刑法各論上の論点について検討する際の前提知識として当然に要求されるものである（これは、１－２で述べた学修上の重要事項の第４点に関わる事項である）。例えば、「暴行」「傷害」（コア・カリキュラム２－１－１－２－１、２－１－１－２－２）、「遺棄・不保護」（コア・カリキュラム２－１－１－７－３）など、各犯罪における重要な構成要件要素の定義・内容に関する知識がこれに当たる。この種の知識がなければ、およそ問題となっている犯罪の成否を検討することはできない。

以上の①、②の事項は、およそ解釈論上の問題の検討の際に、その必要不可欠な土台・基礎を構成しているものである。

③ 解釈論上の重要論点に関する基本的事項

上記②の知識を前提にして初めて、解釈論上の重要論点に関する検討が可能になる。解釈論上の重要論点に関する検討とその知識の修得は、刑法の学修においてその中核をなす

部分である（これは、１－２で述べた学修上の重要事項の第２点、第３点に関わる事項である)。解釈論上の重要論点と一言でいっても様々なものがあり、(A) 古典的論点として、既にその解決方法や判例が確立しいわば「固定化」しているものもあれば、(B) まさに「現在進行形」で関連判例が登場し、その当否や射程が激しく議論されているような論点もある。問題の論点が（A)、(B）のいずれのタイプなのかによって（もちろん（A)、(B）の中間に位置付けられるような議論状況にある論点もあるだろう)、当然、その論点についての学修方法も変わってくる。

学修段階を大きく分けて考えるならば、学修の「前半」の段階において、上記（A）に属するような古典的な重要論点については既に知っておくことが望まれる。(A)のように、当該論点の解決・処理のための解釈論が確立した分野は、その理解も比較的容易であり、学修の前半段階でも学修効果を上げることが期待されるし、そこで得られた知識を基にすることで、さらに発展的な論点をめぐる議論にスムーズに入って行くことも可能となる。さらに、上記（B）のような発展的でアクチュアルな論点は、(A）の分野で既に確立された解釈論の前提の上に生じてきていることも少なくない。そのような場合には、(B）の論点を理解する上で、(A) の論点についての知識が備わっていることが必要不可欠の前提となる。その意味で、(A) のタイプの論点に関わる事柄は、解釈論上の重要論点に関する「基本的事項」だと言うことができる。

④　解釈論上の重要論点に関する発展的事項

これに対して、上記（B）のタイプの論点に関わる事項は、(A）のタイプの論点に関わる基本的事項を前提にした上で議論が進められ、かつ、現在その議論がまさに展開されている途中であるという事情から、その理解は必ずしも容易でない。その意味で、(B）のタイプの論点に関わる事柄は、解釈論上の重要論点に関する「発展的事項」だといえよう。以上のような事情からすれば、(B）の事項に関する知識の修得は、刑法学修の前半段階で達成される必要はなく、学修の「後半」の段階で達成されれば足りると考えられる。

⑤　事例検討に際して付随的に必要とされる基本的知識に属する事項

次に、それ自体が解釈論上の論点を構成しているわけではないが、事例検討に際して付随的に必要とされる基本的知識といえるようなものがある。例えば、「法定刑、処断刑、宣告刑の意義」（コア・カリキュラム１－１－１－３）は、刑法総則の重要論点（過剰防衛、中止犯など）において登場する「刑の減軽」という制度を考えるにあたってその前提知識となるべき事柄であるし、「継続犯と状態犯の違い」(コア・カリキュラム１－２－３－３）

も、解釈論上の問題の検討において援用される視点である。また、罪数処理に関する知識（コア・カリキュラム１－７－２）は、それ自体が独自の（重要）論点を構成していない場合であっても、具体的な事例の検討に際して、その最後に必ず問われるものである。これらの基本的知識に属する事項には、学修の前半の段階から触れておくことが必要であろう。

⑥　事例検討に際して必ずしも必要とされない基本的知識に属する事項

これに対して、比較的特殊な事例・論点・犯罪規定にのみ関係するような基本的知識は、知識としてその修得が求められるものの、事例の検討に際して頻繁に利用されることが予定されるものではない。例えば、「推定的同意の要件」（コア・カリキュラム１－３－３－３）、「適法行為の期待可能性の概要」（コア・カリキュラム１－４－１－３）、「必要的共犯に対する共犯規定の適用」（コア・カリキュラム１－６－１－３）、「予備罪に対する共犯規定の適用の可否」（コア・カリキュラム１－６－４－９）などが、その例として挙げられる。この種の知識は、学修の前半の段階で修得されていればそれに越したことはないが、学修の後半の段階で最終的に修得されるならばそれで足りると考えられる。

⑦　周辺的知識に属する事項

上記⑥の諸事項よりもさらに「周辺的な」知識に属すると考えられる事項については、もっぱら学修の後半段階において（自習的に）その知識が修得されれば足りると考えられる。このような事項としては、特に、刑法各則上の細かな知識に関わる事項が挙げられる（「騒乱罪の成立要件」（コア・カリキュラム２－２－１－２－１）、「往来妨害罪・往来危険罪の成立要件」（コア・カリキュラム２－２－１－４）、「逃走罪の成立要件」（コア・カリキュラム２－３－２－２－１）などがその例である）。

（２）　学修内容の段階付け

続いて、以上の①～⑦の諸事項についての知識・学識が、学修上どの段階において修得されている必要があるか、という点について検討を加える。

（ｉ）　解釈論上の重要論点に関する学識の修得

まず、刑法学修の中核に当たる「解釈論上の重要論点に関する学識の修得」という目標との関係では、最初に、①の「基礎的知識」と、②の「刑法の思考方法」及び「必要な前提知識」を修得し、その上で、③の「解釈論上の重要論点に関する基本的事項」について

の理解を深め、最後に、④の「解釈論上の重要論点に関する発展的事項」の検討・理解へと進む（①→②→③→④）、という学修のプロセスが標準的なものとして想定される。

このうち、法学部における学修を通じて、既に、①から③までの内容が修得されていることが望まれる。そこで得られた学識の上に、法科大学院の既修コースにおいては④の検討・修得を試みることになる。なおこれは、法学部の学修を通じて最低でも①から③までの内容が（完全に）修得されていることが望まれる、という趣旨であって、もちろん、法学部においてその学修や講義の範囲を人為的に③までにとどめなければならない、という趣旨ではない。法学部における学修や講義においても④に属する事項の検討を行うことは必要不可欠であり、この段階で④の事項の修得にまで学修者の手が及んでいるならば、それに越したことはない。また他方で、もちろん、法科大学院の学修や講義においては①から③（特に③）の内容が顧みられるべきでない、ということでもない。④の発展的事項を検討するに際し、それに併せて（またはその前提として）③の基本的事項を検討の俎上に上げることは、当然に想定されるところである。

（ⅱ）刑法的知識の修得

次に、解釈論上の重要論点との関係如何を問わず、およそ「刑法的知識」の修得という観点から学修の段階付けを考えた場合、その必要性・重要度から考えて、①の「基礎的知識」が修得された後は、まずもって、⑤の「事例検討に際して付随的に必要とされる基本的知識」が修得されることが望まれる（この知識の習得が事例検討においても必要不可欠となることは上述の通りである）。その後で、⑥事例検討に際して必ずしも必要とされない基本的知識、⑦周辺的知識の修得に時間を割く、というのが標準的な学修のプロセスだと考えられる（①→⑤→⑥→⑦）。

このうち、法学部における学修においては、既に、①と⑤の知識は確立されていることが望まれる。法科大学院の既修コースにおいては、さらに加えて、最終的に⑥と⑦の知識の修得を目指すことになる。なおこれは、上記（１）と同様、⑥と⑦の事項を法学部の学修・講義でおよそ扱うべきでないという趣旨ではないし、法科大学院の学修・講義において⑤の知識におよそ触れないという趣旨でもない。

（ⅲ）刑法判例の検討

最後に、重要な「刑法判例」の学修の段階付けについても、（１）（２）で示した学修の段階付けに対応した形で、これを考えることができる。

まず、解釈論上の重要論点に関連する判例については、その意義に応じて、上記③又は

④の学修の段階で検討を加えることになる。もっぱら③において取り上げられる判例は、先例としての確立度が高く、その射程も比較的明瞭であるものが多いと考えられ、その判例としての重要度は非常に高いが、反面、解釈論上の議論を惹き起こしているものではないため、解釈論上の端的な「前提知識」として修得されるにとどまる、という面がある。他方、④において重点的に取り上げられる判例は、現在もなお同時進行的にその意義・射程が議論の対象とされていたり、その判例を足掛かりとして新たな問題設定や、新たな判例の展開が認められたりするような判例であり、詳細な検討を通じて、その精確な理解に特に努めるべき判例であるといえる。

次に、解釈論上の重要論点を構成するようなものでなくても、「知識」としてその内容を知っておくべき判例は多数存在する。刑法各論の分野において、各犯罪に固有の構成要件に関わる解釈方法を確立・確認したような判例がこれに該当するだろう。これらの判例の知識も、そこで扱われている事項が「基本的」なものか「周辺的」なものかによって、上記⑥又は⑦の学修段階において修得されるべきものとなろう。

（ⅳ）まとめ

以上で示した学修内容の分類・段階付けをまとめると、下のようになる（繰り返しになるが、下の表は、①～⑦の各項目の修得が望まれる段階を表したものであり、法学部・法科大学院のカリキュラムにおいてそれぞれ取り扱うべき内容を分別したものではない）。

＜法学部＞

解釈論上の重要論点に関する学識の修得　①②③

刑法的知識の修得　⑤

刑法判例の検討　②③⑤に関する判例

＜法科大学院＞

解釈論上の重要論点に関する学識の修得　④

刑法的知識の修得　⑥

刑法判例の検討　④⑥⑦に関する判例

４－２－２　法学部において履修・修得すべき内容・水準

（１）　法学部と法科大学院の間の一貫した刑法カリキュラムの在り方

上記で確認した学修内容の分類と段階付けを前提にして、法学部と法科大学院との間の一貫した教育課程におけるカリキュラム編成がどのようなものとなるべきか、という点につき以下検討する。

（ｉ）検討の前提事項

検討の前提として、次の２点を確認しておく。

第１に、４－２－１（２）において確認された点であるが、法学部の学修において修得されていることが保障されるべき内容は①、②、③、⑤に関する事項である。そして、法科大学院の修了時には、それに加えて④、⑥、⑦に関する事項についても学修が完了したことが求められることになる。以上から、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の全体を通じて、コア・カリキュラムの示す事項についての学修が一通り完了することが保障される。

第２に、法科大学院既修者コースへの進学が認められるための「下限」として、法学部において既に修得されていることが求められる刑法的知識の水準は、「４年＋２年コース」と、「３年＋２年コース」とで、違いはないものと考えられる。つまり、履修者は、法学部において修得されるべき同一の内容につき、「４年＋２年コース」においては４年間、「３年＋２年コース」においては３年間で履修することが求められる。

この点、両コースについて、法学部において求められる学修到達度に差を設け、それに応じて、どちらのコースの修了者かによって法科大学院既修者コースにおける学修内容にも差を設ける、というカリキュラム編成の方法も考えられるところである。しかし、刑法に関する限り、後述の通り（下記（ⅱ））、法学部の１年次ないし３年次の配当科目として、「法学部の学修において修得されていることが保障されるべき内容」に関わる科目を全て配置することが可能であると考えられる。したがって、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」とで、コース別に異なったカリキュラム編成をとる必要性は必ずしも認められない。

また他方、法学部における学修到達度につきコースごとに違いを設けることは、特に「刑法」科目の教育課程が持つ特色に照らしてみれば、以下の理由から、合理性を欠くものと考えられる。「刑法」の科目は、その種類が「刑法総論」と「刑法各論」の２種類しかなく、むしろその内部において「広さ」と「深さ」を持つという特徴を有していた。そのため、

刑法の学修においては、そのモデルとして、同じテーマ・問題領域について繰り返し（徐々に深く）学修することで、段階的に理解が深まり、理解の精確さも高められていく、という過程が考えられるところであった。正当防衛に関する学修を例にすれば、最初に、正当防衛の条文上の要件に関する（現時点で特に理論上の争いのない）事項を覚え、次に、「やむを得ずにした行為」に該当するか否か、という点に関する判例理論を精確に理解し、過剰防衛に当たる場合を正しく認定することができる、という段階に到達し、以上の前提を踏まえて初めて、いわゆる「量的過剰防衛」をめぐる現在の理論的問題についても、判例の現時点の到達点と主要な学説の状況を精確に理解し、一定の結論を導くことができる、という段階に達することになる。しかし、そうだからといって、例えば、あるコースのある段階においては正当防衛の条文上の要件に関する知識の習得だけが求められ、別のある段階では過剰防衛の正しい認定までが求められ、最後の段階に達して初めて量的過剰防衛の問題について言及がなされる、といったように、学修過程として想定される諸段階をそのままカリキュラム上の各段階に配置し制度化することが、カリキュラム編成の観点から妥当な方策であるとは必ずしもいえないように思われる。刑法上の問題・テーマは（上記の正当防衛の例をはじめとして）、基礎的知識に属する事柄から高度に理論的な事柄までがいわば渾然一体となって１個の「問題」を構成している場合が多い。そのため、その１個の「問題」を諸事項へと解体してそれぞれの事項に難易度を付し、複数のコース・段階ごとに取り扱うべき事項に差を設けようとするならば、カリキュラム編成をいたずらに多重的なものにすると同時に、それぞれの段階において達成されるべき学修内容に不自然かつ複雑な差異を生じさせる結果となる。

以上のような理由から、以下においては、「４年＋２年コース」と「３年＋２年コース」とで、法学部において求められる学修到達度に差を設けない、という形でのカリキュラム編成を考えることとする。

（ⅱ）　考えられる刑法科目のカリキュラム編成

以上の前提を踏まえて、法学部と法科大学院既修者コースの間の一貫した刑法カリキュラムのあり方を考えた場合には、法学部において、刑法総論、刑法各論に関する基礎科目と発展科目をそれぞれ設置する、という案が考えられるように思われる。

具体的には、法学部において、（ア）刑法総論に関する基本的な講義科目、（イ）刑法各論に関する基本的な講義科目、（ウ）刑法総論に関する応用・発展的な（講義）科目、(エ）刑法各論に関する応用・発展的な（講義）科目の４科目を設けることが考えられる。

（ア）、（イ）は、刑法総論、刑法各論の内容を一通り検討対象とした刑法に関する基本科目であり、講義形式であることが想定される（従来の法学部における刑法の総論、各論の講義科目にほぼ相当する内容のもの）。そこで取り扱うべき内容の量から考えて、いずれも（２単位相当ではなく）４単位相当の科目（通年週１回、半年週２回などの開講形態）であることが理想的であろう。

（ウ）、（エ）は、（ア）、（イ）の科目において修得した知識の定着を図るとともに、刑法総論、刑法各論の解釈論上の重要論点（③及び④の項目）について重点的に検討を加える内容を備えた、応用・発展的な科目として想定されるものである。これらの科目については、講義形式に限らず、演習形式を取り入れた形での科目の設定・開講も考えられ得るだろう。これらの科目は、それぞれ２単位相当のものがその標準形として想定されるところである。

（ア）～（エ）の科目の履修を通じて、履修者は、上述の「法学部の学修において修得されていることが保障されるべき内容」の全体を修得することが可能になるものと考えられる。なお、法学部における基本科目として位置付けられる（ア）（イ）と、応用・発展科目として位置付けられる（ウ）（エ）との間で、どのような内容のすみ分けが行われるかは、大学ごとの科目の設置・開講形態によっても異なってくるものと考えられるところであり、各科目において取り扱うべき内容を厳密に分別・設定することは難しいが、少なくとも、（ウ）（エ）の応用・発展的な科目を履修し終えた段階で、履修者の学修内容が「法学部の学修において修得されていることが保障されるべき内容」の全体を網羅していることになるような科目設定が求められることになろう。

なお、法科大学院既修者コースの入学者が、上で示した法学部における設置科目を全て履修し、「法学部の学修において修得されていることが保障されるべき内容」を全て身につけている、ということを前提にするならば、各法科大学院において実施されている既修者コース入学者を対象とした現行のカリキュラムについては、大きな変更を行う必要はないものと考えられる。

（２）　法学部における刑法の具体的な学修内容

以下では、ここまでの総論的検討を基に、「刑法総論」、「刑法各論」の分野に関して、法学部と法科大学院との間の一貫した教育課程を考えた場合に、法学部において履修しておくべき内容につき具体的に検討を加える。

なお、ここでは、上記の方策を念頭に置き、法学部において刑法総論に関する基礎科目と発展科目、刑法各論に関する基礎科目と発展科目（いずれも、「４年＋２年コース」、「3年＋２年コース」の両者に共通のもの）において最終的に履修しておくべき内容を示すことにする。

法学部の段階においては、上記で示した通り、①、②、③、⑤に関する事項の修得が求められるものと考えられる。なお、再言するが、これは、法科大学院との間の一貫した教育課程を考えた場合に、法学部の修了者は①、②、③、⑤に関する事項の修得にまで達していることが必要である、という趣旨であり、法学部の科目においては①、②、③、⑤に関する事項しか扱わない（扱ってはならない）ということでは決してない。特に④に関する事項については、法学部の科目においても当然これをとり上げ、検討を加えることになろう。ただし、繰り返しの教育・学修によって広い問題領域の全体を捕捉し、かつ高度に理論的な問題の理解も達成する、という刑法の教育・学修過程の特徴からして、法学部を修了した段階で④、⑥、⑦に関する事項の「修得」にまで達することは求められないのであって、これらの事項に関しては、法科大学院における（再度の）学修を通じてその修得が求められるものということができる。

それでは、以下において、「刑法総論」、「刑法各論」の各分野に分けて、法学部において修得が求められる主要な内容を列挙する。なお、以下で示すのは、１つの試案にすぎない。

「刑法総論」

〇刑法・刑罰に関する基礎的事項（①）

刑罰・刑法上の諸制度に関する基礎的な知識として、次の諸項目については最低でもいわば「１行」で回答できるような知識を修得していることが求められる。例えば、刑罰目的論に関する諸見解（コア・カリキュラム１－１－１－１）、刑法が規定する刑の種類と内容（コア・カリキュラム１－１－１－２）、犯罪論の体系（１－１－１－３）、違法阻却事由の本質（コア・カリキュラム１－３－１）、法令行為・正当業務行為（コア・カリキュラム１－３－２）、責任能力の制度趣旨と定義（コア・カリキュラム１－４－２）などがこれに当たる。

また、罪刑法定主義に関わる諸原則・諸問題（コア・カリキュラム１－１－２）に関しては、刑法の根幹にかかわる事柄として、十分な知識を獲得しておく必要がある。

以上の事柄は、刑法総論の基礎科目においてとり上げられ、説明が加えられるべき項目と

いえる。

○刑法の思考方法を構成する事項、解釈論的検討のための前提知識に属する事項（②）

次に、刑法の思考方法を構成する事項、解釈論的検討のための前提知識に属する事項として、次の諸点に関してはその理解が十分に身についている必要がある。例えば、結果犯における結果の概念（コア・カリキュラム１－２－３－１）、不作為犯とは何か（１－２－５－１）、故意・過失とは何か（コア・カリキュラム１－２－６－１、１－２－７－１、１－２－７－２）、違法性・責任（阻却事由）とは何か（コア・カリキュラム１－３－１－１、１－４－１）、未遂犯・共犯の基礎的概念（コア・カリキュラム１－５－１、１－５－２－１、１－６－１、１－６－２－１、１－６－３－１、１－６－３－２）などがこれに当たる。これらの項目は、刑法の解釈論上の問題を検討する際の「思考方法」の一部を構成するものであり、刑法総論の基礎科目においてその修得が求められる。

○解釈論上の重要論点に関する基本的事項（③）

以上の①、②の知識の上に、刑法総論における解釈論上の重要論点の検討が行われることになる。上述の通り（２－１－１）、解釈論上の重要論点にも、（A）古典的論点として既にその解決方法や判例が確立しているもの（＝③解釈論上の重要論点に関する基本的事項）と、（B）現在進行形で関連判例が登場し、その当否や射程が激しく議論されているもの（＝④解釈論上の重要論点に関する発展的事項）とがあり、法学部における刑法総論の基礎科目及び発展科目においては③の修得までが求められることになる。

もっとも、各テーマにおいてどの論点が「基本的事項」に属し、どの論点が「発展的事項」に属するのかという③と④の切り分けは、必ずしも一義的に決まるものではない。また、上述の通り（２－２－１（１））、重要論点のレベルを過度に作為的に「基本的な」ものと「発展的な」ものに分け、法学部ではそのうち「基本的な」論点についてしか言及しない、というようなカリキュラムは合理性を欠く。したがって、法学部の刑法科目においても、もちろん、④に関する事項が併せてとり上げられるべきである。しかし、その最終的な「修得」が厳密に求められるのは、法科大学院の科目においてである、ということになる。法学部における刑法総論の基礎科目においては、仮に④の論点に言及するとしても、それは補足的・周辺的な扱いとなる場合が多いであろう。これに対して、刑法総論の発展科目においては、刑法総論の解釈論上の論点を重点的に検討する中で、③と併せて④の検討が踏み込んで行われることが想定される。

このような解釈論上の重要論点に関する項目は、以下の通り多岐にわたる。

刑法上の因果関係に関する諸問題（コア・カリキュラム１－２－４－１～１－２－４－３）に関しては、被害者の特異体質介在事例の処理のあり方などの古典的な論点（③）に加えて、様々な行為介入事例において近時展開されている「危険の現実化」による事例処理（④）についても検討を及ぼすことになる。

不作為犯においても、「作為義務」の認定、不作為犯における因果関係（特に結果回避可能性）の認定などの問題について（コア・カリキュラム１－２－５－２～１－２－５－４）、十分な理解に達することが要求される（③④にわたる学修内容）。

故意に関しては、未必の故意と認識ある過失との区別（未必の故意の認定の問題）、各種の「事実の錯誤」の処理について（コア・カリキュラム１－２－６－２～１－２－６－５）、十分な理解が求められる（③④にわたる学修内容）。このうち特に「具体的事実の錯誤」（コア・カリキュラム１－２－６－３）については、基本的事項（③）として、刑法総論の基礎科目における学修で十分な理解に達することも考えられる。

過失に関しては、「注意義務」の内容・認定、過失犯における因果関係、管理監督過失・過失競合の事例の処理等について、十分な理解に達することが求められる（コア・カリキュラム１－２－７－３～１－２－７－７）。過失犯の成立要件は、特にその議論が激しく、判例の理解も容易でないため、基礎科目において基本的な概念を確認した後、発展科目においてさらに踏み込んだ検討を加える必要がある（③④にわたる学修内容）。

違法阻却事由をめぐっては、特に正当防衛の解釈論的問題が多岐にわたり、かつ非常に重要である。正当防衛の条文上の要件論を確認しながら（③に属する学修内容）、各要件に関して展開されてきた判例理論を精確に理解すること（④に属する学修内容）が求められる。正当防衛の分野についても、基礎科目において基本的な概念を確認した後、発展科目においてさらに踏み込んだ検討を重点的に加える必要がある（コア・カリキュラム１－３－４－２～１－３－４－９）。その他、緊急避難、被害者の同意に関する一定の解釈論的問題についても（コア・カリキュラム１－３－５－２～１－３－５－５、１－３－３－２など）、検討を加えておく必要があろう（③④にわたる学修内容）。

責任阻却事由をめぐっては、特に、いわゆる「原因において自由な行為」の理論をめぐる問題（コア・カリキュラム１－４－２－３）、違法性の錯誤の処理をめぐる問題（コア・カリキュラム１－４－３）について、詳しい検討を要する（③④にわたる学修内容）。

未遂犯をめぐっては、実行の着手をめぐって近時判例の展開が見られ（特にコア・カリキュラム１－５－２－２との関係）、この点に関しては刑法総論の発展科目における重点

的な検討が望まれる（③④にわたる学修内容）。その他、間接正犯・離隔犯の実行の着手時期（コア・カリキュラム１－５－２－３）や、いわゆる不能犯の処理（コア・カリキュラム１－５－３）についても十分な検討を要する（これらの論点は、③に属するものとして、もっぱら法学部においてその学修が終了していることが想定され得る）。さらに中止犯についても、その要件をめぐる解釈論的検討（コア・カリキュラム１－５－４－２～１－５－４－４）が必要である（③④にわたる学修内容）。

共犯論の検討対象は多岐にわたり、かつ非常に重要である。また、その検討にあたっては理論的に高度なものが要求されるため、刑法総論の基礎科目において、共犯論の諸問題における基本的な問題の所在を確認した後、刑法総論の発展科目において、重点的に踏み込んだ検討が行われるべきであろう（③④にわたる学修内容）。共同正犯の成立要件をめぐる諸問題（コア・カリキュラム１－６－２－２～１－６－２－５）、幇助の因果性（コア・カリキュラム１－６－３－４）、共犯の諸問題の全般（コア・カリキュラム１－６－４）がこれに当たる。

○事例検討に際して付随的に必要とされる基本的知識に属する事項（⑤）

⑤に属する知識として、法学部の段階で修得しておくべき事柄としては、例えば、継続犯と状態犯の概念・区別（コア・カリキュラム１－２－３－３）、罪数論に関わる一定の事項（コア・カリキュラム１－７－１）が挙げられよう。これらについては、そのための説明を行う「回」を科目内で特別に設けることができなくても、必要な箇所において随時説明を試み、その知識の定着を図ることが求められよう。

「刑法各論」

○刑法・刑罰に関する基礎的事項（①）及び刑法の思考方法を構成する事項、解釈論的検討のための前提知識に属する事項（②）

刑法各論の分野においては、まずもって、各則規定に定められた重要な概念についての知識が求められる（例えば、暴行罪における「暴行」、傷害罪における「傷害」、遺棄罪における「遺棄」の概念、等々）。このような概念に関する知識は、刑法各論上の解釈論的問題を検討するにあたって不可欠の前提知識を構成するものであり、各犯罪の解釈論的問題の検討に入る前に知っておくべき事柄である。ここでは逐一列挙しないが、各犯罪規定においてその中核をなすような概念についての知識は、全てこの①②の事項に属するものといえる（そのような意味で、刑法各論の分野においては①②に属する事項が多いことにな

る)。これらの事項については、刑法各論の基礎科目の中で、各犯罪規定についての検討に入る際に、そのつど言及・説明がなされることになろう。

○解釈論上の重要論点に関する基本的事項（③）

①②の前提知識に基づき、刑法各論の解釈論上の問題が検討されることになる。ここでも刑法総論の場合と同じく、解釈論上の重要論点として、（A）古典的論点として既にその解決方法や判例が確立しているもの（＝③解釈論上の重要論点に関する基本的事項）と、（B）現在進行形で関連判例が登場し、その当否や射程が激しく議論されているもの（＝④解釈論上の重要論点に関する発展的事項）とが想定され、法学部における刑法各論の基礎科目及び発展科目においては③の修得までが求められることになる。

特に踏み込んだ検討が求められる分野を列挙するならば、以下のようになろう。

財産犯以外の個人法益に対する罪に関しては見れば、まず生命・身体に対する罪に関しては、各犯罪の要件の理解と、その基本的な運用方法の修得がなされた上で、殺人罪と同意殺人罪との区別（コア・カリキュラム２－１－１－１－３)、同意傷害（コア・カリキュラム２－１－１－２－４)、胎児性致死傷（コア・カリキュラム２－１－１－６－３)、遺棄・保護責任の解釈（コア・カリキュラム２－１－１－７－３、２－１－１－７－４）などの解釈論上の重要論点について、さらに踏み込んだ検討がなされることが望まれるところである（③④にわたる学修内容)。

自由に対する罪、住居侵入罪、秘密・名誉に関する罪、信用・業務に関する罪に関しても、各犯罪の要件の理解と、その基本的な運用方法の修得がなされた上で、監禁罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－１－２－２－２)、住居侵入罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－１－３)、名誉毀損罪の解釈問題と真実性の証明（及び真実性の誤信）に関する諸問題（コア・カリキュラム２－１－４－２－３、２－１－４－２－４）などについての踏み込んだ検討が求められる（③④にわたる学修内容)。

財産犯は、検討対象とすべきテーマが極めて多岐にわたり、刑法各論において非常に重要な分野である。この分野においても、各犯罪の要件の理解と、その基本的な運用方法の修得がなされた上で、解釈論上の重要問題の検討に入ることになる。そのような重要問題としては、窃盗罪の諸問題（コア・カリキュラム２－１－６－２)、強盗罪の諸問題（コア・カリキュラム２－１－６－３－２～２－１－６－３－１１)、詐欺罪の諸問題（コア・カリキュラム２－１－６－４－２～２－１－６－４－１１)、権利行使と恐喝罪（コア・カリキュラム２－１－６－５－３)、横領罪の諸問題（コア・カリキュラム２－１－６－６－２～

２－１－６－６－１１)、背任罪の諸問題（コア・カリキュラム２－１－６－７)、盗品等に関する罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－１－６－８－２～２－１－６－８－６)、毀棄・隠匿罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－１－６－９－４、２－１－６－９－５）などが挙げられる（③④にわたる学修内容)。もっとも、このうち背任罪、盗品等に関する罪の諸問題については、その一部はもっぱら④に属すべき事項として、法学部の科目において必ずしも言及される必要はないもの、と位置付けることも考えられる。

社会的法益に対する罪に関しては、特に放火罪・失火罪（コア・カリキュラム２－２－１－３)、文書偽造罪（コア・カリキュラム２－２－２－２）の解釈論上の諸問題の検討が重要である。これらについても、各犯罪の要件の理解と、その基本的な運用方法の修得がなされた上で､解釈論上の重要問題の検討が行われることになる(③④にわたる学修内容)。

国家的法益に対する罪に関しても、やはり各犯罪の要件の理解と、その基本的な運用方法の修得がなされた上で、特に公務執行妨害罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－３－２－１－１)、司法作用に対する罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－３－２－２－２～２－３－２－２－４、２－３－２－２－６など)、賄賂罪の解釈問題（コア・カリキュラム２－３－２－４－２、２－３－２－４－３）などの検討が求められることになろう（③④にわたる学修内容）もっとも、司法に対する罪の解釈問題については、もっぱら④に属すべき事項と見て、もっぱら法科大学院での学修に委ねるということも考えられるところである。

４－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題

以上で検討を終えるが、以上の検討から帰結する課題についてここでまとめておく。

これまでの検討から、「３年＋２年コース」の合計５年間で刑法総論、刑法各論の必要な領域を網羅したカリキュラムを構築することができる、との見通しを得ることができた。そこでは、刑法の教育・学修過程の特徴を踏まえて、繰り返しの学修による学識の「広さ」と「深さ」の獲得、というプロセスが前提に置かれた。そこから、刑法総論、刑法各論の内容をそれぞれ段階分けし、一定の段階までの「修得」を法学部において求める、という方策を模索することになった。

そのような方法論をとる場合に重要な課題となるのは、次の２点である。

第１に、上記のような方策をとるにあたっては、法学部の刑法科目のカリキュラム編成が大学ごとに異なっているという事情から、その統一的な修了認定の方法（又は、さらに抜本的には、法学部における刑法科目のカリキュラム編成の一定の統一、という方法論）が検討されなければならない。

第２に、法学部における教育・学修内容が基礎的・初歩的な知識の習得に限定されたり、過度に固定化されたりすることを避ける、ということが重要な課題となり得る。法学部においては基礎的な問題だけを扱い、アクチュアルな理論的問題を扱ってはならない、というような棲み分けを設けるならば、法学部の学修内容を無味乾燥なものにし、むしろ教育効果・学修効果を大きく損ねることになる。この点に関しては本報告においても繰り返し指摘したところであるが、学修内容の段階分けは、決して、その教育・学修過程の前半段階に位置する法学部において取り扱う内容が初歩的なものに限定される、ということを意味しないし、意味するべきものでもない。法学部・法科大学院の間の一貫した教育課程において、「法学部で扱うのは初歩的部分であり、法科大学院で扱うのは発展的部分である」といったように、取り扱う教育・学修内容に安易な形での棲み分けを導入し、それを固定化するのは、厳に避けるべきである（同時にまた、法学部におけるこれらの刑法科目が、法曹志望者ではない法学部生その他の学生においても履修することが予定された科目である、という点を併せ考えるならば、法学部における刑法科目を、法科大学院における刑法教育の単なる「前座」として位置付けることが妥当でないのは明らかである）。

４－４　モデル・カリキュラム案（刑法）

○「３年＋２年コース」の場合　（「４年＋２年コース」も基本的に同じ）

＜１年次・２年次＞

（ア）刑法総論基礎（４単位・法学部１年次に配置）

●刑法・刑罰に関する基礎的事項（①に関する事項）の知識の修得。

●刑法の思考方法を構成する事項、解釈論上のための前提知識に属する事項（②に関する事項）に関する学識の修得。

○解釈論上の重要論点に関する基本的事項（③に関する事項）について検討し、理解を深める（この事項に関する最終的な学識の修得が求められるのは、下の「刑法総論発展」科目の段階においてである）。

○解釈論上の重要論点に関する発展的事項（④に関する事項）については、適宜言及される。

（イ）刑法各論基礎（４単位・法学部２年次に配置）

●各則規定に定められた重要な概念についての知識、各則規定の基本的な要件論の知識の修得（①②に関する事項）。

○解釈論上の重要論点に関する基本的事項（③に関する事項）について検討し、理解を深める（この事項に関する最終的な学識の修得が求められるのは、下の「刑法各論発展」科目の段階においてである）。

○解釈論上の重要論点に関する発展的事項（④に関する事項）については、適宜言及される。

＜３年次＞

（ウ）刑法総論発展（２単位・法学部３年次に配置）

○①②の事項に関する知識・学識の確認。

●解釈論上の重要論点に関する基本的事項（③に関する事項）について、その修得が求められる。

○解釈論上の重要論点に関する発展的事項（④に関する事項）について検討し、理解を深

める（この事項に関する最終的な学識の修得が求められるのは、法科大学院の既習者コースの設置科目においてである）。

（エ）刑法各論発展（２単位・法学部３年次に配置）

○①②の事項に関する知識・学識の確認。

●解釈論上の重要論点に関する基本的事項（③に関する事項）について、その修得が求められる。

○解釈論上の重要論点に関する発展的事項（④に関する事項）について検討し、理解を深める（この事項に関する最終的な学識の修得が求められるのは、法科大学院の既習者コースの設置科目においてである）。

※　上記における●は、その科目の履修段階でその修得が求められる事柄、○は、その科目において取り扱われる内容を表す。

調査研究担当
甲斐克則（早稲田大学）
杉本一敏（早稲田大学）

５　商法

５－１　商法の教育課程の特色

商法の教育課程は、①会社法、②商法総則・商行為法・有価証券法、③それ以外（金融商品取引法、保険法等）に大別される。このうち、③はコア・カリキュラム外であり、本報告書の対象外とする。

５－１－１　会社法について

（１）法学部の配当年次と単位数の現状

会社法は、直近１０年～１５年でそのボリュームが肥大し、法科大学院・法学部のいずれにおいても商法分野の教育の中心となり、特に法学部において、大学ごとに単位数・カリキュラム編成に大きな違いが見られる。法科大学院においては、多くの大学において、未修者に４単位配置され、必修科目として２単位科目が２科目設置され、大学によっては上級の科目が設置されるが、先端的な科目の設置状況を別にすると、大きな差は見られない。

法学部の配当年次としては、学部３年次前期に会社法を配当している大学が多く、２年次に会社法（商法）の入門科目を配置する、あるいは、学部２年次から会社法を展開する大学も一部に見受けられる。もっとも、科目の性質や条文の難解さ、会社法の世界のイメージの困難性から、低学年で会社法を履修することを前提にする大学は少なく、とりわけ、法科大学院進学を考えない法学部生を対象として、学部２年次に（入門と位置づけられるものを除き）会社法を履修させる例は多くはない。会社法の講義には、最低４単位が与えられ、その単位数を上乗せするカリキュラムにおいては、内容を細分化し、特に組織再編等を別に切り出すことで、会社法に６単位～１２単位を割り振る大学が、私立大学を中心にある一方で、配当単位数を講義科目１科目で４単位とする大学や、講義は４単位とした上で、演習科目を設定して難易度の高いテーマの演習等を行う大学がある。

法科大学院のカリキュラムにおいては、既修者段階では同一名で複数の内容の科目を開

講しうち一つを必修とするが全範囲を扱わないことを前提とする、あるいは、未修者教育にも既修者入試のいずれでも商法を要求せず、法科大学院２年目（既修者コースでは１年目）で全体を教育する大学が特徴的である他は、大学によって扱う範囲の切り分け方は違うが、未修者段階で４単位配当のうえ、２年次～３年次前期に会社法を４単位～6 単位必修とすることが一般的である。

（２）法科大学院教育における会社法教育の全体像

このように、会社法の教育課程は、調査した範囲でも各大学の法学部・法科大学院によって大きく分かれるが、本調査研究の趣旨を検討するに際し平均的な法科大学院サイドの教育体制を前提にすると、①法学部教育（法科大学院既修者コース入試の前提）において最低４単位・法科大学院未修者教育において最低２単位相当で会社法全般の教育を行い、その全範囲について満遍なく学修することを求めること、それゆえに既修者コース入試についても会社法全般を対象とすることが基本となる。また、既存の学部教育との連携を重視して新しいモデルを提示するならば、②会社法の一分野のみを法科大学院の既修者必修科目として設置し、学部教育（既修者入試）・未修者教育では求めないという設計が考えられるし、既存の法科大学院の教育体制との関係では、③会社法（商法全般）については、学部教育・未修者教育を前提とせず（それゆえに既修者コース入試科目ともせず）、もっぱら法科大学院の科目として位置付けるという設計が考えられる。

このように、法科大学院の教育体制はいくつかのパターンに分類されるが、最も多いと思われるのは、法学部段階（法科大学院既修者コース入試段階）及び未修者段階で、会社法全般の教育・理解を要求するが、その水準のうち、各法科大学院が考える発展的な部分を法科大学院で扱う、という設計である。現時点の多くの法科大学院はこの考え方でカリキュラムを作成していると思われる。法科大学院既修者コースに配当される会社法科目の内容の設定の仕方には法科大学院ごとの差があり、たとえば、会社法全体を包括的に扱うことを前提にコーポレート・ガバナンスとコーポレート・ファイナンスに区別する大学、紛争解決と紛争予防に区別する大学がある一方で、全範囲を必修とはせず、専門的な複数の科目を編成し、一部を選んで必修にする大学がある。

このような、現在の法科大学院におけるカリキュラム編成は、既修者コースで一定の観点から網羅的な教育を行うか、包括性は自習に委ね、専門性を高めた教育を行うかは各法

科大学院の教育課程の編成に依存するものの、法科大学院サイドで共有している前提として、学部段階では会社法を網羅的に学修していることを予定するものが多い。このことは、未修者段階で会社法を網羅的に教育する法科大学院がほとんどであることが示唆するところでもある。

（３）法学部・未修者教育と既修者教育の関係

そうすると、法学部・未修者段階では、会社法全般を（相対的に浅く広く）万遍なく学修しその全体についての理解を得ることを求め、これを前提に、法科大学院の２年目以降では、各法科大学院が考える、法曹として望ましい会社法の教育を（相対的に深く狭く）上乗せする、という構造が一般に支持されよう。ここでは、分野別の学修、商法の使い方別の学修、実務的な使い方の学修、判決中心の学修、プランニング中心の学修、会社法全体の底上げなど考えられるが、どのような付加価値を用意するか、すなわち法科大学院既修者コースにおける教育内容は、各法科大学院の競争に委ねられるべきものであり、モデルを示すことにはなじまない。

本報告書との関係では、このような法科大学院教育が望ましいことを前提にすると、法学部・未修者段階に求められる教育は、法科大学院間の競争に基づく教育を行う前提として、会社法全体についての理解を修得させることが必要であることが確認される。この点が不十分であれば、法科大学院既修者コースでの競争すら行えなくなり、望ましい法科大学院での教育も果たせなくなる。それゆえに、競争環境の整備を担保するべきことが強調されるべきである。この点がクリアされている限り、各法科大学院が望ましいと考える教育を行うことが望ましい。

５－１－２　商法総則・商行為法・有価証券法について

（１）総論

商法総則・商行為法・有価証券法は、法学部と法科大学院とでその扱いが大きく異なる分野である。

多くの法学部では、商法総則・商行為法・有価証券法に４単位～８単位を配当し、講義

を行っている。これに対し、法科大学院においては、一部未修者に教育している大学もあるが、多くは未修者段階では（十分な）教育を行っていない。そして、既修者科目として必修科目としている例も多くはなく、選択科目として２単位を提供しているにすぎない法科大学院がほとんどである。

言い換えると、法学部においては、会社法よりも多い単位数で授業を行っている大学も、少ない単位数で授業を行っている大学もあるが、法科大学院においては、教育の中心が会社法にシフトし、この分野は単位数の面で会社法よりも少ない位置付けとなっている。加えて、必修化している法科大学院も少なく、そもそも一定数の学生の履修は前提とせず、自習に委ねる法科大学院が多い。

（２）有価証券法（手形法・小切手法）

（１）総論に記した外形的事情は、法学部と法科大学院において会社法とそれ以外の分野の比重が大きく違う（学部において重視されている商法総則・商行為法・有価証券法が法科大学院において軽視されている）ことを直ちには意味しない。

本報告においては、法学部及び法科大学院の教育の現実に鑑み、以下の①～③の理由により、法科大学院修了時点で学生が到達すべき水準の一部を法学部に割り振ることが現実的ではないとの理解から、有価証券法はもっぱら講義水準や学生の自習に委ねるかを含め、法科大学院の科目として教育を考えるべき（それゆえ、法学部での教育は望ましいとしても、法学部にコア・カリキュラムを割り振り、その部分を法科大学院教育でスキップするべきではない）と提言する。

①　法学部科目の履修者の少なさと未修者段階での教育の困難さ

多くの法学部において、商法総則・商行為法・有価証券法は、科目としては提供されているが、その履修者数は（法科大学院進学希望の者に限っても）会社法に比して少ないのが現実であると思われる。このことは、法科大学院で教育するに際し、有価証券法の初学者と履修済みの者が混在すること（及び、③より履修済みであっても十分な理解を伴わない者が多いこと）のゆえに先端的な部分に絞った教育を行うことが困難であることを意味する。

有価証券法を必修化する法学部は多くはなく、かつ、未修者に有価証券法の教育を行う法科大学院は極めて限られており、未修者に対する教育は、未修者課程でわずかなコマ数

で概要のみを講義する例を除くと、法科大学院既修者コースの段階において行うことが一般である。それゆえに、このような現実を前提とすると、法科大学院の既修者コースにおいても、有価証券法の初学者を対象とした教育を行わざるを得ないし、行うことが未修者教育の現実とも整合し､法学部･法科大学院の双方にとって負担のない割り振りになろう。

② 学部教育の内容の多様性

学部の教育内容は、その進路の多様さから、司法試験に縛られる法科大学院に比して多様であると考えられる。たとえば、社会における利用の実態から手形法・小切手法のウェイトを下げ、電子マネーや振込などを扱う授業が展開されることもあろうし、電子記録債権にウェイトを置くこともあろう。商法総則・商行為法にしても、現行法体系に沿った授業から、実際の商取引を念頭に構成されたものまで多様であり、とりわけ若手教員が担当する場合においては、法科大学院教育よりも学部教育の方がバラエティに富んでいるように思われる。

このように、少なくとも、法学部においては、コア・カリキュラムの内容に含まれる手形や小切手の解釈論を中心に扱う授業を行うケースは相対的に減少傾向にあり、それ以外の支払決済手段のウェイトを高める授業が展開される例が少なくないことが予想されるし、法曹以外進路の学修者にとっても、有価証券法理は現在においても重要であるとはいえ、より現実的には重要は問題が増えていることから、限られた時間で手形や小切手の古典的な解釈論を重点的に学ぶ意味は相対的に減少している。

司法試験の範囲とコア・カリキュラムが手形法・小切手法に集中する現状から考えると（既に社会が変わりつつある中、現状のコア・カリキュラムの当否は別にして)、法曹以外の進路を志望する法学部生への教育のニーズと、法曹志望の法学部生への教育のニーズが必ずしも一致していない（し、今後ますます広がることが予想される）ため、法学部の教育を法科大学院側の事情で制約することは、法学部教育の質を低下させる可能性がある。それゆえに、法曹志望の者のみに別途の科目を用意できる法学部を別にすると、有価証券法のコア・カリキュラムの一部を法学部で学修していることを前提にする、すなわち、法学部にその教育を求めることは、法学部サイドが望ましいと考える教育を行うことを妨げる可能性がある。

このように、法学部サイドの教育内容の変遷と、司法試験に縛られる法科大学院サイドの教育ニーズの乖離が現時点であり、かつ、これがますます広がることが予想されることから、両者の棲み分けを検討する必要はなく、法学部のカリキュラムと法科大学院のカリ

キュラムは独立に設計され、法科大学院で教育すべきことは法科大学院再度で自足的に教育することが望ましい。

③　民法の理解の程度と教育の実効性

さらに、手形法・小切手法の解釈論という側面に限定しても、法学部段階での会社法や債権法の理解が不十分な段階での学修が法科大学院での学修に代替しうる質を有すると考えて良いかは疑問である。実質的にも、この分野は会社法・民法の十分な学修が終わった後でなければ、十分な学修とならないことが予想されるため、履修状況次第では法学部で学修したことで法科大学院での学修が不要となると評価することも困難である。

この問題は、特に未修者教育において顕著であり、未修者について十分には有価証券法を教育しない法科大学院が大半である。そうであれば、既修者コースについても同様の前提を採用し、法学部段階での学修を前提とせず、法科大学院の２年ないし３年で未修者同様に教育を行うことに合理性がある。

④　有価証券法のまとめ

①②③で論じたところから、伝統的な、コア・カリキュラムの範囲内の有価証券法をどの程度教育するか、どのような内容を教育するか、どの程度自習に委ねるかは、法学部と法科大学院の間で役割分担を考えるというよりは、教育の実効性という観点からも、法学部教育のニーズの多様性という観点からも、未修者教育との関係という観点からも、各法科大学院が要求する内容を法科大学院自身で教育（自習の要求も含む）すべきと考えることが、法学部教育のニーズや実効性の観点からは望ましくなりつつあるように思われる。このことは、通常の、法学部を４年で卒業するカリキュラムでもそうであり、「３年＋２年コース」を考える場合には、一層強く妥当する。

もっとも、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成することにより、法学部における科目の必修化により履修の確実性を担保できるのであれば、法学部での一定の履修を前提にした教育を法科大学院で行うことの現実性は高くなろう。この限りで、法学部に有価証券法の教育を一定程度委ねるという設計は考えられる。この場合、未修者や他大学からの進学者にも同様の履修を求める、すなわち、未修者科目の中に有価証券法を配当し、入学試験においてもその能力を問うことで、法科大学院における教育もある程度高い水準から行うという制度設計は、現在一部の大学が行っているが、現実的なものとなりうる。このような制度設計は、一貫した教育課程のメリットが発揮される場面であるが、他方で、有価証券法を履修していない学生が志願しなくなる可能性や、未修者に有価証券法教育を

行うことの教育全体での優先順位の観点からの問題を考えると、かかる制度設計を前提にできる法科大学院は限られよう。もちろん、法学部・法科大学院の役割分担として有価証券法を極力学部で教育し、法科大学院では会社法教育を優先させるという大学が、法学部において有価証券法教育の環境を整え、有価証券法教育を法学部に割り当てるというのであれば、そのようなカリキュラム設計にも合理性がある。

（３）　商法総則・商行為法

有価証券法で論じたところと同様に、商法総則・商行為法は、法学部においてあわせて２単位～6 単位の科目として配当されることが多い一方で、履修者は相対的に少なく、その教育ニーズに、法学部生の進路次第で多様性があり、条文の解釈論を中心に教育する場合もあれば、実際の商取引を念頭に教育する場合もある。この点において、学部教育は、有価証券法以上に、カリキュラム編成と担当者の裁量によりその内容が大きく変化することが予想される。

他方、法科大学院教育においては、コア・カリキュラムでは、古典的な商法典の解釈論が中心となることから、法学部の教育ニーズと法科大学院の教育ニーズに乖離があることが予想される。また、この分野は、会社法や民法の深い理解がなければ法曹として必要な理解を得られないのは有価証券法と同様であり、この点でも、法学部教育で配当されているから足りると考えることは望ましくないように思われる。

このように、法学部においては法曹志望者とそれ以外の学生における商法総則・商行為法（特に商行為法部分）の教育ニーズが変化しつつある一方で、法科大学院においては古典的な商法総則・商行為法の教育を行うニーズが生じていることからすれば、伝統的な、コア・カリキュラムの範囲内の商法総則・商行為法をどの程度教育するか、どのような内容を教育するか、どの程度自習に委ねるかは、法学部と法科大学院の間で役割分担を考えるというよりは、教育の実効性という観点からも、法学部教育のニーズの多様性（例えば、法学部教育がコア・カリキュラムに縛られるならば、運送法の教育対象は国内運送に限定されることになろうが、そのような内容で運送法の教育として十分だと考える教員は少ないであろうし、航空運送や海上運送の方が教育の優先順位が高いと考えるならば、法科大学院のコア・カリキュラムは、学部教育での優先順位は低くなる）という観点からも、限られた法学部教育の時間の中で、コア・カリキュラムの内容の教育を求めることは、とり

わけ商行為法において、望ましいと考えられる法学部教育を縛ることになる。それゆえ、法科大学院が要求する内容を法科大学院自身で教育（自習の要求も含む）すべきと考えることが､法学部教育のニーズや実効性の観点からは望ましくなりつつあるように思われる。この点は、（２）①②③で述べたところと同様のことが、商法総則・商行為法にも等しく妥当する。

もっとも、法学部と法科大学院で一貫した教育を行う教育課程を設定し、法学部における科目の必修化により履修の確実性を担保できるのであれば、学部での一定の履修を前提にした教育を法科大学院で行うことの現実性は高くなろう。この場合、未修者や他大学からの進学者にも同様の履修を求める、すなわち、未修者科目の中に商法総則・商行為法（の一部）を配当し、入学試験においてもその能力を問うことで、法科大学院における教育もある程度高い水準から行うという制度設計は、現在一部の大学が行っているが、現実的なものと考えられる。このようなカリキュラム設定においては、履修漏れの問題への対応は可能である一方で、民法や会社法、倒産法の実力を要求する分野の理解が十分かという問題は残り、法科大学院サイドで対応するなり、修了前の自習でのキャッチアップに委ねるべきことになろう。

このように、有価証券法同様に、商法総則・商行為法についても、法学部教育のニーズと、コア・カリキュラムを前提とした法科大学院教育のニーズの乖離が特に商行為法において広がることが予想される一方で、伝統的な教育を前提にした学部も多数存在し、それゆえ、統一的な指針を提言することは困難である。法学部で履修していないことを前提に法科大学院独自で教育を行う立場と、伝統的な商法総則・商行為法を一定水準まで履修していることを前提に法科大学院で教育を行う立場に分かれることが予想され、後者については、一貫コースのメリットが発揮される場面であるが、履修していない学生が志願しなくなる可能性や未修者に商法総則・商行為法教育を行うことの、優先順位の観点からの問題を考えると、かかる制度設計を前提にできる法科大学院は限られよう。

５－１－３　本報告書の基本的な立場

このように考察すると、会社法部分においては、法学部と法科大学院の教育の棲み分け・連続性を考えることが可能であり、検討に値する。

他方、手形法・小切手法・商法総則・商行為法部分においては、既存の体系を前提とし

た教育を行うか否かのニーズがカリキュラムによって、あるいは法学部の担当者によって異なりうることが想定され、法曹志望者に限定したカリキュラムを組まない前提であれば、法学部と法科大学院で内容を棲み分けるという発想は適切ではないように思われる。解釈論を中心とする学部のカリキュラムや講義内容であっても、民法の習熟度との関係で、法科大学院で要求すべきレベルをいわば学部に「丸投げ」することは、教育効果の面からも適切ではない。また、連続性を考える法学部・法科大学院のカリキュラムが用意されている場合であっても、会社法に比べて学部科目の履修者が顕著に少ないのが一般であることからすれば、法学部で科目を配当していることをもって足りるとすることは教育効果の現実性の観点からあまり適切ではあるまい。これらの問題に対して、一貫した教育課程を設け、必修化することができるならば、問題点の一部は解消されるが、既修者の学部教育と表裏一体となる未修者に対する教育効果や教育の優先性、既修者についてもその理解水準の問題や法科大学院教育場面でのレベルのばらつきを考えると、内部進学者の多い法科大学院では効果は高そうであるが、カリキュラムの提示はできても、やはり法科大学院として一部の機能を学部に委ねることを推奨するのは困難であろう。

それゆえに、会社法においては、レベルか範囲の棲み分けを意図したカリキュラムの提示が有益である一方、手形法・小切手法・商法総則・商行為法の分野においては、変わりゆく学部教育のニーズを縛らない意味でも、前提とされるべき民法の知識水準の面でも、学部と法科大学院で棲み分けるというよりは、学部・未修者段階では概要のみを理解すれば足りるとするか、法科大学院で自足的な教育（教育を行わない場合は自習を前提とする）を行うカリキュラムの提示が、現実的かつ望ましいものと思われる。

以上を前提に、法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成する場合、法学部において求められる教育を検討する。

５－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準

５－２－１　会社法について

（１）一般的な学部教育のカリキュラムと法科大学院入試時点での到達水準

法学部に配当されている会社法の単位数は大学によって異なるが、いわゆる講義科目で最低４単位は配当されている。他方、法科大学院の未修者においても、未修者段階で商法の教育を行わない一部の大学を除くと、会社法で、あるいは商法全体で、２～４単位配当されるのが一般的である。

これらの教育内容を前提とすると、法学部・未修者の教育では会社法全体を満遍なく学修し、そこでは会社法の仕組みや重要最高裁判例の学修に重きを置き、近時の下級審の紛争や事例の分析といった発展的な内容を法科大学院において二段構えで重ね塗りする教育モデルと、会社法のうち法学部での学修難易度が高く、別の科目として切り出されている項目（組織再編や資金調達）を主として法科大学院で教育する項目と位置付ける（その代わり､株主総会や取締役の責任について学部段階である程度発展的な教育を行っていたり、商法総則・商行為法・有価証券法を学修していることを前提とする）教育モデルに大別することが考えられる。会社法の発展的な部分とは、法科大学院の教育方針によって大きく異なり、それ自体が競争にさらされる各法科大学院の特色となることから、コア・カリキュラムの会社法の項目を、法学部と法科大学院に割り振るということは不可能である（例えば、取締役の責任や株主総会決議の瑕疵は、基礎レベルと応用レベルの両方を含む問題であり、コア・カリキュラムを分割して法学部と法科大学院の一方に割り振ることは考えられないし、扱い方によっては、株主総会の運営や資金調達、閉鎖会社など、同様のテーマは複数存在する)。

このような切り分け方は、法科大学院既修者コースの入学試験の実際にも即するものである。多くの大学では、法学部の３年次前期に会社法を配当し、３年次後期に会社法の残部を配当したり、４年次前期に発展的な科目を配当するといったカリキュラム編成を行っている。そして、法科大学院の入学試験が、前期終了後から後期の途中（セメスター制の場合）に行われることから、受験学年の後期配当の科目は入学試験段階において受講中であり、入学試験に耐えられるだけの学力を身につけていないことが想定される。そうする

と、通常の４年間の教育課程のうち、３年半で修得したことが法科大学院の既修者入試において要求され、かつ、４年次後期に商法の科目が配当されていないのであれば、法学部の教育で達成されている全てを法科大学院の既修者入試で問うことができるし、現在は問われている。

（２）「３年＋２年コース」を想定する場合に可能かつ求められる法学部教育

「３年＋２年コース」においては、法科大学院入試段階では法学部３年次前期までの教育しか問うことはできない。それゆえ、多くの場合は、会社法の教育が終わっているか、その途中に過ぎない段階で入学試験を迎えることになる。

既存の法学部教育を前提とするならば、３年次前期から会社法教育を始める場合には４単位しか教育が行えず、科目数が多く２年次後期から始める場合であれば６～８単位相当の教育を行った状態で入学試験を迎えることになる。そして、３年次後期から４年次にかけて配当されている分野や発展的な内容を扱う科目や演習科目については、その履修をしない段階で入学試験を迎えることになる。

「３年＋２年コース」を想定し、法学部教育に変更をもたらす場合は、一貫した教育課程用の科目を設けるか、そうでなければ、会社法の配当年次を法学部２年次前期から始めるようにカリキュラムの改正を行うことで、通常の法学部の教育課程が想定していた商法教育を行うことができるようになる。しかし、商法の教育が３年次前期から始まる大学が多いのは、一通り民法の教育を終えた後に商法の教育を始めることが効果的だからであり、「３年＋２年コース」における学部生の履修機会を確保するために配当年次を繰り上げることは、民法の学修が不十分なままに商法教育を行うことになり、学修効果の観点から問題をもたらす。加えて、キャップ制を採用する大学においては、履修年次の繰り上げは、キャップ制との抵触をもたらし、結果、学部教育のトータルパッケージとして問題をもたらす可能性がある。そして、商法だけで考えても同様の問題が生じるが、他の科目にも同様の問題を生じさせることが予想される。

それゆえに、学部サイドのカリキュラムを変更することを前提とする「３年＋２年コース」の設置には、学部サイドの教育の実効性の面から検討課題が多く残される。法科大学院サイドとしては、学部カリキュラムを変更するカリキュラムだけでなく、現在の学部カリキュラムを前提とした入試と教育体制を検討することが望ましい。

（３）法学部において到達すべき水準

上述した法科大学院教育の現実及び法学部教育の制約条件を前提として、法学部において到達すべき水準を示す。

法学部生が履修・修得すべきとする水準は、会社法全般（コア・カリキュラム第１編のうち、第２章を除く部分）について、会社法の仕組みそのものや利害関係者の対立構造を把握するとともに、会社法の基本ルールと重要な最高裁判決を理解し、簡単な事例においてこれを使うことができるというものである。これらは、法科大学院でどのような教育を行うにせよ、その前提として履修者が修得していなければ教育が機能しなくなる前提となるものであり、かつ、会社法全般を扱う４単位の講義で到達できる水準であるとともに、会社法の複数科目を展開する法学部においても３年後期までに会社法の講義は終わっていることが通常であるから、学部教育においても現実的な水準である。

具体的には、コア・カリキュラム第１編第３章のうち、「説明することができる」「理解している」「具体例を挙げることができる」は、いずれも、本来ならば、学部の講義において学部生が履修・修得すべき内容・水準のものであり、教員の個性により多少のばらつきはあるにせよ、どの項目が学部では到達しなくともよい水準であるということはできない。それゆえ、法学部でコア・カリキュラムの基礎に相当する部分を、法科大学院で応用に相当する部分を履修する、という切り分けは、法科大学院に進学しない法学部の学生に対する教育効果を低下させることから、学部教育としては望ましくない。

会社法を（ミニマムの）４単位で授業する大学が一定数あり、扱う項目やその濃淡に授業担当者の個性が出ることは想定されるが、下級審判決やテクニカルな会社法のルールの条文に基づく説明といった要素を除くと、法科大学院の教育を受けるための前提としては、「３年＋２年コース」、「４年＋２年コース」を問わず、会社法において到達すべき内容・水準は変わらない。そのため、会社法教育に関する限り、学部４年前期に会社法科目（難易度の高い分野を切り出した講義や、発展レベルの演習）を配当しているのであればその履修ができず、到達は学生の自習にゆだねられるが、そうでなければ、「３年＋２年コース」であっても、学部サイドのカリキュラムの変更を行わなくとも、法学部の商法教育は、会社法に限れば達成可能である。

仮に例外を考えるとすれば、会社法に４単位以上を配当し、かつ、一定分野を別科目と

して切り分けている大学が、当該分野を法科大学院の必修科目として配当している場合には、その分野は学部で到達すべき水準から除外される。たとえば、学部生には（そして未修者にも）難解な計算や組織再編は、学部でも未修者でも履修していないことを前提に、法科大学院独自で教育する、というカリキュラムは考えられ、このようなカリキュラムを組んでいる場合に限り、当該分野を学部生は当該分野の一定水準への到達を求められないということになろう。このような事象は、会社法において多科目展開をする大学においては、教育面で一貫コースを設ける上で採用可能であるが、学部のマンパワーに乏しい国立大学法人のように、法学部で提供できる科目を細分化できない限り、採用できない大学の方が多いと思われる。

法学部サイドで想定すべき授業の単位数は、商法の配当年次を繰り上げることを前提にしない限り、「３年＋２年コース」においても、３年次前期までに最低４単位の講義を確保するという水準であり、３年次前期までに会社法の全範囲を終えていることが望ましく、少なくとも３年次後期までに会社法の全範囲の基礎的な教育を終えることは必須と考えられる。会社法の単位数の多い法学部が、４単位を超えて教育を行うことは、もちろん望ましいことであり、そのような教育を行う法学部が提供する付加価値と位置づけられよう。

５－２－２　商法総則・商行為法・有価証券法について

前述の通り、現実に学部生がこの科目を履修していない可能性が高いことを前提にするならば、また、この領域における学部教育と法科大学院教育のニーズが全く異なっているとすれば、あるいは、民法や倒産法の十分な理解を前提にした教育を行うべきであるとの考え方からすれば、そもそも学部段階でこの領域を学修していない前提で、法科大学院において全てを自足的に教育するという制度設計が最も支持されるのではないかと考えられる。このような考え方は突飛なものではなく、たとえば、法科大学院発足前は学部に配当されていた商行為法が法科大学院発足後は学部教育の対象から外れた大学が一部にあるが、このような科目と同等の位置付けとするものである。

このように考えると、法学部段階では、コア・カリキュラム第２編～第４編については、履修・修得することは望ましくはあるが、法科大学院教育との関係で一定水準に到達しているべきことを求めるものではないと考えられる。法科大学院における教育の現実との関係では、学部生が一定水準に到達していることを前提とすることはできないからである。

現状追認とはなるが、学部生が到達すべきレベルを考えると、会社法に教育のリソースと学生の時間を優先的に充当することが望ましいと思われる。

他方で、未修者においてもこれらの教育を行う法科大学院においては、当然ながら、対応部分を学部で学修しているという制度設計となる。かかる制度設計において、学部で学修すべきものは、コア・カリキュラム第１編第２章・第２編～第４編の諸項目の内容のうち、未修者に教育を行っている範囲であり、到達すべき水準も、コア・カリキュラムに掲げられた水準で足りると思われる。

５－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題

５－３－１　法学部に配当される科目を履修できないこと

（１）現在のカリキュラムそのままに法学部に法曹コースを設置した場合の問題

法学部の３年次前期までに会社法の全体的な教育を終えている法学部においては入学試験との関係でも問題が生じないが、４単位を超える授業を展開し、法学部３年次後期にも会社法の教育を行っている法学部を有する大学が、法科大学院既修者コースとの一貫コースを設置する場合、入学試験に制約が生じる。一般に法科大学院の入学試験は夏から秋にかけて行われるため、法学部の教育課程のうち３年次前期（セメスター制の場合）または第２・第３クオータ（クオータ制の場合。第３クオータは入試日程が遅い場合）までは法科大学院入試までに学修を終えているが、それ以降に配当される科目については学修をしていない。それゆえに、法曹コースを設置し、かつ、３年次後期（または第３クオータ）以降に会社法の科目を配当している大学においては、法科大学院入試でこれらの法学部での教育に基づく到達水準を問うことができない。

（２）　商法の配当年次を繰り上げるカリキュラム編成とその課題

これに対する対策として考えられるのは、第一に、学部において、商法の配当年次を一年繰り上げ、法学部が当初想定していたカリキュラムを３年間で履修できるようにするものとすることである。この考え方からは、最終学期に配当されている科目以外の全てを履修した状態で既修者コースの入学試験を受験でき、学部カリキュラムを終えることができる。もっとも、このような対策に対しては、伝統的な学部教育において、商法を３年次前期（ないし２年次後期）から学修するように設計していたこととの関係で大きな問題が生じることになる。会社法は、その難解さやイメージのし難さ故に、ある程度民法の学修を終えた後の３年次に配当されるのが通常であり、履修を１年ずつ前倒しすることは、憲法・民法・刑法のごく一部しか履修していない法学部生に、テクニカルで難解な会社法の学修を求めることになる。このことは、商法の学修効果の面という観点から難点を抱えるのみならず、商法以外の科目にも同様の問題が生じることを考えれば、キャップ制の制約ゆえ

の履修困難性など、トータルの法学部教育のパッケージ全体に影響を与える可能性がある。したがって、学修効果の観点からは、一般化させて良いかには疑問が残り、学部教育全体として、たとえばキャップ制の緩和を認める条件を一定の優秀な学生に限定するなど、法学部サイドに考えるべき問題が多く残される。

（３）　自習を求めることとその課題、特に法科大学院入試

第二の対策として考えられるのは、法学部の通常の履修課程を前提として、法科大学院入学までの段階に、法学部で３年次後期、４年次前期に配当されている科目の内容の学修（授業の履修または自習）を求めるものである。このアプローチにおいて考えられる問題は、①法科大学院入試で測定する商法の能力の設定に入試の実効性の観点から制約が生じること、すなわち、会社法の一定分野または難易度の高いテーマ、または会社法以外の分野について、学部生が履修を終えていない段階で入試を迎えることになり、入学試験に制約が生じること、②法学部に用意された一部の科目について履修を行わないまま法科大学院に進学すること、である。

①に対する対策としては、学部４年次以降の学生と、学部３年次の学生の試験問題（範囲であるか難易度であるか）を異なるものとして、両グループに対して別の試験を行うという方策か、該当部分を自力で学修できる者のみを合格させる、すなわち、一般の法学部生よりも一年間短い期間で、自習により同等の到達度に達成することが可能な者のみ法学部の課程を一年短縮できるという発想から、特段の対策は行わず、入試問題や入試カテゴリにおいて区別を設けないという考え方があろう。一般に、学部のカリキュラム設定において、一面ではカリキュラムは全て履修することで想定された教育内容を完全に修められることを前提としなければならないという要請がある一方で、他面では全てを必修としない限り、一定の履修漏れが生じるのは当然であることから、法学部のカリキュラム自体は通常の４年間在学する学生を前提に設定すべきであり、履修漏れの存在を前提に、法科大学院では漏れを自ら埋められる学生の入学だけを許可すればよい、という考え方は自然である。早期卒業や飛び入学の促進という目的のために試験範囲や難易度の面で、学部３年次前期を終えた学生で対応できるものに限定するというアドバンテージを与えることは、学部３年次後期の授業も履修することを前提にするならば、既修者入試ではその到達度が問えないにせよ、法科大学院入学時の到達度という点で同等のものが想定される以上、否

定される必要はない。この場合には、二つのグループの受験者間の公平をどのように担保するかが問題となり、入試において法科大学院サイドに考えるべき問題が残される。

②に対する対策としては、制度的な担保を求めるならば、法科大学院入学までに３年次後期に配当する科目の履修を求めたり、入試で省略された部分について既修者認定試験のような形で、入学までに未修者と同様の到達を求め、その到達が確認されなかった場合には、既修者コース入学後に、未修者科目の履修を求める（履修のスキップを認めない）という制度設計が考えられる。もっとも、前者については、通常の入試を経てきた入学者に対してなされない要求をなぜ行うのかという問題があり、後者の制度設計が、法科大学院制度の一般的な構造からは妥当である。このとき、完全に未修者と同範囲・同水準の科目設計の試験をクリアしなければ未修者科目の免除を認めないものとするか、重なり合う大部分については入学試験で実力を測っていることから、たとえば入試で特定の科目が０点でも合格していれば未修者科目の履修を求めないのと同様に、学力の測定を行わなくとも未修者科目の免除をしてよいとするかは、認証評価基準との関係も含め、個々の法科大学院レベルではなく、法科大学院制度全体での今後の検討課題となろう。

また、多くの法科大学院では、未修者教育において１年次後期に会社法を配当しているが、既修者コースの入試をクリアした者についても一定条件下で未修者科目の履修免除を認めない設計においては、既修者が入学直後に、未修者配当の会社法の履修をしないうちに、既修者レベルの会社法の学修をしなければならなくなるという逆転現象が生じる。このような履修の順序は、法科大学院の教育効果の面で足かせとなることが想定され、各法科大学院においてその対策を考えなければならない。未修者の会社法を前期に配当するという配置換えを行うか、既修者コースでの会社法の学修を１年間遅らせることが考えられる制度設計であるが、会社法に限定しても様々なひずみが想定され、複数科目で同様のことを行った場合は、未修者教育・既修者教育の双方の実効性に問題が生じる。この点は、商法という単一の科目で解決できる問題ではなく、一貫した教育課程を採用する法科大学院が、全科目についてトータルで検討する必要がある問題である。

５－３－２　法学部と法科大学院の組み合わせの問題

特に会社法において問題が顕著であるが、法学部・法科大学院とも、大学によってカリキュラム設計の思想が多様であることからすれば、ある組合せの法学部から法科大学院へ

の進学においては短縮カリキュラムを望ましく編成できても、別の組合せの法学部から法科大学院への進学においては、短縮カリキュラムが効力を発揮しないことになり、それゆえに、進学先を事実上制限したり、進学した学生の実力不足の問題が生じることが考えられる。現在においても、法曹志望の学生が減少し、入学試験による選抜機能が低下していることから、各法科大学院が想定しているよりも学力の低い学生が入学する現状があると思われるが、学部３年からの法科大学院入学により、構造的に学部の提供するカリキュラムを最良の条件で消化することができない学部生が法科大学院に進学する傾向が強まることで、法科大学院教育で躓く学生が増えるのではないかという懸念を有する。

たとえば、法学部で組織再編を３年次後期または４年次前期に別科目として切り出されている大学の出身者が、３年次前期の科目のみを履修し、既修者試験に合格したが、組織再編を履修しないまま、会社法全体を学修していることを前提とした法科大学院に進学した場合に、当該学生は、組織再編を扱う科目を履修する際に、初学者として多大な困難を有するであろう。別の例として、学部や未修者での有価証券法や商法総則・商行為法の履修を前提とする法科大学院に、これらを履修していない学部生が進学した場合も考えられるが、法科大学院における教育の水準の高度さとその前提の欠如という面からは、会社法でこのような問題が大きいと思われる。

このように、本調査研究の想定する、自大学への法科大学院進学を前提として学部段階で会社法全体を学修しないカリキュラムを編成することには一定の実益がある一方で、学部と法科大学院の、いわば「食い合わせ」の悪さは、法科大学院の開放性に逆行するものであるし、カリキュラム次第では、学部３年生の進学先を制限し、学部生の「囲い込み」を過度に促進しかねない。このような問題は、特に高学年に配当されるとともに単位数が訴訟法に比べ多い商法では、他の科目よりも顕在化する可能性がある。

それゆえに、本報告書においては、基本線としては、全ての大学の法学部において学部３年次後期までに会社法全般の教育を終えられるようカリキュラム編成がなされ、自大学の法科大学院であろうが、他大学の法科大学院であろうが、学部３年次から法科大学院既修者コースに進学した学生が、少なくとも会社法全体の学力を修得できるようにすることが望ましいと考える。

５－３－３　法学部での履修漏れ対応

学部科目の大部分が選択必修とされている一方で、法科大学院の法律基本科目の大部分が必修科目とされていることとの兼ね合いを考える必要がある。

対策として、会社法と商法総則・商行為法・有価証券法に分けて検討する。

会社法については、既に述べてきたように、会社法全体の一定水準の理解は法科大学院教育の前提条件となるものであり、それゆえに、履修漏れ対策は重要である。もっとも、ほとんどの法科大学院が、既修者の入学試験において会社法を課していることを考えると、仮に履修漏れが発生し、自習によっても補えていない結果必要な水準に到達していないのであれば、そのような受験生を合格させてはならないと考えられる。そのため、この問題は、入学試験が機能する限りは、問題とする必要がないと思われる。

商法総則・商行為法・有価証券法について考えられるのは、法学部では学部独自の観点から商法教育を行い、法科大学院においては、既修者コースの入試においても未修者教育においても、商法総則・商行為法・有価証券法の修得を要求しないという対策である。これは、既に述べた理由から、本報告が基本とする立場である。

５－４　モデル・カリキュラム案（商法）

○「４年＋２年コース」の場合

＜１年次・２年次＞

※　科目配当なし。

＜３年次・４年次＞

（ア）会社法（４単位・３年次に配当）

会社法全般（コア・カリキュラム第１編のうち第２章以外）

（イ）手形法・小切手法（４単位・３年次に配当）

有価証券法（コア・カリキュラム第４編）

（ウ）商法総則・商行為法（４単位・４年次に配当）

商法総則・商行為法（コア・カリキュラム第２編・第３編、第１編第２章）

（エ）応用商法（２単位・４年次に配当）

会社法のうち難易度の高い部分の演習

○「３年＋２年コース」の場合　（モデル・その１）

＜１年次・２年次＞

（ア）会社法（４単位・２年次に配当）

会社法全般（コア・カリキュラム第１編のうち第２章以外）

（イ）手形法・小切手法（４単位・２年次に配当）

有価証券法（コア・カリキュラム第４編）

＜３年次＞

（ウ）商法総則・商行為法（４単位・３年次に配当）

商法総則・商行為法（コア・カリキュラム第２編・第３編、第１編第２章）

（エ）応用商法（２単位・３年次に配当）

会社法のうち難易度の高い部分の演習

○「３年＋２年コース」の場合（モデル・その２）

＜１年次・２年次＞

※　科目配当なし。

＜３年次＞

（ア）会社法（４単位・３年次に配当）

会社法全般（コア・カリキュラム第１編のうち第２章以外）

（イ）手形法・小切手法（４単位・３年次に配当　※入試では問わない）

有価証券法（コア・カリキュラム第４編）

※　モデル・その１とモデル・その２は、「３年＋２年コース」を設定した場合に想定される２つの履修モデルであり、前者は学生の履修機会の確保を、後者は学修の実効性の確保を、それぞれ意図している。

モデル・その１のメリットは、商法の配当を学部３年次からとしている大学が多い中、「３年＋２年コース」を構成するために、単純に履修を１年前倒しすることにより、法学部教育が予定していたカリキュラムを、法曹志望者以外への教育に影響を与えることなく、完了することができる点にある。他方、課題として、学部２年次から商法の履修を進めて教育効果が上がるのかという問題がある。とりわけ、民法や民事訴訟法との関係の強い会社法以外の諸分野の学修効果については課題が残る。加えて、商法以外に他の科目にも同様の前倒しを行った場合には、学部教育のパッケージ全体として、教育効果の問題をもたらす。

モデル・その２は、学部の配当年次・カリキュラムの変更を伴わないまま、法学部生が実質３年で修了することを想定した履修モデルである。このモデルでは、法学部サイドの教育効果が最大限に発揮された状態で会社法の履修ができ、学部生は入学試験を迎えることができる。このモデルでは、法学部３年次前期に履修を終えた範囲までしか法科大学院の入試で問えないことから、入試科目は会社法に限られる。３年次後期に会社法が配当されている場合は、その授業対象は学部教育を前提としない入試が行われることになり、加えて、「４年＋２年コース」において４年次配当の科目は履修できない。これらの内容につき自習を要求するか、入試段階で緩和するかは、法科大学院サイドに解決がゆだねられるべき問題である。

調査研究担当
志谷匡史（神戸大学）
榊素寛（神戸大学）

６　民事訴訟法

６－１　民事訴訟法の教育課程の特色

本報告書で対象とするのは、民事訴訟法の授業で基幹的な内容を扱うものである。ここでいう基幹的な内容とは、入門的なものや裁判法一般を扱うものを除く意味である。また、民事訴訟法又は民事手続法という名称の授業のうち、民事執行法及び民事保全法に関する内容や倒産法分野の内容は考慮の外に置く。

民事訴訟法の授業は、多くの大学の法学部において、４単位又は６単位で３年次及び４年次の学生を対象に実施されているものとみられるが、各大学においてある程度の差異がある。本調査研究を構成する７大学での単位数についてみると、４単位（京都大学、一橋大学）、入門２単位＋民事訴訟法４単位（中央大学）、６単位＋法科大学院進学者用特別授業２単位（神戸大学）、執行・保全を含む８単位（東京大学、慶應義塾大学）、１０単位＋α（早稲田大学）であり、早稲田大学を除き、概ね４単位又は６単位である。また、配当年次は、早稲田大学は２年次以降の配当、中央大学は入門が２年次で民事訴訟法が３年次以降、他の５大学は３年次以降であり、概ね３・４年次配当であるといえる。

そこで、本報告書では、法学部において、主に３年次及び４年次の学生を対象とする４単位又は６単位の授業が開講されることを原則的な前提として、カリキュラムの在り方を検討する。

民事訴訟法の教育は、訴訟の手続を取り扱うという科目の性質上、法科大学院においては、民事訴訟手続の全般にわたって、具体的な事例を素材として判例や学説について理解を深め、実務の現場で訴訟手続に関与し、そこで起こり得る各種の問題に対応するための実践的な応用力を身に付けることが目標となる。これに対して、法学部においては、民事訴訟手続の流れ、基本的な概念とその相互関係、法解釈上問題となる重要な事項等について理解を得ることが目標となる。

そのため、法学部の授業では、基本的な事項や重要な事項を中心に取り扱うことになり、具体的な事例や判例・学説の状況についても、基本事項や重要事項の確実な理解に資する限度で扱えば足りる。したがって、法学部では、法科大学院であれば必ず取り扱われるべき事項であっても、全く取り扱わないか、概括的な理解を得ることで足りるものがあるな

ど、対象の広さ及び理解の深さの双方において法科大学院の授業とは差異がある。ただし、法学既修者として法科大学院への進学を予定する者は、法科大学院での授業を受講する前提として、基本的な事項や重要な事項については、確実な理解を得ておく必要がある。こういった観点から、次の２で、法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容を具体的に抽出する。

６－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容

以下では、法科大学院の授業に関するコア・カリキュラム（共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）：民事訴訟法」を参照しつつ、そこで挙げられた項目のうち、法学部で学修すべき内容を列記する。

１　総論

１－１　民事訴訟の意義・目的

民事訴訟の目的をめぐる議論の概要を理解している。

民事訴訟とそれに関係する手続（民事執行、民事保全等）やその特別手続（人事訴訟、行政事件訴訟等）との関係や相違について、その概要を説明することができる。

１－２　民事紛争解決のための手続

民事訴訟以外の民事紛争解決制度との関係で、民事訴訟の特徴を理解している。

調停制度及び仲裁制度について、その意義及び種類を説明することができる。

１－３　訴訟と非訟

非訟事件の種類について、その主要な例を挙げることができる。

非訟事件手続の概要及びその訴訟手続との差異を理解している。

１－４　民事訴訟に関する法規

民事訴訟に係る法源の種類を挙げることができる。

民事訴訟法の歴史及び現行民事訴訟法の制定の意義について、理解している。

民事訴訟法規の種類（強行規定・任意規定、効力規定・訓示規定）及びその意義について具体例を挙げて説明することができる。

民事訴訟法規の種別を踏まえ、いわゆる責問権の放棄・喪失の制度について、具体例を挙げて説明することができる。

２　訴訟の主体

２－１　裁判所

２－１－１　裁判所の意義と構成

裁判所の種類を挙げることができ、民事訴訟に関するそれぞれの役割について条文を参照して説明することができる。 国法上の裁判所（官署としての裁判所）と訴訟法上の裁判所（裁判機関としての裁判所）の概念の違いを理解している。

２－１－２ 裁判権

民事裁判権の定義を理解し、その権能の具体例を挙げることができる。

裁判権と国際裁判管轄の関係を理解している。(→国際裁判管轄の基準等の詳細は、国際関係法（私法）に委ねる。)

宗教団体の内部紛争における審判権の行使について、判例・学説を踏まえて、具体例に即して説明することができる。

２－１－３ 管轄

（１）管轄の概念

管轄の概念について、事務分配との相違などをも踏まえて、理解している。

管轄決定の基準時を理解し、その根拠を説明することができる。

（２）管轄の種類

管轄の種類について、職分管轄・事物管轄・土地管轄、法定管轄・指定管轄・合意管轄・応訴管轄、専属管轄・任意管轄それぞれの区別及び各管轄の意義を説明することができる。

普通裁判籍について、自然人と法人に分けて条文を参照して説明することができる。被告の普通裁判籍が一般的な管轄原因となる理由を説明することができる。

特別裁判籍について、条文を参照してその主要なものを挙げ、その根拠を説明することができる。

併合請求の裁判籍について、主観的併合の場合と客観的併合の場合に分けて、具体例を挙げて説明することができる。

管轄合意の要件、方式及び内容（付加的合意・専属的合意の区別等）について説明することができる。(→（３）移送)

（３）移送

移送の種類について、条文を参照して挙げることができ、それぞれの目的について説明することができる。

１７条移送についてその意義を理解し、その要件を具体例に即して説明することができる。約款等による専属的管轄合意がある場合の同条の適用について説明することができる。(→（２）管轄の種類)

移送の手続及びその裁判の効果について、条文を参照して説明することができる。

２－１－４ 裁判官等の除斥・忌避

除斥と忌避の相違について理解し、回避について説明することができる。

除斥原因について、条文を参照してその内容及び根拠を説明することができる。ただし、除斥原因の詳細（２３条各号に該当する具体例や判例の詳細）まで説明できる必要はない。

忌避事由の意義について、判例・学説を踏まえて、説明することができる。

２－２　当事者

２－２－１　当事者の概念と確定

（１）当事者の概念

形式的当事者概念について、実質的当事者概念との対比において、理解している。（→３－２－３　当事者適格）

二当事者対立の原則の意義について理解している。（→訴訟手続の中断）

（２）当事者の確定

当事者の確定の意義及びその基準についての概要を理解している。

氏名冒用訴訟及び死者名義訴訟に関する当事者の確定の基準についての概要を理解している。

訴状の表示の訂正と任意的当事者変更の異同を理解している。（→６－２－7 任意的当事者変更）

なお、任意的当事者変更の許容性に関する議論等は、法科大学院の段階でできるようになればよい。

２－２－２　当事者能力

（１）当事者能力の意義

当事者能力の意義を理解している。

当事者能力と当事者適格の相違、当事者能力と訴訟能力の相違を理解している。

（２）当事者能力の規律

当事者能力を有する者について、条文を参照して説明することができる。

法人格のない団体に関して当事者能力を認めている理由について説明することができる。

法人格のない団体について当事者能力を認める要件について、概要を説明することができる。

（３）当事者能力欠缺の効果

当事者が訴訟係属中に当事者能力を喪失した場合の取扱いについて、条文を参照して説明することができる。（→訴訟手続の中断・受継）

２－２－３　訴訟能力

（１）訴訟能力の意義

訴訟能力の意義を理解している。

（２）訴訟能力の規律

訴訟能力の規律について、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人のそれぞれに関して、条文を参照して概要を説明することができる。

訴訟能力と行為能力の規律の違いとその理由を理解している。

２－２－４　訴訟上の代理

（１）総論

訴訟上の代理の意義及び種類を説明することができる。

訴訟上の代理の概念について、訴訟担当等との相違を踏まえて、説明することができる。

訴訟上の代理権が欠けていた場合の効果について説明することができる。

（２）法定代理・法人等の代表

実体法上の法定代理人が訴訟上の法定代理人として扱われる場合の具体例を挙げることができる。

訴訟法上の特別代理の意義を理解している。

法人等の代表者の訴訟上の地位を理解している。

（３）訴訟代理

訴訟代理の意義と種類を理解している。

弁護士代理の原則を理解し、その例外を挙げることができる。

訴訟代理権の消滅事由について、民法上の任意代理権の消滅事由との差異を踏まえて、説明することができる。（→訴訟手続の中断・受継）

３　訴え

３－１　訴えの概念・類型

訴えの概念について、訴訟上の請求ないし訴訟物の概念との関係を踏まえて、理解している。（→３－４－１訴訟物）

訴えの類型（給付の訴え、確認の訴え、形成の訴え）のそれぞれの特徴を理解し、代表的な例を挙げることができる。

３－２　訴訟要件

３－２－１　訴訟要件の意義・審理

（１）訴訟要件の意義

訴訟要件の意義について、本案要件（請求の当否の判断に必要な要件）との関係を踏まえて、説明することができる。

訴訟要件の種類について、その主要なものを挙げることができる。

（２）訴訟要件の審理

訴訟要件の審理について、職権調査事項と抗弁事項の区別を理解している。職権調査事項の審理方法について、判断資料の収集方法の差異も踏まえて、説明することができる。

訴訟要件と本案の審理・判断の順序について、説明することができる。

３－２－２　訴えの利益

（１）総論

訴えの利益の意義及びそのような概念が必要とされる理由について、法律上の争訟や二重起訴の禁止など隣接する問題との関係をも踏まえて、説明することができる。

（２）給付の訴えの利益

現在の給付の訴えの利益を理解している。

将来の給付の訴えの利益を理解している。将来の損害賠償請求の適法性について概要を説明することができる。

（３）確認の利益

確認の利益について、事実の確認、過去の権利関係の確認など確認の対象に関する判例・学説の概要を理解している。

確認の利益について、当事者間の具体的な事情を考慮した確認判決の必要性・適切性に関して求められる要件の概要を理解している。

（４）形成の訴えの利益

形成の訴えの利益について、訴訟係属中に形成の実益が失われた場合の規律の概要を理解している。

３－２－３　当事者適格

（１）総論

当事者適格の意義及びそのような概念が必要とされる理由について、当事者概念や当事者の確定との関係も踏まえて、説明することができる。（→２－２－１（１）当事者の概念、（２）当事者の確定）

当事者適格の判断基準に関する基本的な考え方を理解している。各訴訟類型に応じた当事者適格の判断基準について、説明することができる。

（２）訴訟担当

訴訟担当の意義について、訴訟代理との相違を踏まえて、理解している。

訴訟担当の種類及びそれぞれに該当する主な具体例を挙げることができる。

選定当事者の意義及び制度の概要を理解している。

法律の規定によって認められる場合以外の任意的訴訟担当が許される要件について、判例・学説を踏まえて、具体例に即して説明することができる。

３－３　訴えの提起の方式とその効果

３－３－１　訴え提起の方式

訴状の記載事項を挙げ、必要的記載事項とその他の記載事項の区別を理解している。

請求の趣旨及び請求の原因の概念を理解し､訴えの類型に応じて説明することができる。

提訴手数料の制度の概要を理解している。（→９　訴訟費用）

訴状提出後の裁判所の手続（訴状の審査・送達、補正命令、訴状却下命令、第１回口頭弁論期日の指定、訴訟進行に関する意見聴取等）について、条文を参照して説明することができる。

３－３－２　訴え提起の効果

訴え提起の効果の主要なものを挙げることができる。訴訟係属の概念を理解している。

重複する訴えの禁止の趣旨及び制度の概要を理解している。

相殺の抗弁と重複する訴えの禁止の関係について、問題の所在と判例・学説の概要を理解している。

３－４　訴訟物

３－４－１　訴訟物論

訴訟物の意義及び機能を理解している。（→３－１訴えの概念・類型）

給付訴訟、確認訴訟及び形成訴訟における訴訟物を理解し、その特定について説明することができる。

旧訴訟物論及び新訴訟物論のそれぞれの考え方の内容及び相違並びにその結果として生じる取扱いの相違について、具体例に即して説明することができる。

損害賠償請求訴訟における訴訟物について理解している。

３－４－２　訴訟物についての処分権主義

処分権主義の意義及び内容について、その適用範囲も含めて理解している。

申立事項と判決事項の関係に関する規律の意義及び内容を理解している。

引換給付判決など一部認容判決と処分権主義の関係について説明することができる。

４　訴訟の審理

４－１　手続の進行

４－１－１　職権進行主義等

職権進行主義の意義及び趣旨を理解している。

手続の進行面での当事者の意向の尊重について、具体例を挙げて説明することができる。

４－１－２　期日・期間

期日の指定・変更についての規律について、条文を参照して概要を説明することができる。

期間の種類及び計算について、概要を説明することができる。

訴訟行為の追完の概要を理解している。

４－１－３　送達

送達制度の意義を理解している。

各種の送達方法の概要について、条文を参照して説明することができる。

４－１－４　手続の停止

当事者が死亡した場合の訴訟手続の中断と受継について、概要を説明することができる。

４－２　口頭弁論とその準備等

４－２－１　口頭弁論とその準備

必要的口頭弁論の原則とその例外について理解している。

公開主義、口頭主義、直接主義、双方審尋主義等の口頭弁論に関する諸原則について理解している。

準備書面の意義を理解している。

各種の争点・証拠整理手続の異同について概要を理解している。

弁論準備手続の概要について、条文を参照して説明することができる。

４－２－２　訴訟行為

訴訟行為の意義を理解している。

訴訟行為の種類について、その主要な例を挙げることができる。

訴訟上の合意（訴訟契約）の効力について、具体例を挙げて説明することができる。

４－２－３　攻撃防御方法の提出時期等

適時提出主義を理解している。

時機に後れた攻撃防御方法の却下について説明することができる。

４－２－４　弁論の併合等

弁論の制限、分離、併合、終結及び再開の意義を理解している。

当事者を異にする事件の弁論が併合された場合における従前の訴訟資料の扱いについて説明することができる。

４－２－５　当事者の欠席

一方当事者欠席の場合の規律について、具体例に即して説明することができる。

当事者双方欠席の場合の規律について、概要を説明することができる。

４－２－６　訴訟記録の閲覧

訴訟記録の閲覧・謄写に関する原則を理解している。

４－３　主張・証拠

４－３－１　総論

弁論主義の内容について理解している。弁論主義の根拠についての議論を説明することができる。

職権探知主義の内容と採用される範囲を理解している。

釈明と弁論主義の関係について理解している。

釈明義務（法律問題指摘義務を含む）、事実主張に対する相手方の応答のあり方とその訴訟法上の意義、真実義務・完全義務について概要を理解している。

４－３－２　主張責任

主張責任の意義、主張責任の分配、請求原因・抗弁の概念、抗弁と否認の相違について、概要を理解している。

対立当事者間の主張共通の原則について、概要を説明することができる。

主要事実と間接事実の区別の法理について、概要を説明することができる。

４－３－３　裁判上の自白

裁判上の自白の要件・効果、間接事実・補助事実の自白の問題点、権利自白の問題点について、概要を理解している。

４－３－４　証拠法総論

訴訟上の証明の対象（事実、経験則、法規）、証拠方法、証拠資料、証拠原因の概念、証拠能力と証明力の概念、違法収集証拠の問題点、証明と疎明の概念、厳格な証明と自由な証明の概念、対立当事者間の証拠共通の原則、証拠申出とその採否、集中証拠調べの意義

及び手続について、概要を理解している。

４－３－５ 証人尋問・当事者尋問

証人尋問・当事者尋問の意義を理解し、手続の概要を説明することができる。

当事者尋問と証人尋問の異同について理解している。

４－３－６ 鑑定

鑑定の意義を理解し、手続の概要を説明することができる。

鑑定義務と証人義務の違いなど鑑定と証人尋問の異同について理解している。

４－３－7 書証

書証の意義、申出方法の種類、文書の成立の真正の意義とその推定、文書提出命令の手続、文書提出義務の範囲について概要を理解している。

４－３－8 自由心証主義

自由心証主義の意義及び内容、経験則違背に関する上告審のコントロールについて概要を理解している。

４－３－9 証明度・証明責任等

証明度、証明責任の意義及び分配基準、本証と反証の概念、証明責任の転換、法律上の推定と事実上の推定、相当な損害額の認定について、概要を理解している。

５ 訴訟の終了

５－１ 裁判

５－１－１ 裁判の総論

裁判の意義について、その種類及び裁判機関との関係に留意しながら説明することができる。

裁判の自己拘束力の概念を理解し、裁判の種類によるその相違について説明することができる。

決定について理解し、その成立手続及び不服申立ての概要を説明することができる。

命令の意義を理解している。

５－１－２ 判決の総論

判決の種類を様々な観点から分類し、民事訴訟におけるそれぞれの役割の概要を説明することができる。

一部判決について理解し、一部判決が許されない場合について具体例を挙げて説明することができる。

訴訟判決と本案判決の関係について理解し、それぞれの種類を挙げることができる。

中間判決と終局判決の関係について理解し、中間判決の種類・内容・効力について説明することができる。

判決の確定の概念を理解し、確定時期及び確定範囲について説明することができる。

５－１－３　既判力等

既判力の目的と根拠を理解している。

既判力の積極的作用と消極的作用について理解し、訴訟物相互が先決関係にある場合や矛盾関係にある場合を含めて、訴訟物との関係について説明することができる。

既判力の客観的範囲を理解し、既判力が判決主文に包含するものに限られることの意義について説明することができる。

既判力の客観的範囲と判決理由中で相殺の抗弁が判断された場合の関係について説明することができる。

判決理由中の判断の後訴に及ぼす影響。一部請求についての判決確定後の残部請求の可否について、概要を理解している。

既判力の時的範囲について理解し、民事訴訟において既判力の基準時の概念が必要な理由について説明することができる。

基準時後における形成権の行使について、判例・学説を踏まえて、具体例に即して説明することができる。

既判力の主観的範囲について理解し、相対効が原則であることの意義について説明することができる。

既判力の主観的範囲が特定第三者に拡張される場合について、それぞれの場合における根拠や趣旨を具体例に即して説明することができる。

既判力の主観的範囲が一般第三者に拡張される場合（対世効）、反射効について概要を理解している。

５－１－４　その他の判決効

広義の執行と狭義の執行の概念、執行力の意義及び内容、仮執行宣言及び執行の停止、形成力の意義及び内容について概要を理解している。

５－２　当事者の意思による訴訟の終了

５－２－１　当事者の意思による訴訟の終了の総論

当事者の意思による訴訟の終了の趣旨を理解し、処分権主義との関係について説明する

ことができる。

当事者の意思による訴訟の終了の種類を挙げ、その種類ごとに法的性質について説明することができる。

５－２－２ 訴えの取下げ

訴えの取下げの要件及び手続、訴えの取下げによる再訴禁止の効果、訴えの取下げが擬制される場合について、概要を理解している。

５－２－３ 請求の放棄及び認諾

請求の放棄及び認諾の意義及び要件、手続、効果について概要を理解している。

５－２－４ 訴訟上の和解

訴訟上の和解の意義及び要件、手続、効果、効力を争う方法、解除について概要を理解している。

６ 複雑訴訟

６－１ 複数の請求

６－１－１ 請求の客観的併合

請求の客観的併合が生ずる場合の主な例を挙げて、その概要を説明することができる。一つの訴えで同一の被告に対して複数の請求を立てるための要件について、条文を参照して説明することができる。

請求の客観的併合の各形態（単純併合、選択的併合、予備的併合）について理解している。

６－１－２ 請求の変更・反訴・中間確認の訴え

請求の変更（訴えの変更）の種類を説明することができる。

請求の変更・反訴・中間確認の訴えの要件及び手続について、条文を参照して説明することができる。

請求の交換的変更の法律構成について、判例・学説を踏まえて説明することができる。

６－２多数当事者訴訟

６－２－１共同訴訟

６－２－１－１総論

請求の主観的併合が生ずる場合の主な例を挙げて、その概要を説明することができる。

複数の原告が、又は、複数の被告に対して、訴えを提起するための要件について、条文を参照して説明することができる。

６－２－１－２通常共同訴訟

通常共同訴訟の概念を理解している。

通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則について、具体例に即して説明することができる。

共同訴訟人間での証拠共通の原則を理解している。

６－２－１－３　同時審判申出共同訴訟

同時審判申出共同訴訟の趣旨、要件、効果について概要を理解している。

６－２－１－４　必要的共同訴訟

必要的共同訴訟の概念を理解している。

固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟の異同を理解している。

固有必要的共同訴訟となる場合とならない場合について、判例・学説の概要を理解している。

類似必要的共同訴訟の具体例を挙げることができる。

必要的共同訴訟において、共同訴訟人の一部がし、又は、その一部に対してされた訴訟行為の効果について、具体例に即して説明することができる。

６－２－２　補助参加

補助参加の制度趣旨を理解している。

補助参加の利益を含む補助参加の要件について概要を理解している。

補助参加申出の手続及びそれに対する異議の制度について、条文を参照して説明することができる。

補助参加人の訴訟上の地位について、条文を参照して説明することができる。

補助参加がされた場合の判決の効力について、概要を理解している。

共同訴訟的補助参加の意義、要件及び効果を理解している。

６－２－３　訴訟告知

訴訟告知の制度趣旨を理解している。

訴訟告知の効果について概要を理解している。

６－２－４　独立当事者参加

権利主張参加と詐害防止参加の要件、独立当事者参加がされた場合の訴訟行為の効果について概要を理解している。

６－２－５　共同訴訟参加

共同訴訟参加の意義、要件及び効果を理解している。

６－２－６　訴訟承継

６－２－６－１　総論

訴訟承継の概念について、訴訟状態の引受けと関連づけながら、説明することができる。

６－２－６－２　当然承継

当然承継の概念、当然承継と訴訟手続の中断・受継に関し、代表的な例である当事者の死亡の場合について、概要を説明することができる。

６－２－６－３　参加承継・引受承継

参加承継の概念について、具体例を挙げて説明することができる。

引受承継の概念について、具体例を挙げて説明することができる。

参加承継・引受承継の要件としての「承継」の概念について、具体例に即して説明することができる。

参加承継又は引受承継がされた後の審理・判断のあり方について概要を理解している。

７　上訴・再審

７－１　上訴総論

上訴の概念について、上訴以外の不服申立てと対比しつつ説明することができる。

民事訴訟における審級制度の概要を理解している。

上訴の種類を原裁判の種類と関連づけて説明することができる。

上訴要件について具体例を挙げて説明することができる。

不服の利益（上訴の利益）、移審の範囲、附帯上訴、不利益変更禁止原則について、概要を理解している。

７－２　控訴・上告・抗告

控訴、上告、抗告の各制度について、概要を理解している。

７－３　再審

再審の制度について、概要を理解している。

なお、略式手続等（簡易裁判所の特則、手形訴訟・小切手訴訟、少額訴訟、支払督促）や訴訟費用については、法学部で取り扱う必要は必ずしもない。

６－３　法学部と法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題等

６－３－１　各大学・各教員の裁量と学生の学修姿勢

以上、法科大学院で履修・修得すべき内容と関連付けて法学部で履修・修得すべき内容を具体的に挙示したが、これらを授業の場で具体的に実践するのは各大学の各教員であり、授業の内容はその裁量に大きく委ねられるべきものである。また、大学によってこれらを４単位で取り扱う場合と６単位で取り扱う場合とがあり、そのいずれかによって、取り扱うべき項目の取捨選択や内容の深さに差異が生ずることが当然に想定される。本報告書で提示したのは、一定のモデルではあるが、その一例にとどまるものであり、各大学の考え方に応じてこれと異なる内容の授業とすることは当然に予定されている。

そのため、同一の大学の法学部と法科大学院との間であればともかく、ある法学部から別の大学の法科大学院に入学した学生にとっては、法学部でも法科大学院でも授業で取り扱われない項目や内容が生ずる可能性がある。しかし、これらは、法学部と法科大学院での各授業のほか、法学部での自学自習、法科大学院の入学試験を受験するための勉強、法科大学院での自学自習をも含めた学修のプロセスの中で、各学生が身につけることが期待される。そして、法科大学院の入学試験並びに授業及び試験において、それらの学修の成果が評価されるのであり、これらの法学部と法科大学院での学修を通じて最低限身に付けるべき能力を示すものとして、法科大学院の共通的到達目標が存在すると理解すべきものであろう。

６－３－２　法科大学院の入学試験との関係

民事訴訟法の授業は、多くの法学部で３年次生及び４年次生を対象として同じ内容のものが開講されている現状にあるとみられるので、３年次での早期卒業又は法科大学院への飛び入学を予定する学生であっても、現状のカリキュラムを前提としつつ、３年次までにその履修を終えることは可能である。ただし、法科大学院入学試験との関係では、３年次前期（春学期）までに民事訴訟法の授業を終えている法学部は必ずしも多数ではないとみられるので、少なくとも３年次生を対象とする入学試験においては、民事訴訟法を課さず、３年次の授業が終了した後の時点で既修者としての認定試験を実施するなどの工夫が必要

となろう（現在、京都大学及び慶應義塾大学の法学部３年次生対象の入学試験では、このような仕組みがとられている）。

なお、この前提とは異なり、学生が３年次で受験する法科大学院入学試験までに民事訴訟法の授業を終え、かつ、６単位の授業を実施する必要があると考える法学部は、２年次から民事訴訟法の本格的な授業を開始することが必要となるとみられる。その場合、民事訴訟法の学修には民法に関する一定の知識が前提となることに配慮する必要があろう。また、この考え方に立つ法学部では、現行では３年次以降配当が多いとみられる行政法、商法、刑事訴訟法でも３年次前期までに授業を終えるべきであるとの考慮が働き得るので、それらの科目との関係で配当学年や時間割の調整をする必要が生ずる可能性もあるであろう。

６－４　モデル・カリキュラム案（民事訴訟法）

○「４年＋２年コース」の場合

＜３年次・４年次＞

（ア）民事訴訟法（４～６単位）

６－２に記載した事項について修得する。民事訴訟手続の流れ、基本的な概念とその相互関係、法解釈上問題となる重要な事項等について理解を得ることが目標となる。基本的な事項や重要な事項を中心に取り扱うことになり、具体的な事例や判例・学説の状況についても、基本事項や重要事項の確実な理解に資する限度で扱う。したがって、法学部では、法科大学院であれば必ず取り扱われるべき事項であっても、全く取り扱わないか、概括的な理解を得ることで足りるものがある。講義形式の授業が中心となる。

（イ）民事訴訟法演習（２単位）

少人数教育の演習で民事訴訟法を学ぶ場合も、法学部段階での学修内容としては、７－２に記載した事項が中心となる。

※　隣接する領域の科目として、以下のようなものが挙げられる。

裁判法／司法制度論／民事執行法・民事保全法／倒産法（破産法、民事再生法等）等

○「３年＋２年コース」の場合

＜３年次＞

（ア）民事訴訟法（４～６単位）

６－２に記載した事項について修得する。民事訴訟手続の流れ、基本的な概念とその相互関係、法解釈上問題となる重要な事項等について理解を得ることが目標となる。基本的な事項や重要な事項を中心に取り扱うことになり、具体的な事例や判例・学説の状況についても、基本事項や重要事項の確実な理解に資する限度で扱う。したがって、法学部では、法科大学院であれば必ず取り扱われるべき事項であっても、全く取り扱わないか、概括的な理解を得ることで足りるものがある。講義形式の授業が中心となる。

※　６単位の場合、一部を２年次に配当する必要が生じる可能性がある。

（イ）民事訴訟法演習（２単位）

少人数教育の演習で民事訴訟法を学ぶ場合も、法学部段階での学修内容としては、７－２に記載した事項が中心となる。

※　隣接する領域の科目として、以下のようなものが挙げられる。

裁判法／司法制度論／民事執行法・民事保全法／倒産法（破産法、民事再生法等）等

調査研究担当

笠井正俊（京都大学）

山田文（京都大学）

７　刑事訴訟法

７－１　刑事訴訟法の教育課程の特色

刑事訴訟法は、多くの大学で、法学部３年次又は４年次に、４単位科目として置かれている。この４単位という単位数は、捜査の領域における議論が乏しかった旧刑事訴訟法の時代から変わっておらず、そのため、捜査法の比重が著しく拡大した現在では、手続全体を満遍なく扱うことは事実上困難となっている。例えば、おそらくは、ほとんどの法学部において、上訴・再審については授業で扱っていないと考えられる。

こうした時間的制約から、法学部における刑事訴訟法の授業は、捜査から裁判までの手続の流れを示すとともに、捜査、公訴提起、公判、証拠、裁判のそれぞれの領域における重要な問題（論点）を、関連する判例・学説に言及しながら説明するというものとならざるをえなくなっている。

他方、その履修者に着目すると、そのほとんどは、将来法律家になることを目指している学生であり、法学部での教育も、その後の法科大学院での教育を見据えた内容にしやすいという特色がある。実際にも、法科大学院における既修者向けの刑事訴訟法の授業は、法学部の教育において、基本的な手続の流れと重要な論点を理解していることを前提に、それぞれの論点につき、判例を素材にして掘り下げた検討を行うかたちがとられている。

７－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容・水準

法学部において４単位の授業がなされていることを前提とするかぎり、法学部を実質３年で修了する場合にも、現在の教育内容を変更する必要はない。

コア・カリキュラムとの関係については、コア・カリキュラムの中で、手続の基本的な流れにつき、「条文に則して説明することができる」とされている部分は、法学部についてもそのまま妥当する。これに対し、捜査、公訴提起、公判、証拠、裁判のそれぞれにおける重要な論点につき、「判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明することができる」とされている部分については、法学部の段階では、判例の立場及び主要な考え方を理解していれば十分であると考えられる。

以上をふまえて、刑事訴訟法で学ぶべき内容をコア・カリキュラムに照らして記す。

（１）総論

ア　刑事訴訟法の基本原理（コア・カリキュラム　第１章）

刑事手続の目的について、条文に現れている指導理念（事案の真相解明、手続の適正）を踏まえて理解する。また、 当事者主義の意義について、職権主義と対比しつつ理解することが求められる。

イ　手続の関与者（コア・カリキュラム　第２章）

刑事訴訟を担当する裁判所の種類と、それぞれの役割、及び、国法上の裁判所と訴訟法上の裁判所の概念の違いを理解する。また、裁判官の除斥・忌避・回避について、条文に則して説明できることが必要である。

検察官については、刑事手続におけるその地位・役割について理解する必要がある。また、司法警察職員の地位・役割、及び捜査における検察官と司法警察職員との関係については、条文に則して説明できることが必要である。

（２）捜査（コア・カリキュラム第１編）

ア　任意捜査と強制捜査

まず、強制処分法定主義の法文上の根拠と、その意義・趣旨について理解するとともに、それと令状主義との関係・異同についても理解することが必要である。そのうえで、 任意捜査と強制捜査との区別の基準について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。さらに、強制処分とされた捜査手段、任意処分とされた捜査手段のそれぞれ

について、その適法性判断の枠組みを理解する必要がある。

イ　捜査の端緒

まず、捜査の端緒の意義と種類について、条文に則して説明できることが求められる。

次に、そのうちの職務質問について、その法的根拠と法的性格について、条文に則して説明するとととともに、職務質問に伴う所持品検査の法的根拠、法的性格及び限界について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが必要である。

ウ　被疑者の身体拘束

まず、身体拘束処分に対する令状主義の原則の趣旨を理解することが必要である。そのうえで、逮捕については、その種類と相互の異同を理解したうえで、通常逮捕、現行犯逮捕、緊急逮捕それぞれの要件と手続、及び逮捕後の手続について、条文に則して説明するできることが求められる。

勾留についても、同様に、その要件、手続、期間、不服申立等について条文に則して説明することができる必要がある。

さらに、逮捕・勾留に関する諸問題（逮捕前置主義、事件単位原則、一罪一逮捕一勾留の原則、別件逮捕・勾留と余罪の取調べ）については、その内容と、それに関する判例及び主要な考え方を理解することが求められる。

エ　供述証拠の収集・保全

まず、被疑者の取調べに関する現行法上の法的規制について、条文に則して説明できることが必要である。そのうえで、被疑者の身体が拘束されていない場合については、任意出頭・同行後の取調べの限界について、判例の立場及び主要な考え方を理解すること、逮捕・勾留中の取調べについては、取調べ受忍義務の肯定説・否定説それぞれの根拠について理解することが求められる。

オ　捜索・押収

まず、捜索・押収における令状主義の規律を、条文に則して説明できることが求められる。そのうえで、令状による捜索・差押えについては、その実体的要件（捜索・差押えの理由と必要性）と手続的要件（捜索場所と差押目的物の特定）について、条文に則して説明できることが必要である。また、捜索・差押えの範囲に関する問題につき、判例の立場及び主要な考え方を理解する必要がある。さらに、電磁的記録媒体を対象として捜索・差押えを行う場合に求められる特別な手続について理解することが求められる。

他方、逮捕に伴う無令状の捜索・差押えについては、その実質的根拠についての主要な

考え方と、そこから導かれる帰結（逮捕に伴う捜索・差押えの時間的・場所的範囲）について理解することが必要である

カ 検証・鑑定・体液の採取

まず、検証、身体検査、鑑定の意義につき、条文に則して説明できることが求められる。そのうえで、強制採尿の許容性、令状の形式及び採尿のための連行の可否につき、判例の立場及び主要な考え方を理解することが必要である。

キ その他の捜査手段

写真撮影・ビデオ撮影、会話の一方当事者による秘密録音、おとり捜査といった捜査手法の許容性及びその要件につき、判例の立場及び主要な考え方を理解することが必要である。また、通信の傍受については、通信傍受法の概要を理解することが求められる。

ク 被疑者の権利

まず、黙秘権（自己負罪拒否特権）につき、その保障の趣旨、対象 効果につき理解することが必要である。

また、弁護人の援助を受ける権利については、第１に、現行法における弁護制度の枠組みと、弁護人の選任手続につき、条文に則して説明できることが求められる。第２に、接見交通権について、その意義と憲法上の位置づけを理解するとともに、接見指定制度に関して、その趣旨と要件について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが必要である。

ケ 違法捜査に対する救済

違法捜査に対して、刑事手続の内外で講じることのできる措置（準抗告、証拠排除、公訴棄却、懲戒処分、刑事罰、国家賠償）について理解する必要がある。

（３）公訴の提起（コア・カリキュラム第２編）

ア 公訴権の運用とその規制

公訴提起の基本原則（国家訴追主義・起訴独占主義、起訴便宜主義）について説明できることが必要である。また、公訴権の運用を規制する現行法上の制度（検察審査会、付審判請求手続）の内容を理解するとともに、公訴権濫用論の意義について理解することが求められる。

イ 公訴提起の要件と手続

公訴提起の要件の種類と、それを欠いた場合の法的効果について、条文に則して説明できることが必要である。その中でも、特に、公訴時効制度の概要と、その存在理由につい

ての主要な考え方を理解することが求められる。

また、公訴提起の手続については、 起訴状一本主義の趣旨を説明できるとともに、予断防止の原則違反の有無の判断基準に関する判例の立場の理解が求められる。

（４）訴因（コア・カリキュラム第３編）

ア 訴因制度の意義

訴因と公訴事実の関係及び訴因の機能について、主要な考え方を理解することが求められる。

イ 訴因の明示・特定

訴因の明示・特定が要求されている趣旨を説明できるとともに、訴因が明示・特定されているか否かの基準について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

ウ 訴因と裁判所の審理の範囲－一罪の一部起訴

一罪の一部起訴が許される根拠と、その限界について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

エ 訴因の変更

第１に、訴因変更の要否を判断する基準について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが必要である。第２に、訴因変更の可否に関して、公訴事実の同一性の判断基準についての判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。第３に、 公訴事実の同一性が肯定されたとしても訴因変更が許されない場合があるかということが、どのような事例で、いかなる理由により問題となるかを理解する必要がある。第４に、訴因変更命令につき、裁判所が訴因変更を促し又は命じる義務が生じる場合について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

（５）公判（コア・カリキュラム第４編）

ア 公訴提起後の手続

公訴提起後の主要な手続の流れ（起訴状謄本の送達、弁護人選任権告知・選任、第１回公判期日の指定・通知・変更、被告人の召喚等）について理解する必要がある。

イ 被告人

被告人の訴訟能力の意義とそれを欠く場合の効果について、条文に則して説明できる必要がある。

ウ　起訴後の勾留と保釈

起訴後勾留及び保釈制度の内容について、条文に則して説明できる必要がある。

エ 弁護制度

弁護人の地位・役割及び公判段階での特別な弁護制度（必要的弁護制度）について、条文に則して説明できる必要がある。

オ　公判前整理手続

公判前整理手続の目的、内容、証拠開示制度、公判手続との関係について、条文に則して説明できる必要がある。

カ 公判手続

公判手続の進行について条文に則して説明できるとともに、その基本原則（公開主義・口頭主義・直接主義）について理解することが求められる。

キ　迅速な裁判

迅速な裁判の意義及びこれを保障するための制度・方策について、条文及び判例の立場を理解することが求められる。

ク 裁判員の参加する裁判

裁判員制度の基本構造（対象事件、裁判体の構成、裁判官と裁判員の権限及び評決の方法）及び裁判員の選任手続について理解することが求められる。

（６）証拠（コア・カリキュラム第５編）

ア 証拠法総論

証拠の意義・種類について理解するとともに、証拠能力と証明力の概念について説明できることが必要である。

厳格な証明と自由な証明の概念、及び厳格な証明が必要な事実の範囲について、主要な考え方を理解することが求められる。

証拠の関連性の概念について理解するとともに、公訴事実と類似する被告人の過去の行為（同種前科、同種余罪など）を立証することの可否についての判例の立場、科学的証拠の証拠能力の判断基準についての判例の立場を理解することが必要である。

刑事裁判における証明の対象と証明の程度について説明できるとともに、挙証責任の概念及び推定規定の意義について理解することが求められる。

イ 自白

自白法則の趣旨及び自白の証拠能力が問題となる事例について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

また、補強証拠の趣旨、内容について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが

必要である。

ウ 伝聞証拠

まず、伝聞法則の趣旨について、条文に則して説明できるとともに、それをふまえて、伝聞証拠にあたるか否かの区別とその根拠について理解することが必要である。

次に、伝聞例外については、それぞれの規定（被告人以外の者の供述書・供述録取書、検証調書・実況見分調書、鑑定書、被告人の供述書・供述録取書、特に信用すべき書面、伝聞供述）につき、その対象と要件を理解することが必要である。また、再伝聞証拠の証拠能力について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

同意書面については、同意の性質について、主要な考え方を理解する必要がある。また、刑訴法３２８条により証拠能力を認められる証拠の種類について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

エ 違法収集証拠

違法収集証拠の証拠能力が否定される実質的な根拠について理解するとともに、証拠能力が否定される要件と、それに該当するか否かを判断する際の考慮要素について、判例の立場及び主要な考え方を理解することが必要である。また、証拠を獲得した直接の手続に先行する手続が違法であった場合に、当該証拠の証拠能力を判断する枠組みについて、判例の立場及び主要な考え方を理解することが求められる。

（７）裁判（コア・カリキュラム第６編）

ア 裁判の意義と種類

実定法上の裁判の種類とその差異について、条文に則して説明できることが必要である。

イ 裁判の効力

裁判の確定によって生じる効力の種類について理解する必要がある。その中でも、第１に、形式裁判の内容的拘束力の意義について理解することが求められる。第２に、一事不再理効の意義及び根拠について、判例の立場及び主要な考え方を理解するとともに、その発生時期、客観的範囲及び時間的範囲について、主要な考え方を理解することが求められる。

（８）上訴・再審（コア・カリキュラム第７編）

上訴制度及び再審制度の概要を理解していることが求められる。

７－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題

刑事訴訟法については、現在でも、法学部では、法科大学院における教育を見据えたうえで、基本的な手続の流れと重要な論点を理解させることを目的とした教育が行われているため、法学部と法科大学院を一貫する教育過程を編成するという観点から、法学部におえる教育内容自体を変える必要性は感じられない。ただし、法学部を実質３年で修了して、法科大学院既修者コースに進学するとした場合、法科大学院の入学試験において刑事訴訟法を課すことを前提とするならば、法学部３年次前期までに履修を終えることができるような授業配置をする必要がある。ただ、そのためには他の科目についても前倒しが必要になるため、それが現実的に可能かどうかには疑問もある。そこで、「３年＋２年コース」の学生については、入学試験では刑事訴訟を課さず、別途、認定試験を行うという方法も考えられる。その当否は、「３年＋２年コース」の枠組みを法曹養成の中でどのように位置づけるかにかかるであろう。仮に、その枠組みを法曹養成の基本とするのであれば、法学部の段階でその基本を理解しているべき科目について入学試験を課さないことは説明が困難であると思われる。

７－４　モデル・カリキュラム案（刑事訴訟法）

○「３年＋２年コース」の場合（「４年＋２年コース」も基本的に同じ）

＜３年次＞

（ア）刑事訴訟法（４単位）

７－２に記載した事項について修得する。Ⅰ．序論（刑事手続の流れと基本原則）　Ⅱ．捜査　Ⅲ．公訴提起　Ⅳ．訴因　Ⅴ．公判　Ⅵ．証拠　Ⅶ．裁判

調査研究担当
川出敏裕（東京大学）
成瀬剛（東京大学）

８　行政法

８－１　行政法の教育課程の特色

行政法の教育課程は大学によりさまざまであるが、一般的には、次のような特徴があるものと思われる。

第一に、法学部において行政法総論４単位、行政救済法４単位が少なくとも確保され（これら以外に地方自治法や行政組織法など行政法関係の科目が設置されていることも多い）、法科大学院では行政法の必修科目として４～６単位（未修１年次科目を含む）が配置されている。

第二に、行政法は他の法律科目との接点が多く、その成り立ちの歴史からしても、法律基本科目の中では応用的・発展的性格を有するため、多くの大学で、カリキュラム上、他の法律基本科目を学修したのちに、あるいは他の法律基本科目と平行して、行政法を履修できるようになっている。多くの法学部では行政法は３年次以降の配当科目とされているものと推測される。

第三に、法学部における行政法科目は法曹志望の学生のみならず、公務員志望の学生も相当数受講している。各大学は、これを一定程度意識して行政法の授業編成・カリキュラム編成を行っているものと思われる。

第四に、法科大学院既修者コースの入学試験で行政法を課していない法科大学院が相当数あるが、このような法科大学院では、初学者向けの授業科目が設置される等、既修者コースにおいて行政法の基礎を学ぶための何らかの特別な配慮が行われているものと思われる。

行政法に関し、法学部と法科大学院を一貫する教育課程の編成を検討する際には、上記の特徴を踏まえて検討を行うべきである。

８－２　法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容

伝統的に、行政法は大きく行政組織法、行政作用法、行政救済法の３つの分野からなる。仮に法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき分野があるとすれば、この３つのうち行政作用法及び行政救済法の分野がそれに該当するということについて異論はないであろう。これに対し、行政組織法の分野は、一部（具体的には行政機関概念を中心とした行政組織法の一般理論の部分）を除き、行政作用法及び行政救済法と同程度に履修・修得すべき必要性があるとまではいえないと思料する。以上を踏まえると、法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき分野として考えられるのは、行政組織法の一部と行政作用法及び行政救済法の分野ということになる。

各分野には多くの学修項目があるが、それらのうち、法学部では行政法上の基礎的概念や重要法律の仕組み及び趣旨など、行政法の基礎力を養うために必要な学修項目が主に扱われるべきであり、他方、法科大学院では法学部で得た基礎的理解を踏まえて、個別事例の検討を行うなどの応用力を養うために必要な学修項目が主に扱われるべきであろう。このことを行政法のコア・カリキュラムとの関係で指摘すると、おおよそ、コア・カリキュラムで「理解している」「説明することができる」とされている項目は法学部で、また「具体的事案に即して考察することができる」とされている項目は法科大学院で扱うのが相応しいといえよう。

以上を踏まえて、行政法総論及び行政救済法の各分野につき、コア・カリキュラムを参考にしながら、法科大学院既修者コース進学者が法学部において履修・修得すべき内容があるとすれば、それはどのようなものか、詳述する。なお、上述の行政組織法の一部は、以下では行政法総論の中で扱う。

（ア）行政法総論（４単位）

法治主義・法の支配・法治国原理・法治国家などと呼ばれる概念の意義について、法律、裁判、民主主義、基本的人権、適正手続保障、信義則などとの関連を含め、理解する必要がある。また、いわゆる法律による行政の原理にいう法律の留保の意義について、具体例を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－１、２－５）。

行政組織法に関し、行政組織を構成する単位である行政機関の種類として、行政庁・補

助機関・諮問機関・執行機関の区別があることを理解するとともに、行政機関の権限の委任・代理・専決の違いを理解する必要がある（コア・カリキュラム１－５－２）。

行政活動の基準に関し、委任立法の概念と法規命令の概念の関係を理解するとともに、政令、省令、規則及び告示の諸形式と、委任立法（法規命令等）の概念の関係を理解する必要がある（委任規定の要否を含む）。また、法規命令の具体例を、条文を参照して説明できるようにすることが望ましい。さらに、通達、審査基準・処分基準、解釈基準・裁量基準と、委任立法（法規命令等）の異同を理解する必要がある。加えて、行政処分の要件及び内容に関し、立法権の委任の仕方が憲法上許容される範囲を超えているか（白紙委任禁止に抵触するか）どうかを裁判所がどのように審査しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明するとともに、行政処分の要件及び内容に関し、委任命令が委任の趣旨を逸脱しているかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。また、手続的観点からは、行政手続法が適用される命令等の具体例を説明できるとともに、同法における命令等の制定手続を、条文に則して説明できることが望ましい。なお、行政活動の基準としても機能しうる行政計画については、行政計画と、委任立法（法規命令等）・行政処分の異同を理解する必要があるとともに（法律の根拠の要否を含む）、行政計画の具体例を、条文を参照して説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－２－２、１－３－４、１－４－２、２－３－１、２－３－２）。

行政処分について、行政処分の根拠規定及び処分庁を示す規定を、条文を参照して説明できるとともに（法律の根拠の要否を含む）、行政処分の概念が、行政手続法、行政事件訴訟法、行政不服審査法においてどのように用いられているかを、条文に則して説明できることが望ましい。また、行政処分の効力に関し、公定力、不可変更力、不可争力、自力執行力の概念について理解する必要がある。特に公定力については、取消訴訟の排他的管轄を認めることの帰結について、具体例を挙げて説明できるとともに（行政処分の無効主張との関係を含む）、取消訴訟の排他的管轄が及ばない場面があることについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。さらに、行政処分の無効と取消しの区別に関しては、処分の無効事由の有無を、裁判所がどのような点に着目して判断しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。また、職権取消しと撤回については、それぞれの具体例を挙げて、両者の意義及び違いを説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－２－１、４－１、５－１－４、５－２、５－５－２）。

行政裁量について、要件裁量及び効果裁量の具体例を、条文を参照して説明できることが望ましい。さらに、行政処分の要件・効果等のどの部分に行政裁量が認められる（又は認められない）と裁判所が判断しているか、裁量判断の合理性が欠如しているかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム２－２－１、２－２－２、２－５）。

行政契約について、行政処分、行政契約及び法規命令の異同を、各概念の定義の違いとして説明できるとともに（法律の根拠の要否を含む）、国及び地方公共団体がどのような場面で行政契約を利用しているか、典型例を挙げて説明できることが望ましい。さらに、国及び地方公共団体が、契約締結を拒否することによって行政目的を達成しようとすることの可否について、行政過程において、契約関係には至らないものの法的に保護されるべき信頼関係が生じることがあることについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－２－３）。

行政指導について、行政指導と行政処分それぞれの具体例を挙げて、法律の根拠の要否を含めて両者の違いを説明するとともに、私人を行政指導に従わせることの限界について、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。また、行政手続法が適用される行政指導の具体例を説明できるとともに、行政指導に関する行政手続法の規定の趣旨を理解する必要がある（コア・カリキュラム１－３－２、１－４－２）。

行政上の義務違反に対する強制執行について、行政上の代執行、強制徴収、直接強制、及び間接強制（執行罰）の具体例を、条文を参照して説明するとともに、行政上の強制執行の法律の根拠の要否、及びその根拠規定を条例におくことができるかについて、行政代執行法に則して説明できることが望ましい。また、行政代執行の手続を、行政代執行法に則して説明できることが望ましい。さらに、行政上の強制執行と即時強制（即時執行）それぞれの具体例を挙げて、法律の根拠の要否にも配慮しながら、両者の異同を説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－３－５）。

行政上の義務違反に対する制裁について、行政上の義務違反に対する非刑事的（行政的）制裁の具体例を、条文を参照して説明できるとともに、行政上の義務違反に対する制裁と行政上の強制執行の異同を説明できることが望ましい。また、行政上の義務違反に対する刑事的制裁と非刑事的（行政的）制裁の関係及び制裁的公表の特色を理解する必要がある（コア・カリキュラム１－３－６）。

行政調査について、その種類（犯則調査を含む）を、法律の根拠の要否とともに、条文

を参照して説明できることが望ましい。また、行政調査（犯則調査を含む）をおこなうにあたってとるべき手続の具体例も、条文を参照して説明できることが望ましい。さらに、行政調査（犯則調査を含む）について求められる憲法上の適正手続とはどのようなものかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－３－２、１－４－３、１－４－１）。

行政手続について、行政処分をおこなう際に求められる憲法上の適正手続の内容及び憲法上の根拠について、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。また、行政手続法と行政手続条例の適用対象を、条文に則して説明できるとともに、行政手続法が適用される申請に対する処分及び不利益処分の具体例を、条文を参照して説明できることが望ましい。併せて、行政手続法及び個別法それぞれにおける適用除外の対象となるかどうか、及び個別法における修正規定の内容を、それぞれ条文を参照して説明できることが望ましい。さらに、審査基準、処分基準、理由提示、聴聞及び弁明機会付与に関する行政手続法の規定の趣旨を理解する必要があるほか、申請に対する処分に関して行政手続法が定める審査及び応答に関する規定の趣旨を理解する必要がある。そのうえで、理由提示、聴聞・弁明機会付与などの意見陳述の機会を与えること、又は審査基準を定めて公にすることが義務付けられる場合に、その違反があったかどうかを裁判所がどのような点に着目して審査しているかについて､代表的な最高裁判決又は判決例を挙げて説明するとともに、いかなる手続違反があると行政処分は違法とされる（取消訴訟であれば取消事由となる）かについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム１－４－１、１－４－２、３－１－１、３－１－２）。

行政情報の管理について、行政機関における情報公開制度の存在理由、及び情報開示請求権の仕組みの概要を理解するとともに、個人情報の取扱い及び自己情報開示・訂正等請求権の仕組みの概要を理解する必要がある（コア・カリキュラム１－５－４）。

（イ）行政救済法（４単位）

行政救済法の分野は、大きく①行政事件訴訟、②行政不服申立て、③国家賠償、④損失補償に分けることができる。

①行政事件訴訟

行政事件訴訟法における行政事件訴訟の意義及び行政事件訴訟法が定める行政事件訴訟

の４類型（抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟、機関訴訟）それぞれの特色を理解する必要がある（コア・カリキュラム１－６）。

取消訴訟の訴訟要件について、処分性の有無、原告適格の有無、狭義の訴えの利益の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。 特に原告適格については、行政事件訴訟法９条２項の趣旨を、具体例を挙げて説明できることが望ましい。そのほか、不服申立てと取消訴訟の関係のうち、自由選択主義と不服申立前置主義のいずれが採用されているかを、条文を参照して説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－１－１、５－１－２、５－１－３、５－１－４）。

取消訴訟における違法主張に関し、違法性の承継の概念、原処分主義と裁決主義の異同及び行政事件訴訟法１０条１項にいう自己の法律上の利益に関係のない違法について、具体例を挙げて説明するとともに、取消訴訟において被告による理由の差替えが限定されるかどうかを裁判所がどのように判断しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－３－１、５－３－２）。

取消訴訟の判決に関し、取消判決と事情判決の異同、取消判決の形成力とその第三者効の意義、取消判決の拘束力の意義及び取消訴訟の終局判決の既判力の意義を、具体例を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－４－１）。

取消訴訟の教示制度について、行政事件訴訟法において義務付けられる教示の内容を、条文に則して説明するとともに、行政事件訴訟法上の教示がなされなかった場合、及び教示が誤ってされた場合それぞれの救済について､条文に則して説明できることが望ましい(コア・カリキュラム５－４－２)。

無効等確認訴訟（行政事件訴訟法３条４項）について、取消訴訟に加えて無効等確認訴訟が定められている理由及び行政事件訴訟法３６条の定める無効等確認訴訟の訴訟要件を、それぞれ具体例を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－５－１）。

不作為違法確認訴訟について、不作為違法確認訴訟の訴訟要件と本案勝訴要件を、具体例を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－６）。

義務付け訴訟について、義務付け訴訟の２類型（申請型と非申請型）の存在意義を、具体例を挙げて説明するとともに、申請型義務付け訴訟の併合提起の意味を、条文に則して説明できることが望ましい。また、義務付け訴訟(申請型と非申請型)の訴訟要件を、具体例を挙げて説明できることが望ましい （コア・カリキュラム５－７－１）。

差止訴訟について、その存在意義と訴訟要件を、具体例を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－７－２）。

抗告訴訟における仮の救済について、行政事件訴訟法における執行不停止原則の意義及び内閣総理大臣の異議制度の意義を、その憲法問題も含めて、理解する必要がある。また、執行停止の申立てを認める決定の効力を説明できることが望ましい。さらに、仮の義務付けの申立制度及び仮の差止めの申立制度の存在意義を、具体例を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム５－８－１、５－８－２）。

当事者訴訟のうち、行政事件訴訟法４条後段のいわゆる実質的当事者訴訟について、その存在理由を、具体例を挙げて説明できるとともに、実質的当事者訴訟としての確認訴訟の提起がいかなる場合に認められるかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。また、行政事件訴訟法４条前段のいわゆる形式的当事者訴訟については、その具体例を、条文を参照して説明できることが望ましい（コア・カリキュラム６－１－１、６－１－２）。

②行政不服申立て

行政不服審査法に基づく再調査の請求、審査請求及び再審査請求の具体例を、条文を参照して説明するとともに、行政不服審査法に基づく処分または不作為についての不服申立てをするための要件を、条文に則して説明できることが望ましい。また、行政不服審査法が申立人のためにどのような手続保障を定めているか、条文に則して説明できるとともに、行政不服審査法における裁決・決定の種類及び認容の裁決・決定の内容についても、条文に則して説明できることが望ましい。加えて、行政不服審査法において義務付けられる教示の内容を、条文に則して説明できるとともに、行政不服審査法上の教示がなされなかった場合、及び教示が誤ってされた場合の救済について、条文に則して説明できることが望ましい。仮の救済についても、行政不服審査法と行政事件訴訟法の異同を、条文に則して説明できることが望ましい（コア・カリキュラム４－１）。

③国家賠償

国家賠償法１条について、当該条文に基づいて損害賠償請求訴訟を提起すべき場面の、具体例を説明できることが望ましい。また、国家賠償法１条の責任の性質を、民法の不法行為規定と比較しながら、条文に則して説明するとともに、国家賠償法１条が適用される場合と、民法の不法行為規定が適用される場合との振り分け基準を、条文に則して説明できることが望ましい。さらに、国家賠償法１条の責任が認められる場合に公務員個人の責

任が認められるかどうかを、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。国家賠償法１条の法律要件に関し、「国又は公共団体」、「公権力の行使」及び「公務員」の意義を、具体例を挙げて説明するとともに、「職務を行うについて」の意義を、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。また、国家賠償法１条の違法の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているか（権限の不行使のほか、立法行為や裁判行為の場面を含む）について、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。さらに、国家賠償法１条の違法と過失の関係及び国家賠償法１条の違法と取消訴訟における違法との異同を、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。そのほか、国家賠償請求訴訟において勝訴するために取消判決を得ておく必要があるかどうかについても、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム７－１－１、７－１－２、７－２）。

国家賠償法２条について、当該条文に基づいて損害賠償請求訴訟を提起すべき場面の、具体例を説明できることが望ましい。また、国家賠償法２条の責任の性質を、民法の不法行為規定と比較しながら、条文に則して説明するとともに、国家賠償法２条が適用される場合と、民法の不法行為規定が適用される場合との振り分け基準を、条文に則して説明できることが望ましい。さらに、国家賠償法２条にいう「公の営造物」の意義を、具体例を挙げて説明できることが望ましい。加えて、国家賠償法２条の瑕疵のうち、いわゆる物的性状瑕疵の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているか、また、いわゆる供用関連瑕疵の有無を裁判所がどのような点に着目して判断しているかについて、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい。国家賠償法２条の瑕疵の意義に関する道路と河川の間の違いについても、代表的な最高裁判決を挙げて説明できることが望ましい（コア・カリキュラム７－１－１、７－１－２、７－３）。

その他、国家賠償法３条（費用負担者の賠償責任）の意義を、具体例を挙げて説明できるとともに、国家賠償法４条（民法の適用）、同法５条（他の法律の適用）及び同法６条（相互保証主義）の意義を理解していることが望ましい（コア・カリキュラム７－１－１、７－１－２）。

④損失補償

損失補償については、憲法２９条３項による損失補償の要否及び補償内容に関する代表的な最高裁判決を理解する必要がある。また、個別法における補償規定のうち、憲法２９条３項の趣旨の具体化とされるものがあることを理解している必要があるとともに、損失

補償と国家賠償の谷間と称される問題の具体例を理解している必要がある（コア・カリキュラム８－１、８－２）。

８－３　法学部・法科大学院を一貫する教育課程編成に向けた課題

法学部と法科大学院を一貫する教育課程を編成しようとする場合、行政法については、次のような課題があるものと考えられる。

８－３－１　科目編成

冒頭で指摘したとおり、多くの法学部では、行政法の科目として行政法総論（４単位）と行政救済法（４単位）が設けられているものと思われる。仮に「３年+２年コース」を導入するため、他の法律基本科目との関係等により、上記２科目を圧縮する必要があるとすれば、新たに「行政法」（４単位）とすることも考えられなくはない。かつて法学部における行政法が行政法総論（４単位で､おおよそ現在の行政法総論に行政救済法を加えたもの）と行政法各論（４単位）で成り立っていたことも考慮すると、そのようないわば「先祖返り」もありえないわけではない。しかし、法学部における行政法関係の授業は法曹志望の学生のためだけでなく、公務員や、一般企業を志望する学生のためにも設けられていることに加え（特に公務員志望の学生にとって行政法の科目は重要科目である。)、この間に、重要法律の制定や大きな改正があるなどしたため、かつてよりも、行政法上の学修項目が量的に増大していること等に鑑みると、「３年+２年コース」の新制度を導入することのみを重視して法学部における行政法科目を圧縮するのは適切ではないであろう。

８－３－２　配当年次

「３年＋２年コース」の新制度を導入する場合、行政法科目の法学部における配当年次は課題となりうる。

「３年＋２年コース」の新制度は法学部での学修期間を４年から３年に短縮する制度なので、３年次配当の科目とされてきた行政法を前倒しして、２年次配当科目とすることが考えられなくはない。しかし、２年次では、行政法を理解するうえで必要となる民事訴訟法等の他の法律基本科目の基礎的理解が必ずしも十分得られていないであろう。それにもかかわらず２年次における行政法の履修を可能にすると、いわば消化不良の学生を数多く輩出してしまうおそれがあるので、何らかの対策を講じる必要があろう。このように、行

政法科目を２年次配当科目にしようとする場合には、行政法が法律基本科目の中でも応用的・発展的性格を有する科目であるということに十分配慮して、2 年次配当の是非について検討する必要があろう。

また、行政法を３年次配当科目とする場合には、上記の問題は一定程度解消できるが、法科大学院入試との関係は課題となる。夏から秋にかけて実施される法科大学院入試において行政法が試験科目として課される場合には、日程次第で、法学部における３年次の行政法の単位（行政法総論及び行政救済法）を取得しないまま、受験することになる。この場合、法学部の履修制度と法科大学院の受験制度の間で整合性がとれていないという指摘がありうる。そこで、行政法については、夏から秋にかけて実施される法科大学院入試において試験科目としないで、入学直前の１～３月に行政法の科目免除試験を別途、実施することが考えられよう。もっとも、その場合、夏～秋にかけて実施された法科大学院既修者コース試験で合格しておきながら、１～３月に実施される科目免除試験で行政法が不合格になると、その者の扱いは問題となる。制度設計次第ではあるが、法科大学院のカリキュラムを工夫する必要がある場合もあろう。

なお、仮に行政法総論及び行政救済法を３年次に配当する場合には、①３年次前期に行政法総論、３年次後期に行政救済法を履修できるようにする、②３年次前期に行政救済法、３年次後期に行政法総論を履修できるようにする、③３年次前期に行政法総論と行政救済法を同時に履修できるようにする、④３年次後期に行政法総論と行政救済法を同時に履修できるようにする、という４つのパターンが考えられる。このうち、いずれを採用するのか、検討する際には、特に法科大学既修者コースの入学試験との関係及び他の法律基本科目との関係に配慮する必要があるものと思われる。

８－３－３　法科大学院の授業との関係

「４年＋２年コース」の学生が受験する法科大学院既修者コースの入試において、行政法を試験科目にしていない法科大学院は多いと思われる。そのような法科大学院において「３年＋２年コース」の学生に入試段階で行政法を試験科目として課すことは考えにくい。そのため、仮に「３年＋２年コース」ができたとしても、おそらく多くの法科大学院は入試段階で行政法を試験科目として課すことはないであろうと予想される。このような法科大学院では、何らかの形で、受講者が行政法の基礎力を十分有していないことに配慮した

授業運営がされていくものと思われる。そうすると、そのような法科大学院では、法学部において行政法を履修していない者でも、一定の配慮の下で、法科大学院の行政法の学修を進めていくことができるから、極論すると、法曹養成のみを念頭に置いた５年一貫教育の中では最初の３年（法学部）で、あえて行政法を学ぶ必要はないという見方もありえなくはない。むしろ、法学部の３年間では、行政法以外の法律基本科目をじっくり学修したほうが、後の行政法の学修に有益であるという見方もありえよう。もっとも、法科大学院の中には入試段階で行政法を試験科目として課す法科大学院もありえ、そのような法科大学院（または法科大学院入試で行政法を試験科目として課さなくても入学直前期に科目免除試験を実施する法科大学院）への進学を希望する法学部生のことを考慮すると、法学部の３年間で行政法を学修する機会は確保する必要がある。

８－４　モデル・カリキュラム案（行政法＞

○「４年＋２年コース」の場合

＜３年次・４年次＞

（ア）行政法総論（４単位）

・行政法総論上の基本概念について理解し、一定程度説明できる。

・行政法総論上の基本的な考え方（理論）について理解し、一定程度説明できる。

・行政法総論に関わる主要な法律（具体的には、行政代執行法、行政手続法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）の仕組み及び制度趣旨について理解し、一定程度説明できる。

・行政法総論上の重要判例について、事案の概要、問題の所在、判旨を理解し、一定程度説明できる。

（イ）行政救済法（４単位）

・行政救済法上の基本概念について理解し、一定程度説明できる。

・行政救済法上の基本的な考え方（理論）について理解し、一定程度説明できる。

・行政救済法に関わる主要な法律（具体的には、行政事件訴訟法、行政不服審査法、国家賠償法）の仕組み及び制度趣旨について理解し、一定程度説明できる。

・行政救済法上の重要判例について、事案の概要、問題の所在、判旨を理解し、一定程度説明できる。

○「３年＋２年コース」の場合

＜３年次＞

（ア）行政法総論（４単位）

・行政法総論上の基本概念について理解し、一定程度説明できる。

・行政法総論上の基本的な考え方（理論）について理解し、一定程度説明できる。

・行政法総論に関わる主要な法律（具体的には、行政代執行法、行政手続法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）の

仕組み及び制度趣旨について理解し、一定程度説明できる。

・行政法総論上の重要判例について、事案の概要、問題の所在、判旨を理解し、一定程度説明できる。

（イ）行政救済法（４単位）

・行政救済法上の基本概念について理解し、一定程度説明できる。

・行政救済法上の基本的な考え方（理論）について理解し、一定程度説明できる。

・行政救済法に関わる主要な法律（具体的には、行政事件訴訟法、行政不服審査法、国家賠償法）の仕組み及び制度趣旨について理解し、一定程度説明できる。

・行政救済法上の重要判例について、事案の概要、問題の所在、判旨を理解し、一定程度説明できる。

調査研究担当

土田伸也（中央大学）

徳本広孝（中央大学）